

豊見城市の環境

令和7年度版（令和6年度分報告）



とみぐすくし
豊見城市 市民部 環境課

はじめに

豊見城市は沖縄本島南部に位置し、沖縄県の空の玄関口、那覇空港及び県都那覇市に隣接する人口6万人余を擁する都市です。本市にはラムサール条約に登録された「漫湖」や「饒波川」の周辺、「瀬長島」をはじめとする水辺空間、史跡や斜面緑地が残る「豊見城城址」周辺など、貴重な自然環境が残されており、うるおいのある都市景観を形成する重要な要素となっているため、憩いや安らぎを提供する資源として保全に努めるとともに、自然と共生する都市づくりを進めています。

その一方で、都市化の進展や生活様式の多様化により、地球温暖化や生物多様性の損失、資源枯渇といった地球的規模の問題から廃棄物処理、水・大気・土壌汚染などの身近な問題まで様々な問題に直面しています。

本市においても、那覇空港周辺における航空機騒音や生活排水等を起因とする水質汚濁、事業所からの悪臭等の公害苦情、また、ごみの不法投棄や墓地の散在化などが行政としての大きな課題となっています。

様々な環境問題に対応するため、本市では、航空機騒音の測定や水質調査、臭気測定等の公害調査をはじめ、ごみの減量化や不法投棄監視カメラ及び看板の設置、公営墓地の整備等に取り組んでいます。次世代に良好な環境を継承するためには、行政のみでなく、市民、事業者等すべての主体が環境の現状を把握し、日常生活や事業活動のあらゆる場面で、常に意識を持って環境へ配慮した取り組みを行うことが必要となります。

この「豊見城市の環境」は、令和6年度の豊見城市の環境の現状をまとめたものであり、本書が皆様の環境への関心と理解を深め、環境保全活動の取り組みに役立てていただければ幸いです。

令和8年3月

豊見城市長 徳元 次人

目 次

第1章 市勢

1	位置	・・・	1
2	気象	・・・	2
3	地質・土壌	・・・	3
4	人口	・・・	3

第2章 環境保全の啓発及び対策事業

1	環境保全の啓発	・・・	4
(1)	漫湖チュラカーギ作戦38	・・・	4
(2)	第28回国場川水あしび	・・・	5
(3)	ダンボールコンポスト（生ごみ処理講習会）	・・・	6
2	合併処理浄化槽設置整備事業	・・・	7
3	広域的事業 国場川水系環境保全推進協議会	・・・	7
4	自然保護	・・・	8
(1)	漫湖	・・・	8
(2)	漫湖水鳥・湿地センター	・・・	8
(3)	与根第一遊水池（三角池）	・・・	9
(4)	豊崎干潟	・・・	9

第3章 公害苦情

1	年度別公害苦情件数	・・・	10
---	-----------	-----	----

第4章 水質

1	河川水質調査	・・・	11
(1)	令和6年度国場川水系水質調査結果（夏季）	・・・	11
(2)	令和6年度国場川水系水質調査結果（冬季）	・・・	11
(3)	国場川水系調査地点別BODの比較（令和6年度）	・・・	12
(4)	国場川水系調査地点別BODの比較（年度別）	・・・	13
(4)	国場川水系調査地点別BODの比較（年度別）	・・・	14
(5)	令和6年度豊見城市西側水系水質調査結果（夏季）	・・・	15
(6)	令和6年度豊見城市西側水系水質調査結果（冬季）	・・・	15
(7)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較（令和6年度）	・・・	16
(8)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較（年度別）	・・・	17
(8)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較（年度別）	・・・	18
(9)	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	・・・	19
(10)	河川水質の環境基準達成状況	・・・	20
(11)	生活環境の保全に関する環境基準	・・・	21
(12)	用語解説	・・・	22
(12)	用語解説	・・・	23

第5章 騒音・振動

1	航空機騒音	・・・	24
(1)	那覇空港周辺における航空機騒音	・・・	24
(2)	航空機騒音に係る環境基準	・・・	25
(3)	航空機騒音に係る環境基準類型指定	・・・	25
(4)	那覇空港周辺航空機騒音測定結果	・・・	25
①	航空機騒音測定結果（令和6年度）	・・・	25
②	航空機騒音測定結果（項目別）	・・・	26

(5)	測定結果まとめ	...	29
	① Ldenについて	...	29
	② WECPNLについて	...	29
	③ 騒音発生回数について	...	29
	④ 最大ピークレベルについて	...	29
	⑤ 環境基準の超過日数について	...	29
(6)	WECPNLとLdenについて	...	30
(7)	住宅騒音防止対策事業	...	31
2	自動車騒音の常時監視について	...	32
	(1) 概要	...	32
	(2) 評価対象道路	...	32
	(3) 評価方法（面的評価）	...	32
	(4) ローテーション	...	33
	(5) 令和6年度自動車騒音常時監視結果（環境基準達成状況）	...	34
3	騒音規制法・振動規制法に基づく届出	...	35
	(1) 令和6年度騒音規制法に基づく特定施設設置届出	...	35
	(2) 令和6年度騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出	...	36
	(3) 年度別騒音規制法に基づく特定施設設置届出	...	37
	(4) 年度別騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出	...	37
	(5) 令和6年度振動規制法に基づく特定施設設置届出	...	38
	(6) 令和6年度振動規制法に基づく特定建設作業実施届出	...	38
	(7) 年度別振動規制法に基づく特定施設設置届出	...	39
	(8) 年度別振動規制法に基づく特定建設作業実施届出	...	39
4	騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準	...	40
5	振動規制法に基づく規制地域及び規制基準	...	41

第6章 悪臭

1	悪臭防止法による規制	...	42
	(1) 悪臭防止法に基づく規制地域	...	42
	(2) 悪臭防止法に基づく規制基準	...	42
	(3) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	...	42
	(4) 臭気指数測定結果	...	43

第7章 廃棄物

1	ごみ処理状況	...	44
	(1) 形態別ごみ収集状況	...	44
	(2) ごみ種別、処理状況	...	45
	(3) 年度別、月別ごみ搬入状況	...	46
	(4) 1日当たりごみ総処理量と1人1日当たり家庭ごみ排出量	...	47
	(5) 家庭系ごみ、事業系ごみの割合	...	48
	(6) 全体ごみ、事業系ごみ量状況	...	49
	(7) 生ごみ自己処理機等奨励金交付実績	...	50
	(8) 資源ごみ収集状況	...	51
	(9) 自己搬入家庭系、事業系の割合	...	52

第8章 環境衛生

1	環境衛生業務の概要	...	53
2	狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務	...	54
3	そ族昆虫及び危険生物に関する業務	...	55
4	その他	...	56
	(1) 放置自動車に関する業務	...	56
	(2) 不法投棄に関する業務	...	56
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務	...	57

第9章 地球温暖化対策の推進

（地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく令和5年度分温室効果ガス総排出量報告）

1	豊見城市地球温暖化防止実行計画	...	58
	(1) 実行計画の期間	...	58
	(2) 実行計画の目標	...	58
	(3) 令和6年度温室効果ガス総排出量	...	58

2	豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づく 施策の実施状況（令和6年度）	・・・	59
3	エネルギー使用量等の現状	・・・	60
4	電気使用量の内訳（年度）	・・・	60
5	温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値）	・・・	61
6	温室効果ガスの部門別排出量	・・・	62
7	温室効果ガス排出量の比較	・・・	63
(1)	総排出量	・・・	63
(2)	二酸化炭素（CO2）	・・・	64
(3)	メタン（CH4）	・・・	65
(4)	一酸化二窒素（N2O）	・・・	66
8	温室効果ガスの内訳	・・・	67
9	課題と今後の取組みについて	・・・	67

資 料

1	組織機構及び事務分掌	・・・	68
2	豊見城市公害防止条例	・・・	69
3	豊見城市公害防止条例施行規則	・・・	71
4	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	・・・	76
5	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則	・・・	80
6	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・・・	84
7	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 施行規則	・・・	86
8	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例	・・・	88
9	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則	・・・	89
1 0	豊見城市飼い犬条例	・・・	90
1 1	豊見城市飼い犬条例施行規則	・・・	92
1 2	豊見城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則	・・・	93
1 3	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例	・・・	95
1 4	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	・・・	99
1 5	豊見城市公営墓地整備計画策定委員会規則	・・・	103
1 6	豊見城市墓地検討委員会設置要項	・・・	104
1 7	豊見城市公害対策審議会規則	・・・	105

第1章 市 勢

1	位 置	• • •	1
2	気 象	• • •	2
3	地質・土壤	• • •	3
4	人 口	• • •	3

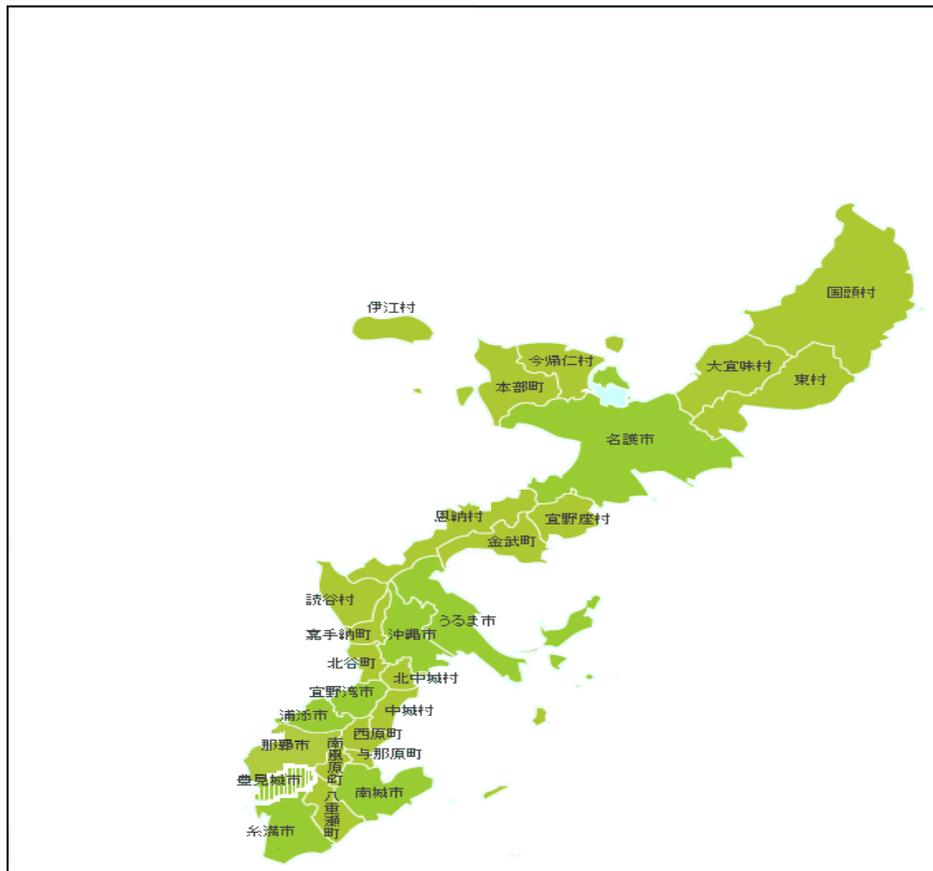
1 位置

本市は、沖縄本島南部に位置し、北は県都的那覇市に隣接、東は南風原町、八重瀬町、南は糸満市に隣接しています。

方位	地名	経度	緯度	面積
豊見城市役所	宜保一丁目1番地1	東経 127° 40' 52"	北緯 26° 10' 38"	19.34km ²
極 東	金 良	東経 127° 42' 50"	北緯 26° 10' 54"	
極 西	那覇空港第二滑走路	東経 127° 37' 52"	北緯 26° 10' 43"	
極 南	岡波島	東経 127° 38' 21"	北緯 26° 08' 29"	
極 北	漫 湖	東経 127° 41' 00"	北緯 26° 11' 54"	
最高地点	平良（平城）	東経 127° 41' 19"	北緯 26° 10' 18"	標高108.6m
最低地点	海 岸 線			標高0m

統計とみぐすく 第12号 令和4年度版

※豊見城市役所の経度緯度については国土地理院データより



2 気 象

沖縄県は、琉球列島に位置し、黒潮の影響を受けるため四季を通じて温暖多湿で、亜熱帯海洋性気候特有の天候が多く、熱帯性、温帯性植物がよく生育する。5月～6月の梅雨時期と、台風の多い8月に多雨となる。大きな特徴としては、アジア季節風帯にあって、夏と冬の季節風の交替が顕著であることが挙げられ、5月～8月は南よりの季節風、10月～3月にかけては北よりの季節風が吹く。冬季大陸性高気圧の張り出す北よりの季節風時期には一般に小雨を伴う曇雨天が多く、南よりの季節風時期には晴天が多い。台風の主要進路に当たりその常襲地帯で、猛烈な暴風雨による被害を多く受ける地域である。

年	気 温 (°C)			平均湿度 (%)	年間降水量 (mm)	那覇への台風接近回数
	平均	最高	最低			
令和2年	23.8	34.7	10.6	77	2481.0	3
令和3年	23.6	33.5	9.7	77	2485.5	5
令和4年	23.7	33.8	11.7	80	2996.5	3
令和5年	23.8	34.3	8.4	77	2291.5	2
令和6年	24.4	36.0	12.0	76	3069.0	3

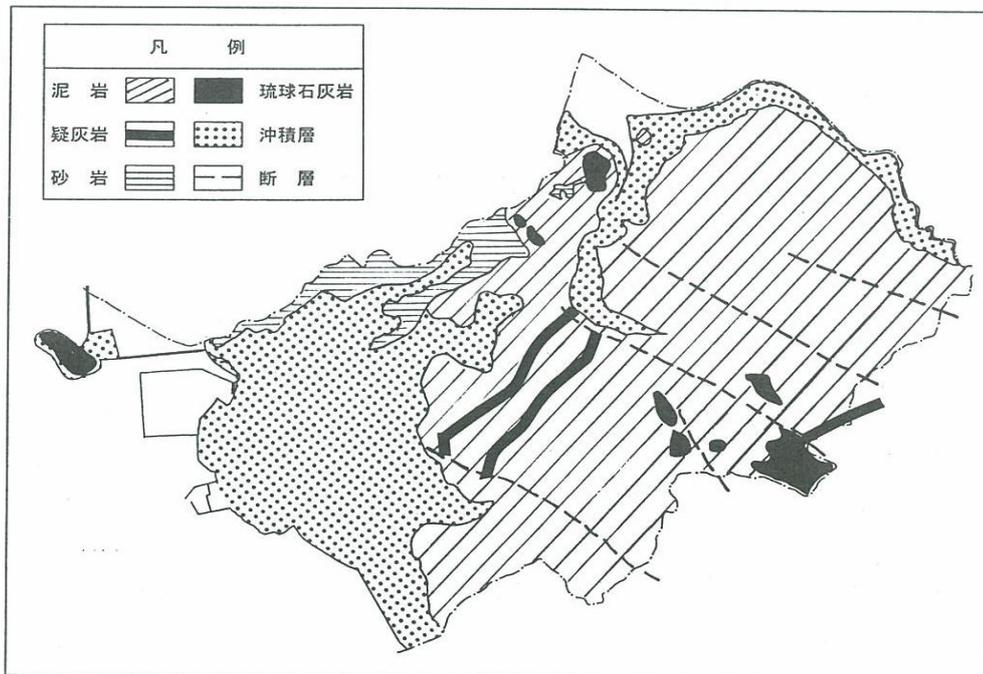
※気象庁、沖縄気象台公表データ参照

3 地 質 ・ 土 壤

地質は、丘陵域のほとんどを本島中南部一帯に広がる第三期の島尻層群が占め、琉球石灰岩が豊見城団地付近や、高嶺丘陵域の一部、豊見城城址付近に分布している。また、北西部の丘陵域から瀬長島まで、砂岩が広がっている。与根の低地一帯や、饒波川下流域は沖積低地となっており、特に与根の低地は約2kmの幅の広がりを持っている。

土壌は、島尻層群が風化したシルト質泥灰岩（ジャーガル）を主体に形成されている。その他にも我那覇、田頭、伊良波、上田には砂岩土壌、平良や高嶺の丘陵地にはサンゴ性土壌（島尻マージ）、与根や翁長、饒波川、長堂川、国場川の沖積土壌は、丘陵域より運ばれた泥灰岩（ジャーガル）が堆積している。

地質図



豊見城市みどりの基本計画

4 人 口

令和6年 12月末現在	人 口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
	65,889	32,232	33,657	28,690

各年12月末現在 単位：(人・世帯)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
総人口	65,766	65,940	65,954	66,101	65,889
男	32,383	32,390	32,297	32,362	32,232
女	33,383	33,550	33,657	33,739	33,657
世帯数	27,289	27,676	28,033	28,416	28,690

豊見城市 市民課 資料

第2章 環境保全の啓発及び対策事業

1	環境保全の啓発	・・・	4
	(1) 漫湖チュラカーギ作戦37	・・・	4
	(2) 第28回国場川水あしび	・・・	5
	(3) ダンボールコンポスト（生ごみ処理講習会）	・・・	6
2	合併処理浄化槽設置整備事業	・・・	7
3	広域的事業 国場川水系環境保全推進協議会	・・・	7
4	自然保護	・・・	8
	(1) 漫湖	・・・	8
	(2) 漫湖・水鳥・湿地センター	・・・	8
	(3) 与根第一遊水池（三角池）	・・・	9
	(4) 豊崎干潟	・・・	9

1 環境保全の啓発

環境保全の意識を高めるために、様々な啓発事業を行いました。

(1) 漫湖チュラカーギ作戦38

市街地に残った貴重な湿地である漫湖南岸の河川ごみ拾いを通して、みんなで漫湖のことを考えてもらうため清掃活動を行いました。

令和6年6月22日（土）10:00～12:00 漫湖水鳥・湿地センター

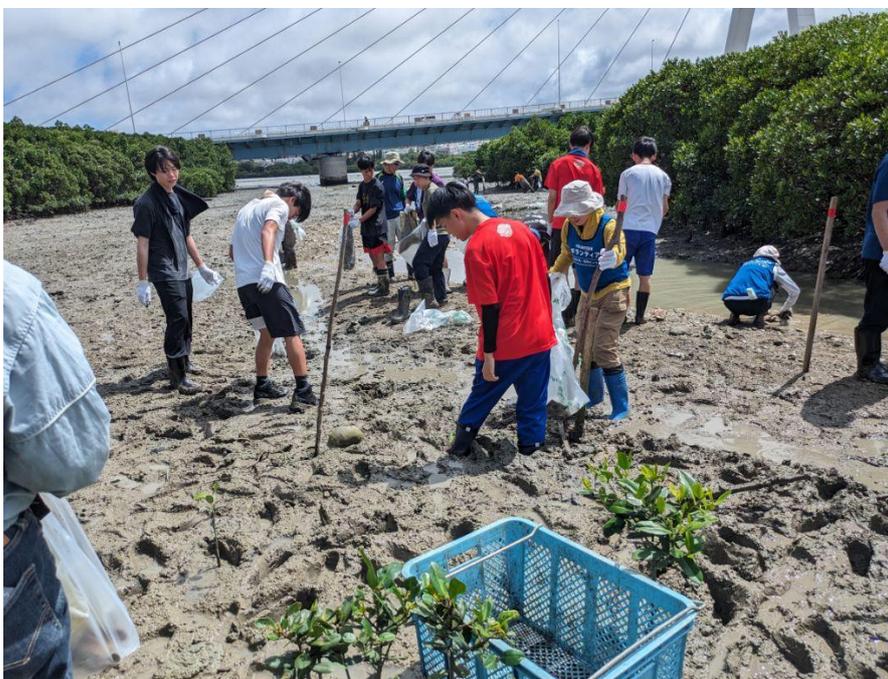
マイクロプラスチック拾い・清掃活動

参加者：134名 ごみ回収量：約1340kg

(マイクロプラスチック拾い)



(清掃活動)



(2) 第28回国場川水あしび

多くの水鳥が飛来する国場川水系の貴重な自然に親しみ、水辺の環境保全の大切さを認識してもらうために、第28回国場川水あしびを行いました。

令和6年11月16日(土) 10:00~12:30 漫湖水鳥・湿地センター

清掃活動・マングローブの稚樹抜き・観察会

参加者：198名 ごみ回収量：420kg

(開会式)



(清掃活動)



(マングローブ稚樹抜き)



(観察会)



(3) ダンボールコンポスト (生ごみ処理講習会)

家庭から排出される可燃ごみの約3割から4割は生ごみと言われております。生ごみを資源として効果的に再利用し、廃棄物発生抑制、減量化の推進及び住民意識の啓発を図るため、生ごみ処理講習会を開催しました。

- 第1回講習会 令和6年11月 2日 (土) 10:00~12:00
- 第2回講習会 令和6年12月 7日 (土) 10:00~12:00

○ 会場 豊見城市役所

○ 講習会参加人数：第1回:20名 第2回:15名



2 合併処理浄化槽設置整備事業

公共用水域の水質汚濁を防止するため、生活排水の一部を未処理のまま放流する単独浄化槽から、すべての生活排水を処理する合併処理浄化槽への切り替えに対して設置費の一部を補助しています。

	5人槽	6人～7人槽	8人～10人槽	合計
平成8年度	0	2	3	5
平成9年度	0	3	2	5
平成10年度	0	1	0	1
平成11年度	0	3	3	6
平成12年度	0	3	1	4
平成13年度	0	7	1	8
平成14年度	0	0	0	0
平成15年度	0	1	1	2
平成16年度	0	2	1	3
平成17年度	2	4	0	6
平成18年度	0	1	0	1
平成19年度	1	0	0	1
平成20年度	0	0	0	0
平成21年度	0	2	0	2
平成22年度	1	0	0	1
平成23年度	0	0	0	0
平成24年度	0	0	0	0
平成25年度	1	1	0	2
平成26年度	1	0	0	1
平成27年度	0	0	0	0
平成28年度	1	0	0	1
平成29年度	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0
令和2年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	1	0	0	1
合計	8	30	12	50

3 広域的事業 国場川水系環境保全推進協議会

国場川水系は国場川、長堂川そして饒波川からなり、与那原町、南城市、八重瀬町、糸満市、南風原町、那覇市、豊見城市の7市町に流域を持ち、那覇港海域にそそぎこんでいます。国場川水系環境保全推進協議会は、この7市町で構成し、国場川水系の環境保全対策を連携して推進し、水辺環境の回復を図っています。

事業内容

- 令和6年度総会開催
- 第28回国場川水あしび

4 自然保護

(1) 漫湖

漫湖は、豊見城市を流れる饒波川と那覇市を流れる国場川の合流地点に形成された河口干潟で、海域から3km上流の内陸にありますが、潮の干満差の影響を強く受け、干潮時に最大約47haの泥質干潟が出現します。漫湖の西岸部には、小規模のヨシ原とメヒルギを中心とした約11haのマングローブ林が広がり、自然環境を観察する貴重な場所となっています。

漫湖は、中国北部やシベリア、アラスカなどから日本を經由して、東南アジア、オーストラリアなどへ渡っていく鳥たちのルート上にあるため、渡り鳥たちのエネルギー補給の中継地、越冬地として重要な役割を果たしています。漫湖で観察できる鳥類は、シギ・チドリ類、特にムナグロ、メダイチドリ、ダイシャクシギ、キアシシギ、ハマシギや、世界的にも希少である、ズグロカモメやクロツラヘラサギなども毎年確認されています。

渡り鳥たちのエサとなる底生生物も豊富に生息し、干潮時の干潟には無数のヒメヤマトオサガニがハサミを振り上げ、トビハゼが干潟を飛び跳ねている姿が見られます。

泥の中には、オキシジミや日本では漫湖でしか確認されていないモモイロサギガイなどが生息しています。

昭和52年に国指定鳥獣保護区に、平成9年からは、水面部分が特別保護地区に指定されました。また、平成11年5月にはその重要さが世界的に認められ、ラムサール条約の登録湿地となりました。

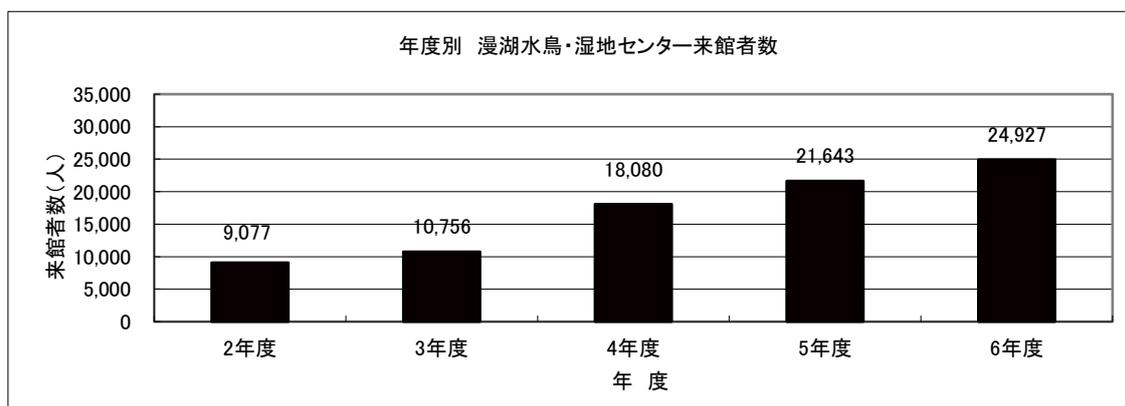
国指定鳥獣保護区

種別	名称	鳥獣保護区		特別保護地区	
		面積	期間	面積	期間
集団渡来地	漫湖	174 ha	H19.11.1 から H39.10.31 まで	58 ha	H19.11.1 から H39.10.31 まで

(2) 漫湖水鳥・湿地センター

漫湖水鳥・湿地センターは、平成15年5月に水鳥をはじめとする野生生物の保護と湿地の保全、賢明な利用について理解を深めていくための普及啓発活動や調査研究、観察などを行う拠点施設として設置されました。漫湖水鳥・湿地センターでは、来館者に漫湖の自然環境や生物、漫湖の直面している問題について紹介しています。また、近隣の小中学校の総合学習に利用されることが多く、館内には望遠鏡を利用して水鳥の観察ができるほか、木道からは間近で干潟にすむ生き物たちが観察できます。平成30年度来館者数は32,681人を数え、中長期計画で目標とした来館者数3万人/年を達成していますが、コロナ禍以降入館制限等の影響で来館者数が減少しています。

この他にも、野鳥観察はもちろん、漫湖作品コンクールや沖縄県こども環境会議など多くの行事を開催しています。



(3) 与根第一遊水池（三角池）

与根第一遊水池は、豊見城市字与根に位置し、大雨が降ったときに一時的に雨水を貯めることで、下流の被害を防ぐ目的で西部土地改良事業で設置された遊水池です。

第一遊水池は、面積が11,490㎡で周囲約490mの三角形の形をしていることから通称「三角池」と呼ばれています。三角池では、ダイサギ、コサギといったサギの仲間や、コガモ、ハシビロガモ、ソリハシセイタカシギ、バン等の水鳥が数多く見られます。また、クロツラヘラサギやセイタカシギのような珍しい鳥も訪れます。



(4) 豊崎干潟

豊崎干潟は、豊見城市地先埋立地である豊崎にある干潟です。豊崎干潟には、水鳥が採餌と休憩のできる人工の中州があり、野鳥観察広場からは水鳥を間近で観察することができます。



第3章 公害苦情

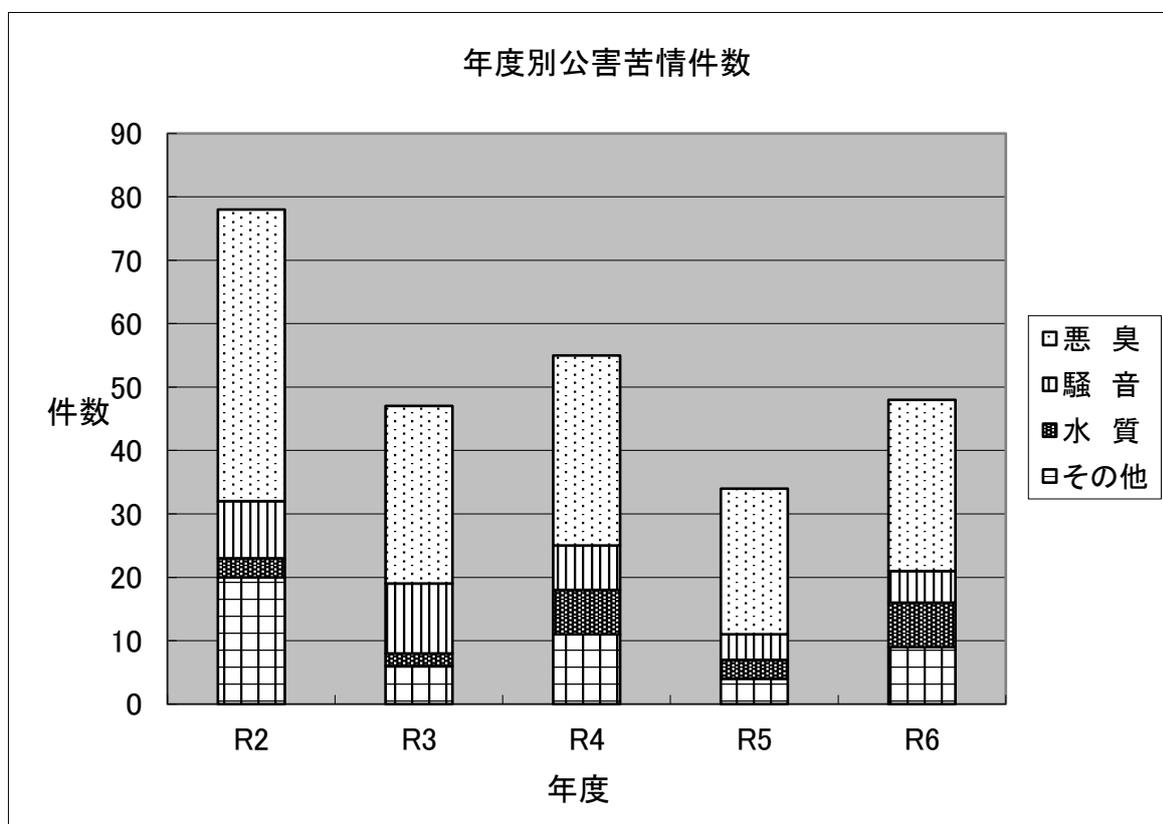
1	年度別公害苦情件数	・・・	10
---	-----------	-----	----

1 年度別公害苦情件数

令和6年度の公害苦情件数は46件です。公害苦情の主な内容は、悪臭では野焼き及び生活排水によるものです。騒音では事業所等からの騒音に対する苦情があり、水質については、河川及び排水路の水質汚濁が主なものとなっています。

単位：件

	R 2	R 3	R 4	R5	R6
悪 臭	46	28	30	23	27
騒 音	9	11	7	3	5
水 質	3	2	7	4	7
その他	20	6	11	4	9
合 計	78	47	55	34	46



第4章 水 質

1	河川水質調査	・・・	11
(1)	令和6年度国場川水系水質調査結果(夏季)	・・・	11
(2)	令和6年度国場川水系水質調査結果(冬季)	・・・	11
(3)	国場川水系調査地点別BODの比較(令和6年度)	・・・	12
(4)	国場川水系調査地点別BODの比較(年度別)	・・・	13
(4)	国場川水系調査地点別BODの比較(年度別)	・・・	14
(5)	令和6年度豊見城市西側水系水質調査結果(夏季)	・・・	15
(6)	令和6年度豊見城市西側水系水質調査結果(冬季)	・・・	15
(7)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較(令和6年度)	・・・	16
(8)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較(年度別)	・・・	17
(8)	豊見城市西側水系調査地点別BODの比較(年度別)	・・・	18
(9)	水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	・・・	19
(10)	河川水質の環境基準達成状況	・・・	20
(11)	生活環境の保全に関する環境基準	・・・	21
(12)	用語解説	・・・	22
(12)	用語解説	・・・	23

1 河川水質調査

市内河川及び主要な水路における水質調査を実施することにより、水質の現状と経年的な変動を把握することを目的とします。

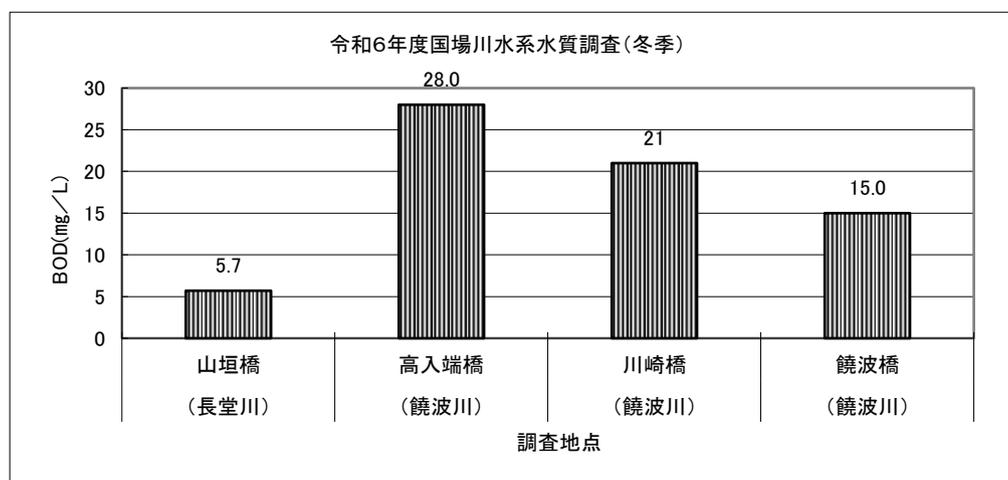
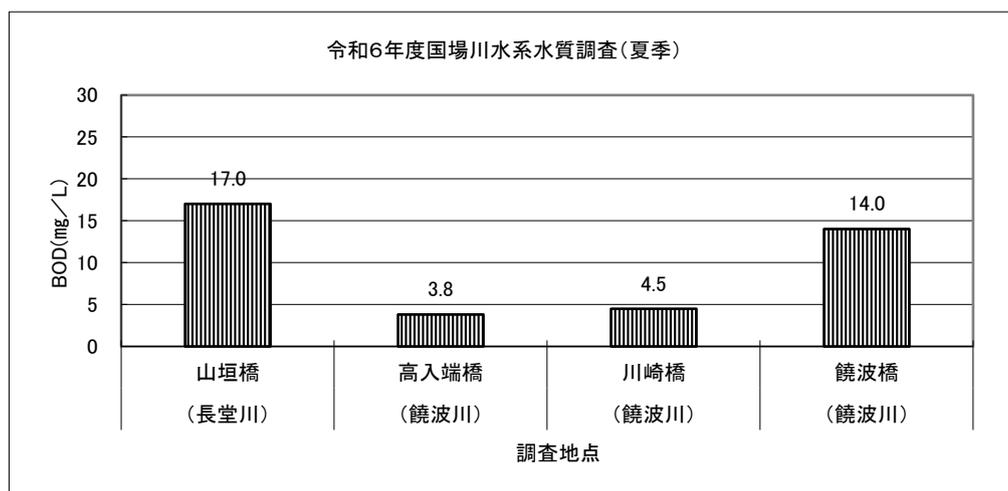
(1) 令和6年度 国場川水系水質調査結果（夏季） 調査地点4箇所

調査地点	山垣橋	高入端橋	川崎橋	饒波橋
河川名	長堂川	饒波川		
採水年月日	R6. 8. 28			
採水時刻	11:50	10:40	11:00	11:20
天候（前日／当日）	曇	晴れ	晴れ	晴れ
気温（℃）	31.5	30.0	30.0	31.3
水温（℃）	31.2	30.0	31.3	31.0
外観・水色	無色	無色	無色	無色
透視度（度）	>30	>30	>30	>30
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	7.9	8.3	8.4	8.3
BOD(mg/L)	17.0	3.8	4.5	14.0
COD _{Mn} (mg/L)	-	-	-	-
SS (mg/L)	11	17	12	15
DO (mg/L)	5.6	8.2	8.2	9.3
大腸菌数 (CFU/100mL)	920	100	210	440
T-N (mg/L)	-	-	-	-
T-P (mg/L)	-	-	-	-
Cl ⁻ (mg/L)	-	-	-	-
流量 (m ³ /日)	-	-	-	-
BOD負荷量(kg/日)	-	-	-	-

(2) 令和6年度 国場川水系水質調査結果（冬季） 調査地点4箇所

調査地点	山垣橋	高入端橋	川崎橋	饒波橋
河川名	長堂川	饒波川		
採水年月日	R7. 2. 13			
採水時刻	15:10	14:30	14:30	14:50
天候（前日／当日）	曇	曇	曇	曇
気温（℃）	15.0	16.5	16.5	15.0
水温（℃）	17.0	17.0	17.0	17.0
外観・水色	無色	無色	無色	無色
透視度（度）	>30	>30	>30	>30
臭気	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	7.7	7.7	7.7	7.7
BOD(mg/L)	5.7	28.0	21.0	15.0
COD _{Mn} (mg/L)	-	-	-	-
SS (mg/L)	4	23	12	11
DO (mg/L)	5.0	6.9	7.3	6.7
大腸菌数 (CFU/100mL)	280	1,100	760	640
T-N (mg/L)	-	-	-	-
T-P (mg/L)	-	-	-	-
Cl ⁻ (mg/L)	-	-	-	-
流量 (m ³ /日)	-	-	-	-
BOD負荷量(kg/日)	-	-	-	-

(3) 国場川水系調査地点別BODの比較（令和6年度）



水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況
平成16年3月30日 沖縄県告示第282号

○長堂川 類型指定なし ○饒波川 D類型

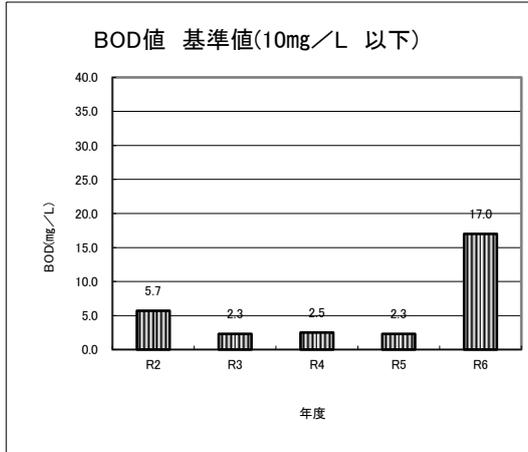
生活環境の保全に関する環境基準
昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

○長堂川 類型指定なしのため、参考としてE類型 BOD(10mg/L 以下)

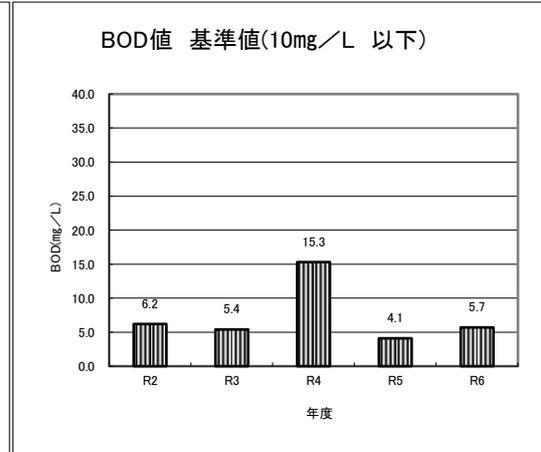
○饒波川 D類型 BOD(8mg/L 以下)

(4) 国場川水系調査地点別BODの比較 (年度別)

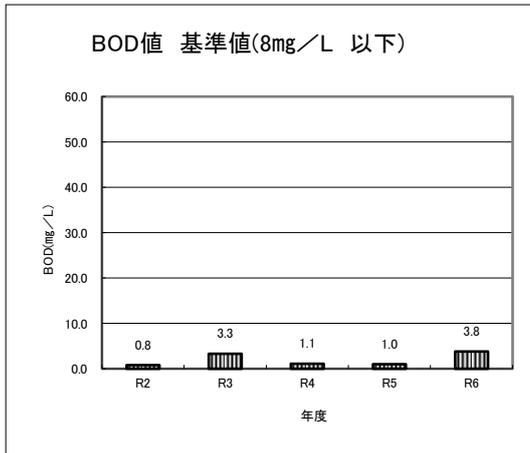
山垣橋 (長堂川) : 夏季



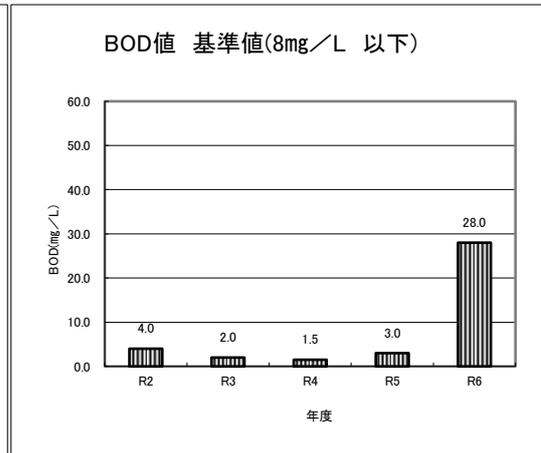
山垣橋 (長堂川) : 冬季



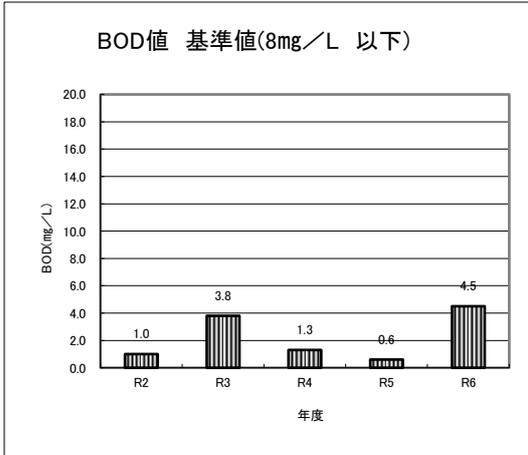
高入端橋 (饒波川) : 夏季



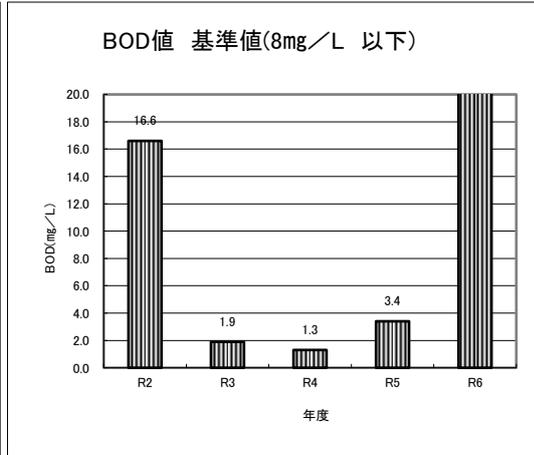
高入端橋 (饒波川) : 冬季



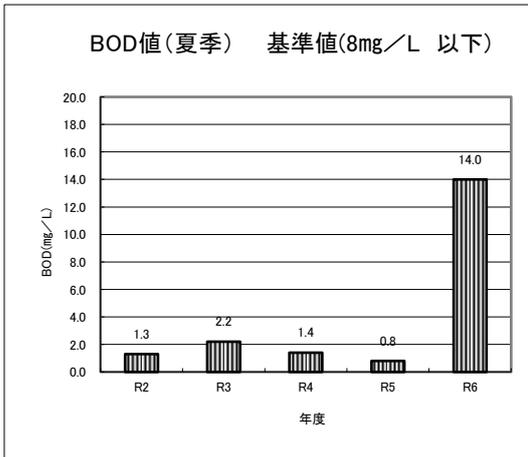
川崎橋（饒波川）：夏季



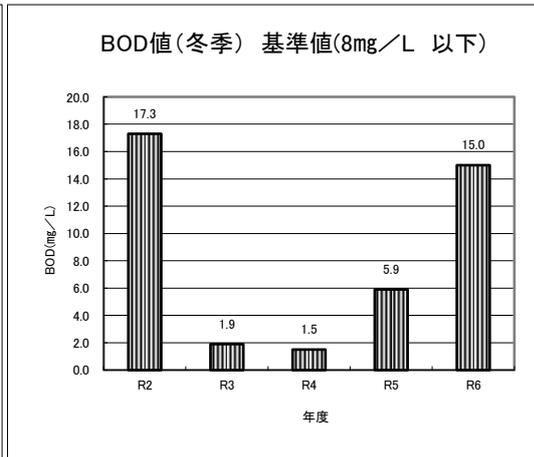
川崎橋（饒波川）：冬季



饒波橋（饒波川）：夏季



饒波橋（饒波川）：冬季



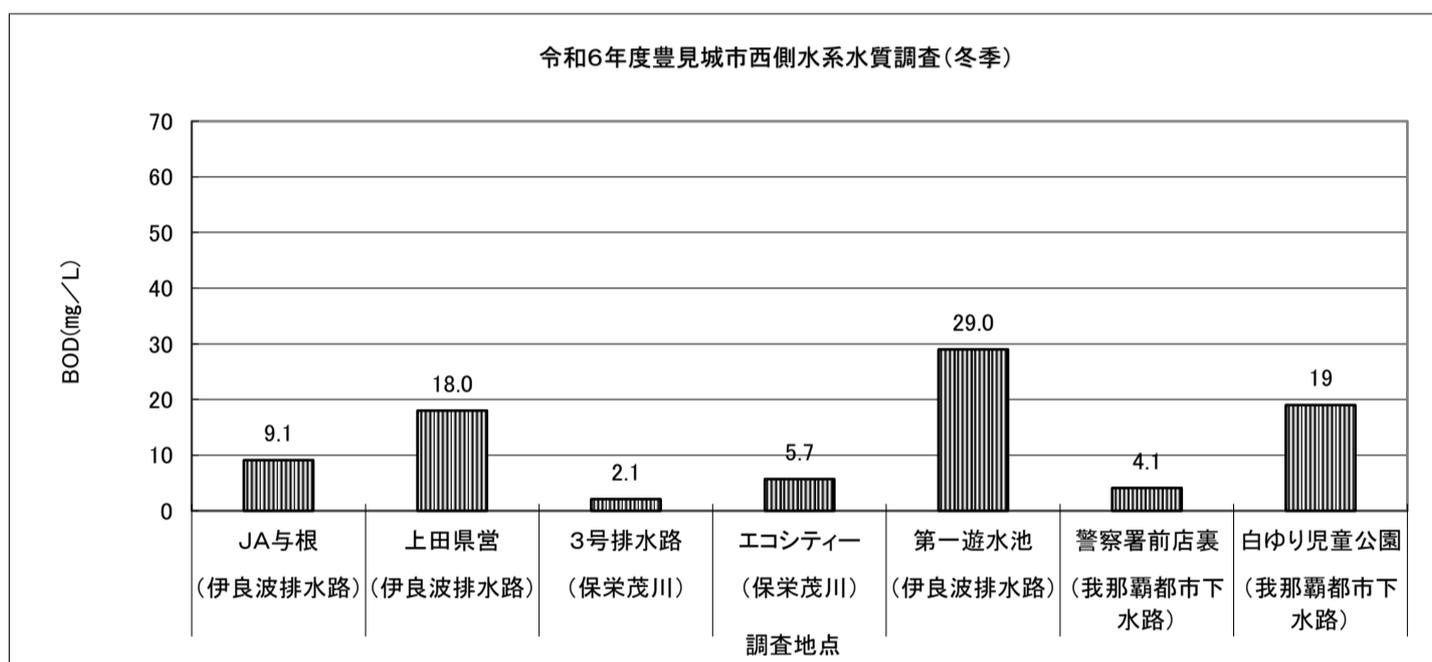
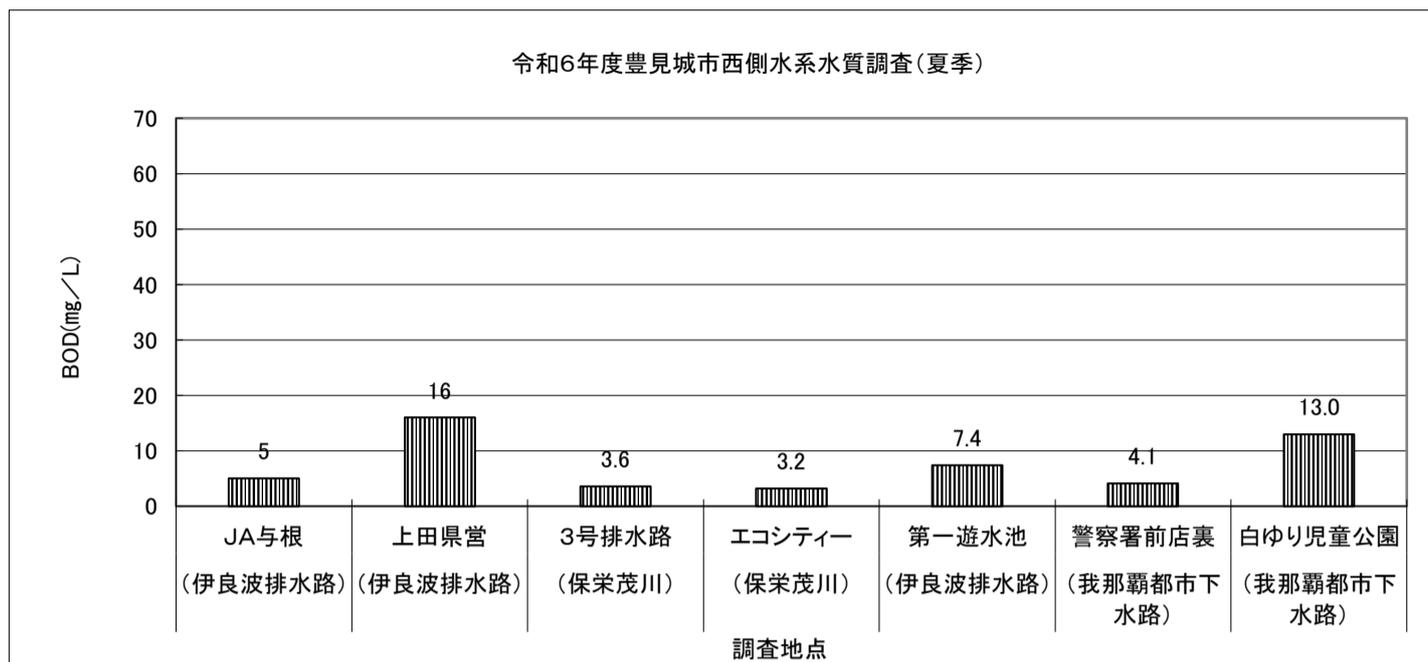
(5) 令和6年度 豊見城市西側水系水質調査結果 (夏季) 調査地点 7箇所

調査地点	J A 沖縄与根 集出荷場裏	上田県営 団地前	幹線3号 排水路 水門付近	エコシティー とはしな付近	与根第一 遊水池 (三角池)	ファミリー マート豊見城 警察署前店裏	白ゆり 児童公園前
河川名	伊良波排水路		保栄茂川		伊良波排水路	我那覇都市下水路	
採水年月日	R6. 8. 28						
採水時刻	9:20	12:30	10:10	12:15	9:00	9:40	12:55
天候 (前日/当日)	晴れ	晴れ	晴れ	曇	晴れ	晴れ	曇
気温 (°C)	30.1	31.3	30.1	31.3	29.3	30.1	31.3
水温 (°C)	29.6	31.3	29.8	30.5	27.0	29.0	31.4
外観・水色	無色	無色	無色	無色	無色	微褐色	無色
透視度 (度)	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
臭気	無臭	微青草臭	微藻臭	無臭	無臭	無臭	微青草臭
pH	8.9	7.9	8.8	8.2	7.7	7.9	7.9
BOD (mg/L)	5.0	16.0	3.6	3.2	7.4	4.1	13.0
COD _{Mn} (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
SS (mg/L)	6	3	11	1	7	14	5
DO (mg/L)	13.6	6.0	14.0	9.0	5.0	5.3	4.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	860	580	740	710	150	390	1,200
T-N (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
T-P (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
流量 (m ³ /日)	-	-	-	-	-	-	-
BOD負荷量 (kg/日)	-	-	-	-	-	-	-

(6) 令和6年度 豊見城市西側水系水質調査結果 (冬季) 調査地点 7箇所

調査地点	J A 沖縄与根 集出荷場裏	上田県営 団地前	幹線3号 排水路 水門付近	エコシティー とはしな付近	与根第一 遊水池 (三角池)	ファミリー マート豊見城 警察署前店裏	白ゆり 児童公園前
河川名	伊良波排水路		保栄茂川		伊良波排水路	我那覇都市下水路	
採水年月日	R7. 2. 13						
採水時刻	11:20	13:20	11:40	13:50	10:55	10:35	12:55
天候 (前日/当日)	曇/曇	曇/曇	曇/曇	曇/曇	曇/曇	曇/曇	曇/曇
気温 (°C)	16.5	16.0	16.5	16.2	15.0	16.0	16.0
水温 (°C)	17.0	17.5	16.2	17.2	16.5	17.9	18.0
外観・水色	無色	無色	無色	無色	無色	無色	無色
透視度 (度)	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30
臭気	無臭	微下水臭	無臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	7.8	7.6	8.7	7.7	7.6	7.7	7.7
BOD (mg/L)	9.1	18.0	2.1	5.7	29.0	4.1	19.0
COD _{Mn} (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
SS (mg/L)	6	9	10	3	41	25	12
DO (mg/L)	8.5	5.0	13.7	7.5	6.6	5.5	6.5
大腸菌数 (CFU/100mL)	910	2,900	970	1,200	1,100	460	5,800
T-N (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
T-P (mg/L)	-	-	-	-	-	-	-
流量 (m ³ /日)	-	-	-	-	-	-	-
BOD負荷量 (kg/日)	-	-	-	-	-	-	-

(7) 豊見城市西側水系調査地点別BODの比較 (令和6年度)



水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定状況
平成16年3月30日 沖縄県告示第282号

○伊良波排水路 類型指定なし ○保栄茂川 類型指定なし

生活環境の保全に関する環境基準
昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

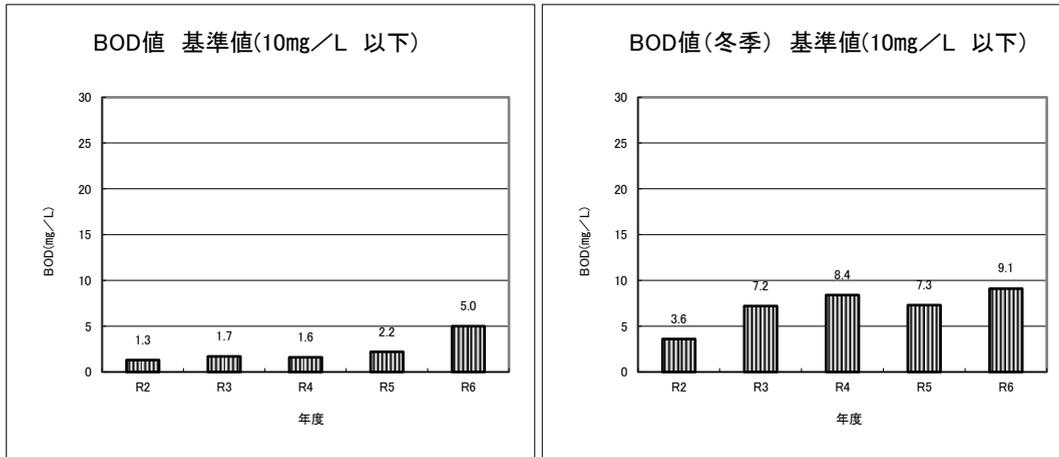
○伊良波排水路 類型指定なしのため、E類型 参考 BOD(10mg/L 以下)

○保栄茂川 類型指定なしのため、E類型 参考 BOD(10mg/L 以下)

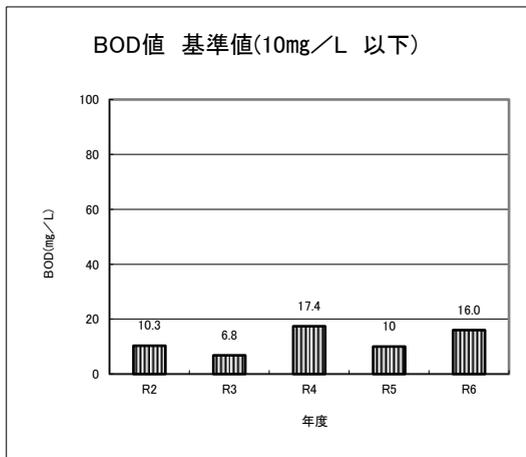
○我那覇都市下水路 類型指定なしのため、E類型 参考 BOD(10mg/L 以下)

(8) 豊見城市西側水系調査地点別BODの比較 (年度別)

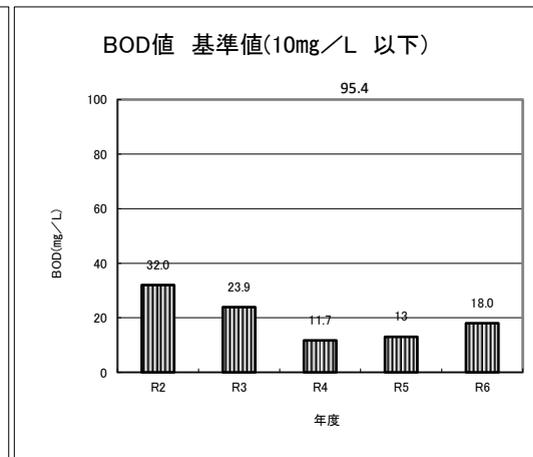
J A 沖繩与根集出荷場裏 (伊良波排水路) : 夏季 J A 沖繩与根集出荷場裏 (伊良波排水路) : 冬季



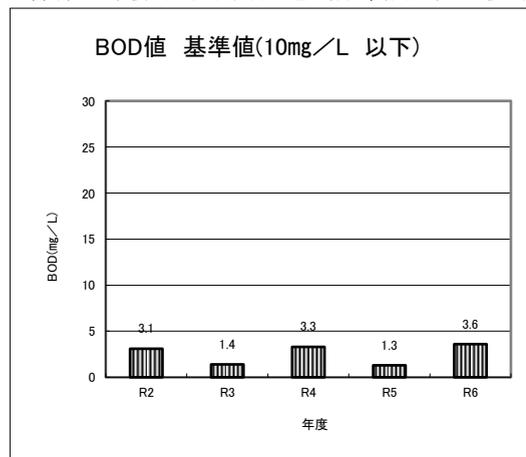
上田県営団地前 (伊良波排水路) : 夏季



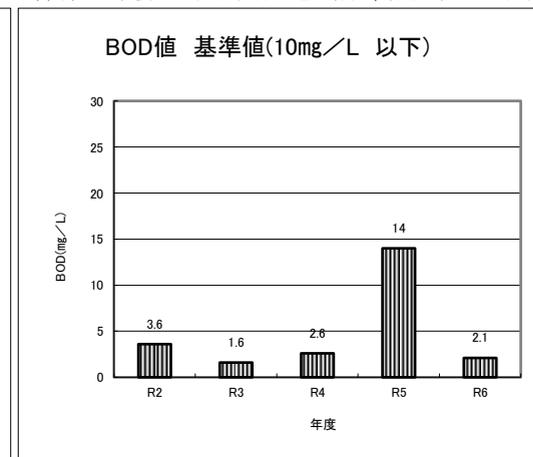
上田県営団地前 (伊良波排水路) : 冬季



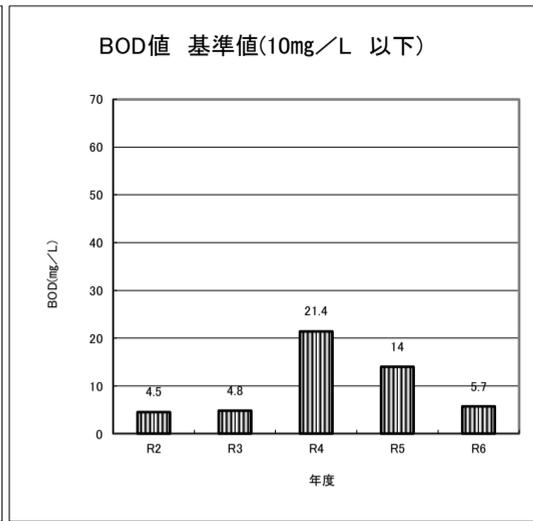
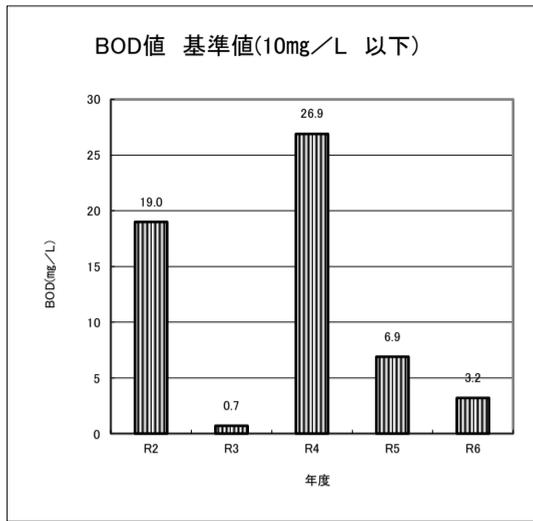
幹線 3 号排水路水門付近 (保栄茂川) : 夏季



幹線 3 号排水路水門付近 (保栄茂川) : 冬季

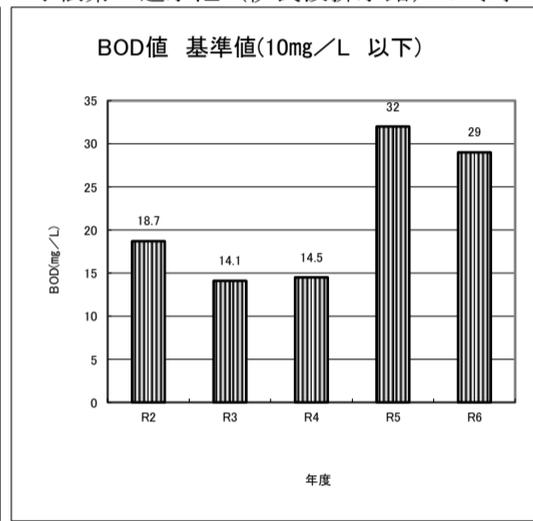
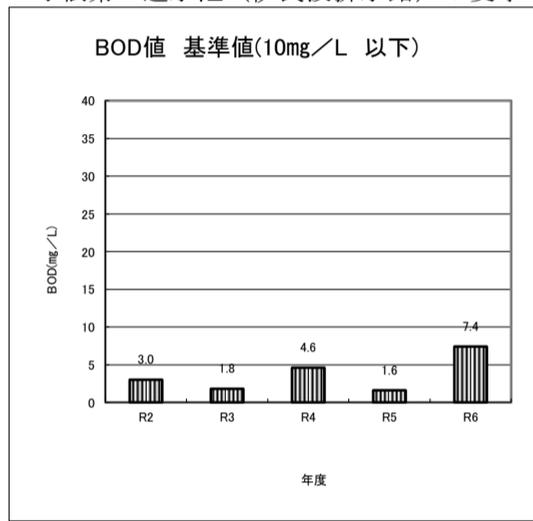


エコシティーとはしな付近（保栄茂川）：夏季 エコシティーとはしな付近（保栄茂川）：冬季



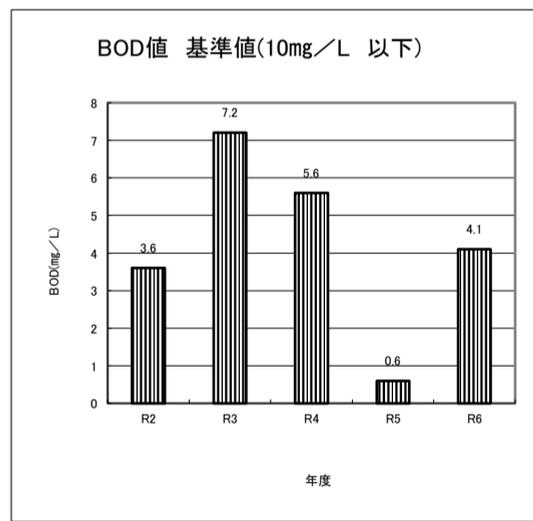
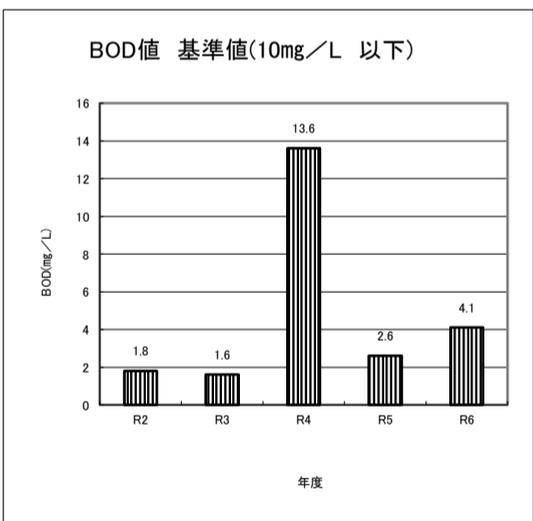
与根第一遊水池（伊良波排水路）：夏季

与根第一遊水池（伊良波排水路）：冬季



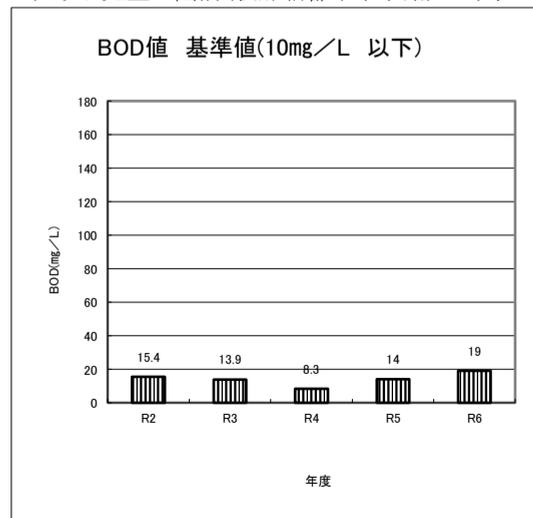
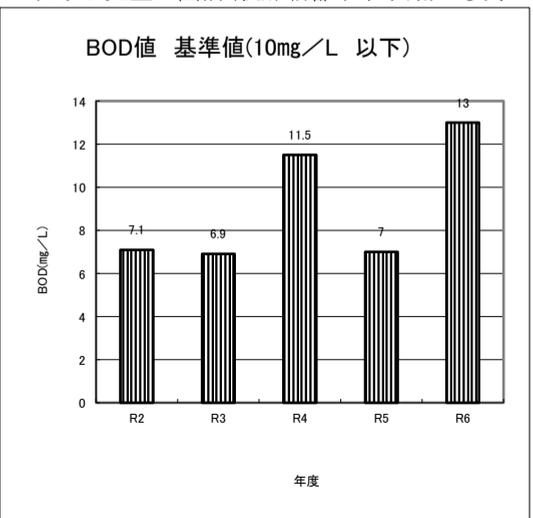
ファミリーマート豊見城警察署前店裏（我那覇都市下水路）：夏季

ファミリーマート豊見城警察署前店裏（我那覇都市下水路）：冬季



白ゆり児童公園前（我那覇都市下水路）：夏季

白ゆり児童公園前（我那覇都市下水路）：冬季



(9) 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

平成16年3月30日 沖縄県告示第282号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定により、次のとおり水域類型を指定するとともに基準値の達成期間を定め、平成16年4月1日から施行する。

河川No.	河川名	水域No.	環境基準 類型指定 水域名	類型	水域の範囲	達成 期間	利用目的の 適応性	環境基準点	指 定 年月日	当 初 指 定 年月日
2	国場川	4	国場川 (1)	C	明治橋から 真玉橋まで	ロ	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	那覇大橋	H16. 3. 30	S49. 3. 4
		5	国場川 (2)	E	真玉橋から 上流の一日 橋までと、 長堂川の翔 南製糖取水 せきまで	ハ	工業用水3級 環境保全	真玉橋	H16. 3. 30	S49. 3. 4
19	饒波川	30	饒波川	D	全域	ハ	工業用水3級 農業用水及 びEの欄に 掲げるもの	石火矢橋	H16. 3. 30	S58. 7. 21

備考1 該当類型の欄中「A」、「B」、「C」、「D」、「E」は、水質汚濁に係る環境基準について、
(昭和46年環境庁告示第59号)の別表2の1の(1)に掲げる類型を示す。^{注1}

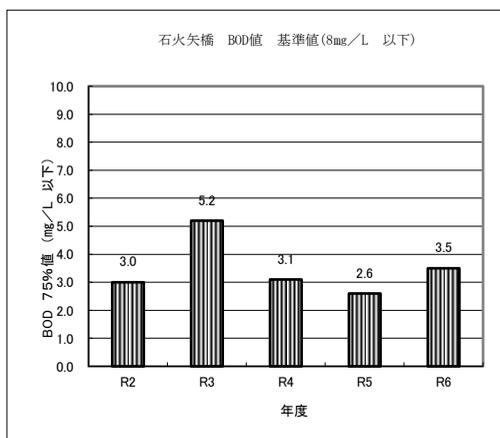
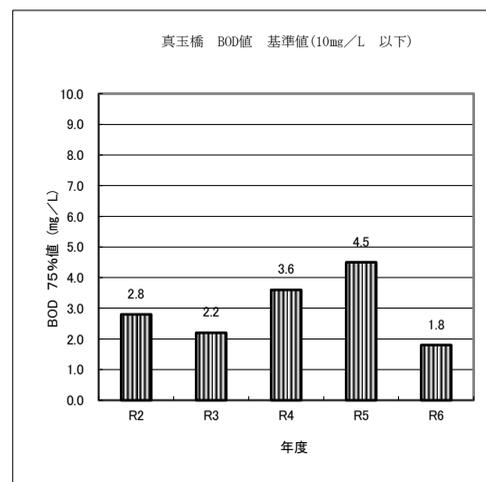
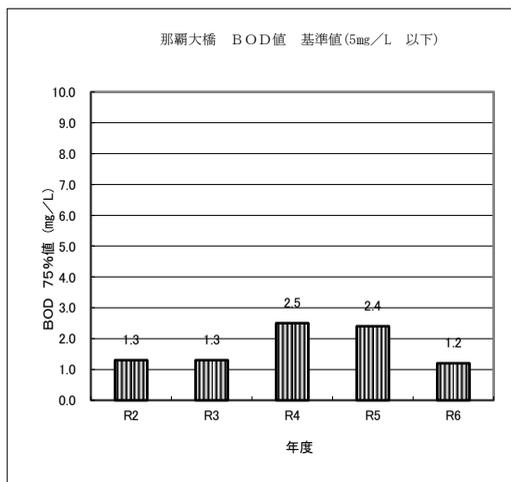
備考2 達成期間の欄中「イ」は、直ちに達成することを示し、「ロ」は、5年以内に可及的速やかに達
成することを示し、「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成することを示す。

注1 環境基準の説明については、「(11)生活環境の保全に関する環境基準」にて記載。

(10) 河川水質の環境基準達成状況

河川 No.	河川名	水域 No.	環境基準 類型指定 水域名	類型	環境基準点	基準 値	BOD75値% (mg/L)				
							R2	R3	R4	R5	R6
2	国場川	4	国場川 (1)	C	那覇大橋	5	1.3	1.3	2.5	2.4	1.2
		5	国場川 (2)	E	真玉橋	10	2.8	2.2	3.6	4.5	1.8
19	饒波川	30	饒波川	D	石火矢橋	8	3.0	5.2	3.1	2.6	3.5

沖縄県環境保全課ホームページより



(11) 生活環境の保全に関する環境基準

昭和46年12月28日 環境庁告示第59号

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境の保全及びA 以下の欄に掲げるもの	6.5以上	1mg/L	25mg/L	7.5mg/L	50MPN/ 100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上	2mg/L	25mg/L	7.5mg/L	1,000MPN/ 100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
B	水道3級 水産2級及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上	3mg/L	25mg/L	5mg/L	5,000MPN/ 100mL
		8.5以下	以下	以下	以上	以下
C	水産3級 工業用水1級及びD 以下の欄に掲げるもの	6.5以上	5mg/L	50mg/L	5mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄 に掲げるもの	6.0以上	8mg/L	100mg/L	2mg/L	—
		8.5以下	以下	以下	以上	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上	10mg/L	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/L	—
		8.5以下	以下		以上	

注1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の
水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道を含む）において不快感を生じない程度

(12)用語解説

◎水素イオン濃度(pH)

酸性、アルカリ性を示す指標で7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性です。一般的に天然水のpHは5.0～9.0の範囲にあたりとされているが、主に7.0～7.2の範囲内のものが多い。天然水のpHは、炭酸濃度とアルカリ度(炭酸塩)のバランスによって決まる。地表水は二酸化炭素の容存量が少ないので、pH7前後より弱アルカリ性側が多い。付着藻類の活性化が高いときの日中は、光合成によりアルカリ性が強くなる。

◎生物化学的酸素要求量(BOD)

水中の好気性微生物(バクテリア等)が、有機物を分解する時に消費する酸素量を表し、水質規制項目の中でも一般的なもので歴史も古い。排水などを河川に放流した場合、河川中でどれくらい消費するかを知るために作られた指標である。

元来は、酸素消費量であったが、排水中の酸素を消費する物質が主に有機物であることから、排水中の有機物量を規制する水質指標とみなされるようになった。従って、水中に含まれる汚濁物質の量が多いほど多量の酸素を消費するため、河川の有機物による汚濁の目安となる。

※ 5mg/L 河川の魚類生息、自浄限界 10mg/L 河川の悪臭発生限界、環境保全上の基準

◎科学的酸素要求量(COD)

海水や河川の有機汚濁物質等による汚れの度合を示す数値で、水中の有機物等汚濁源となる物質を通常、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するときに消費される酸素量を mg/L で表した数値です。数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示す。

◎溶存酸素量(DO)

水中に溶けこんでいる酸素の量のことで、溶存酸素量は気圧、水温、溶存塩などの影響を受け、1気圧、20℃の水には8.84mg/Lの酸素が溶ける。溶存酸素量は生態系に大きな影響を及ぼす。溶存酸素については、水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準が水域の利用目的に応じて定められている。

※ 2mg/L 水の悪臭発生の限界 5mg/L 魚類の生息限界

◎浮遊物質(SS)

水中に浮遊している物質の量のことをいい、2mm目のふるいを通過し、孔形1μmの炉材上に残存する物質のことをいう。一定量の水を、ろ紙でこし、乾燥してその重量を測ることとされており、数値が大きいほど水質汚濁が著しいことを示します。

水質汚濁に係る環境基準において、浮遊物質として、河川については25～100mg/L以下と基準が定められ、水質汚濁防止法においても、200mg/L(最大)150mg/L(日平均)と排水基準が定められている。

◎大腸菌群数

大腸菌数は、水がふん便性の病原菌を含む汚水などによって汚染されている疑いを示す指標である。令和4年4月1日より、生活環境の保全に関する環境基準として、大腸菌群数に代わる新たな衛生微生物指標となった。大腸菌群数で検出されていた水や土壌に分布する自然由来の細菌を検出せず、よりの確にふん便汚染捉えることができる。

◎全窒素(T-N)

全窒素とは、水中に含まれるアンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素及びタンパク質、アミノ酸、ポリペプチド、尿素等の有機性窒素の総量を窒素量で表す。

全窒素は、動物及び植物に由来しているもので、すべての水に含まれている。また、生活排水、工場排水、畜産排水等の混入により増加する。

◎全リン(T-P)

全リンとは、水中に含まれる無機及び有機リン化合物中のリンの総量をいう。水中のリン化合物には、地質由来のものと動植物の生物由来のものがあるが、その形態は微生物の活動や化学的作用を受けて変化しやすい。化学形には、正リン酸、メタリン酸、ピロリン酸等の無機リン酸農薬、リン酸エステル、リン脂質等の有機リン化合物があり、これらが溶存状態又は、懸濁状態で存在する。

このほかに防錆剤として、ポリリン酸が添加された水道水には、ポリリン酸、正リン酸イオン等が存在する。

◎ノルマルヘキサン抽出物質(n-ヘキサン)

n-ヘキサン抽出物質は、n-ヘキサンにより抽出される不揮発性物質の総称です。水中の油分を表すものとして用いられるが、ヘキサンにより抽出される物質は、油分以外に農薬、線量、フェノールなども抽出されます。油分は、直接、間接的に魚介類の死因となるとともに、魚介類に着臭し、その商品価値を失わせることがある。

n-ヘキサン抽出物質には、海域に環境基準が定められ、水質汚濁防止法に基づく排水基準では、鉱油類5mg/L、動植物油脂類30mg/Lと定められている。

第5章 騒音・振動

1	航空機騒音	・・・	24
(1)	那覇空港周辺における航空機騒音	・・・	24
(2)	航空機騒音に係る環境基準	・・・	25
(3)	航空機騒音に係る環境基準類型指定	・・・	25
(4)	那覇空港周辺航空機騒音測定結果	・・・	25
①	航空機騒音測定結果（令和6年度）	・・・	25
②	航空機騒音測定結果（項目別）	・・・	26
(5)	測定結果まとめ	・・・	29
①	Ldenについて	・・・	29
②	WECPNLについて	・・・	29
③	騒音発生回数について	・・・	29
④	最大ピークレベルについて	・・・	29
⑤	環境基準の超過日数について	・・・	29
(6)	WECPNLとLdenについて	・・・	30
(7)	住宅騒音防止対策事業	・・・	31
2	自動車騒音の常時監視について	・・・	32
(1)	概要	・・・	32
(2)	評価対象道路	・・・	32
(3)	評価方法（面的評価）	・・・	32
(4)	ローテーション	・・・	33
(5)	令和6年度自動車騒音常時監視結果（環境基準達成状況）	・・・	34
3	騒音規制法・振動規制法に基づく届出	・・・	35
(1)	令和6年度騒音規制法に基づく特定施設設置届出	・・・	35
(2)	令和6年度騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出	・・・	36
(3)	年度別騒音規制法に基づく特定施設設置届出	・・・	37
(4)	年度別騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出	・・・	37
(5)	令和6年度振動規制法に基づく特定施設設置届出	・・・	38
(6)	令和6年度振動規制法に基づく特定建設作業実施届出	・・・	38
(7)	年度別振動規制法に基づく特定施設設置届出	・・・	39
(8)	年度別振動規制法に基づく特定建設作業実施届出	・・・	39
4	騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準	・・・	40
5	振動規制法に基づく規制地域及び規制基準	・・・	41

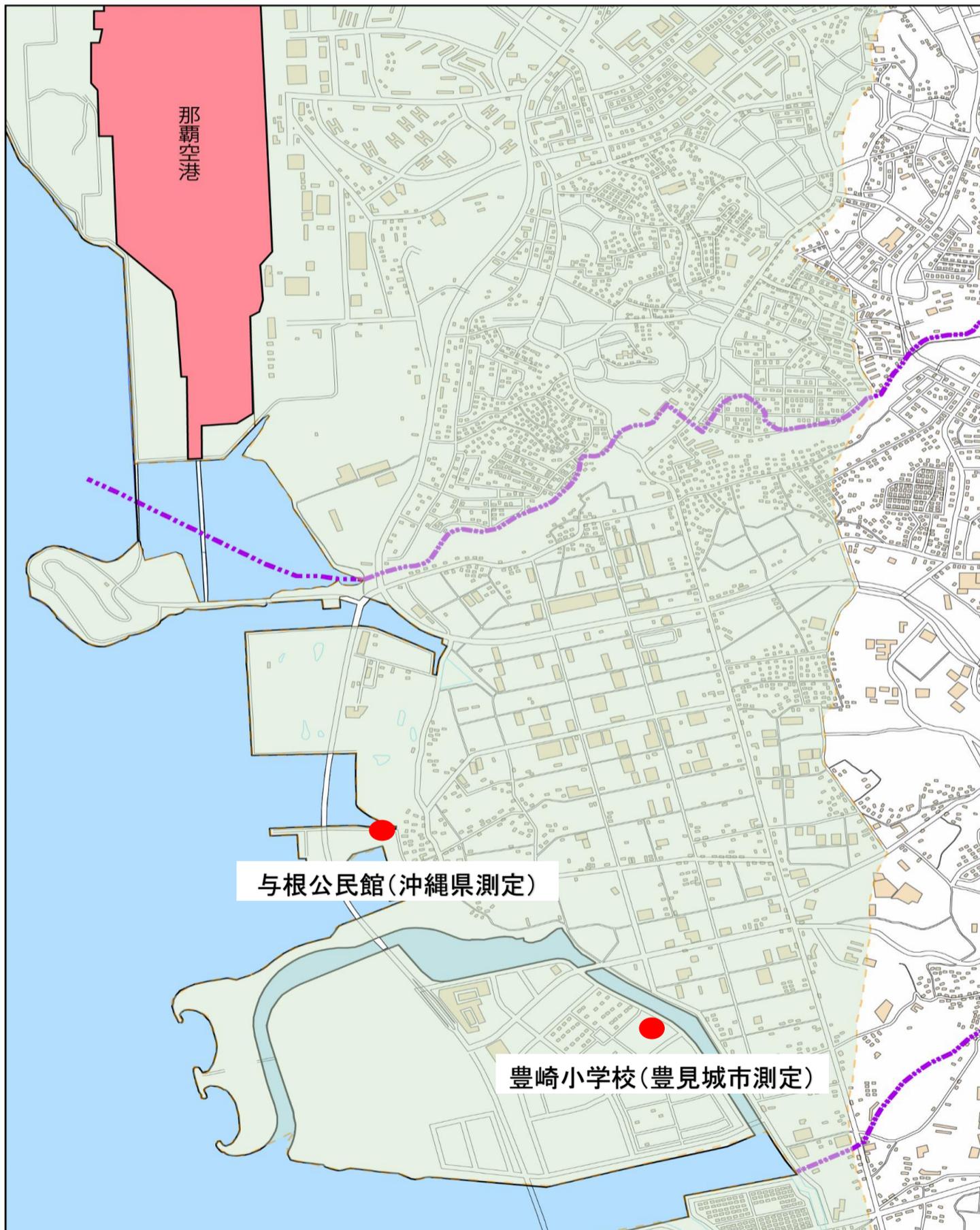
1. 航空機騒音

(1) 那覇空港周辺における航空機騒音

本市では、那覇空港周辺における航空機騒音測定を行い、地区内の航空機騒音の実態を把握することにより、将来の快適な住環境を形成していくための基礎資料とすることを目的として、沖縄振興特別推進交付金（一括交付金）を活用し航空機騒音測定を実施している。

※平成28年2月15日、豊崎小学校へ航空機騒音測定機器を設置。

測定地点図



(2) 航空機騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値 (Lden※)	基準値 (WECPNL)
I	57以下	70以下
II	62以下	75以下

※平成25年4月1日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標がWECPNLからLdenに変更となっている。

(3) 航空機騒音に係る環境基準類型指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境基準について、（昭和48年環告第154号）地域の類型ごとにあてはめる地域を次のとおり指定する。

地域の類型	あてはめる地域	豊見城市の地域
I	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域並びに同号に掲げる用途地域の定められていない地域	豊見城市字与根、字瀬長、字田頭、字名嘉地の一部
II	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	豊見城市字豊崎の一部

(4) 那覇空港周辺航空機騒音測定結果

① 航空機騒音測定結果（令和6年度）

測定地点	環境基準値			測定期間内平均 Lden (dB)	測定期間内平均WECPNL (dB)	1日あたりの騒音発生回数	最大ピークレベル (dB)	1日あたりの騒音継続累積時間	測定期間	測定日数
	類型	Lden※	WECPNL							
与根	I	57以下	70以下	59	72	110.9	100.3	38分32秒	R6.4.1 ～ R7.3.31	365
豊崎	II	62以下	75以下	50	63	132.4	89	50分8秒	R6.4.1 ～ R7.3.31	365

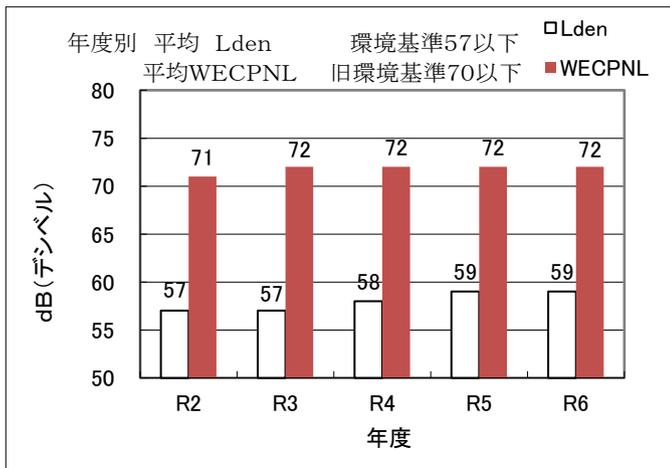
令和6年度航空機騒音測定結果 令和7年12月 沖縄県 環境部 環境保全課

※平成25年4月1日より、航空機騒音に係る環境基準の評価指標がWECPNLからLdenに変更となっている。

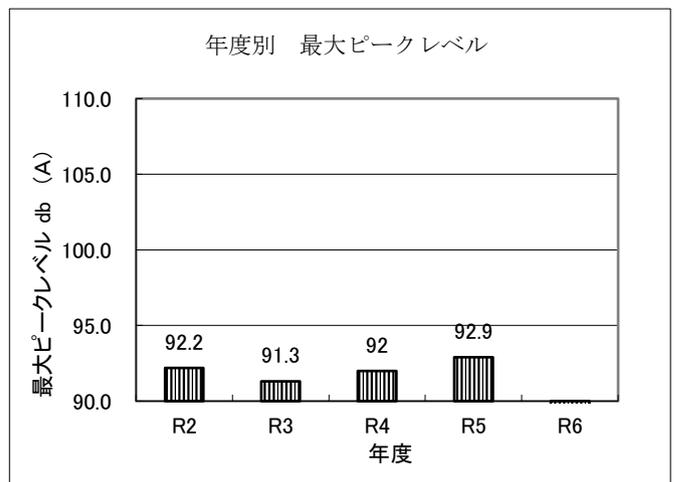
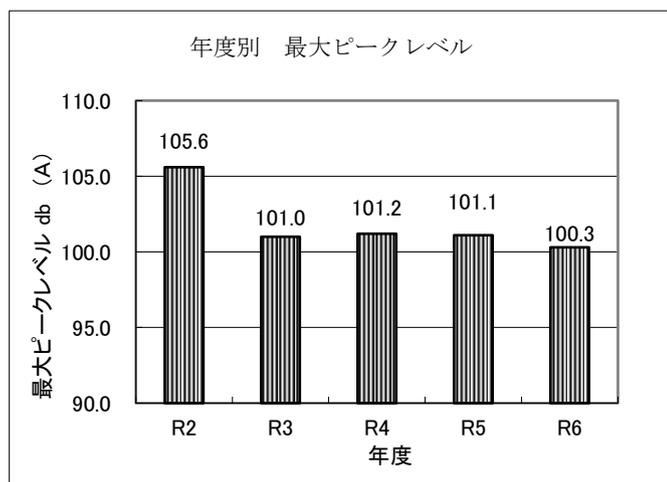
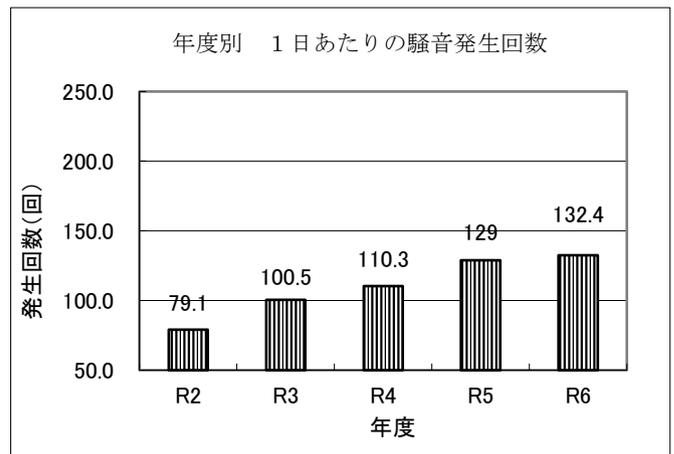
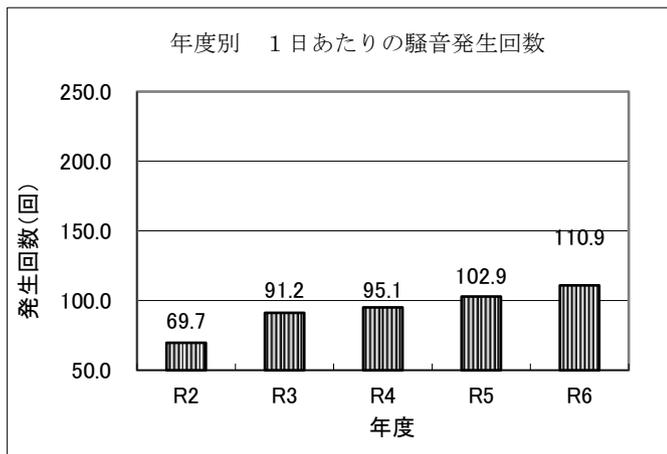
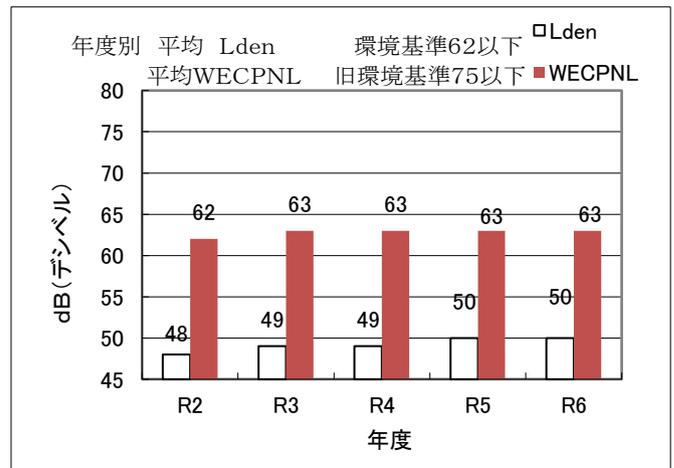
② 航空機騒音測定結果 (項目別)

令和6年度航空機騒音測定結果 令和7年12月 沖縄県 環境部 環境保全課

・与根局

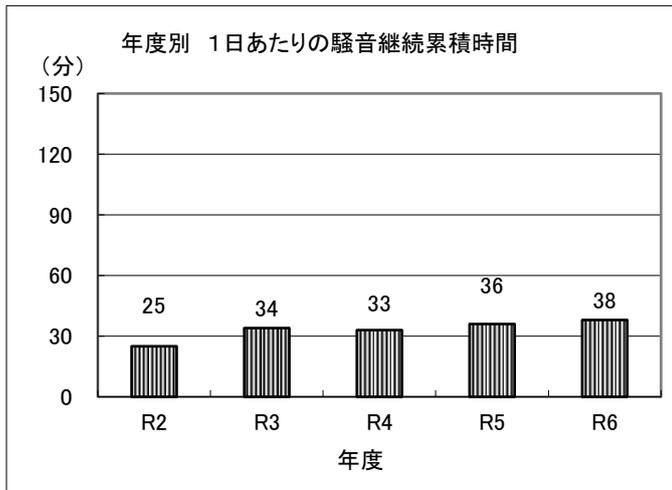


・豊崎局

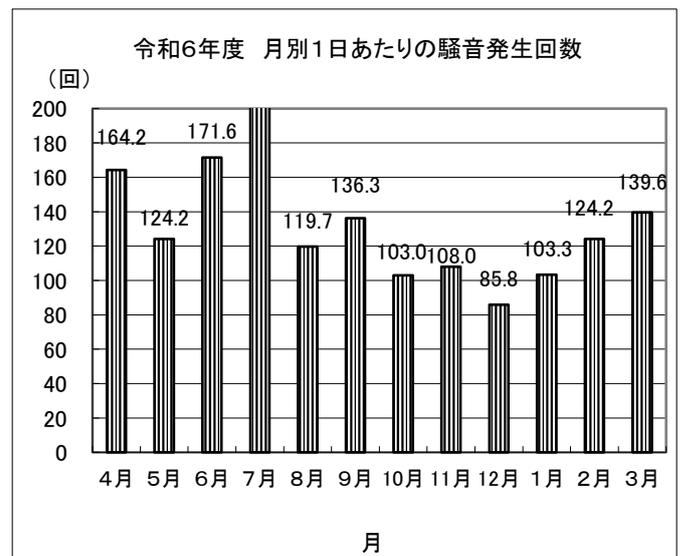
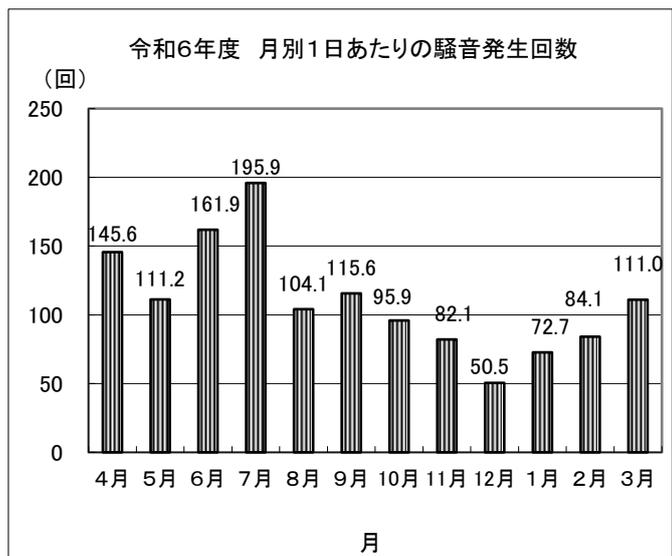
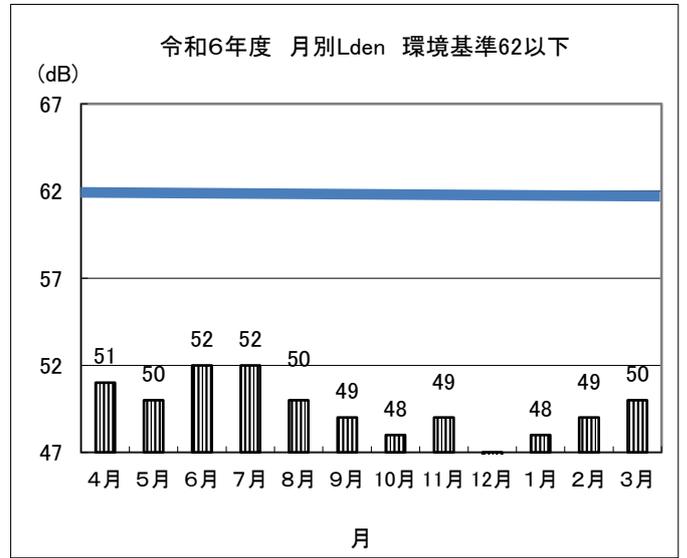
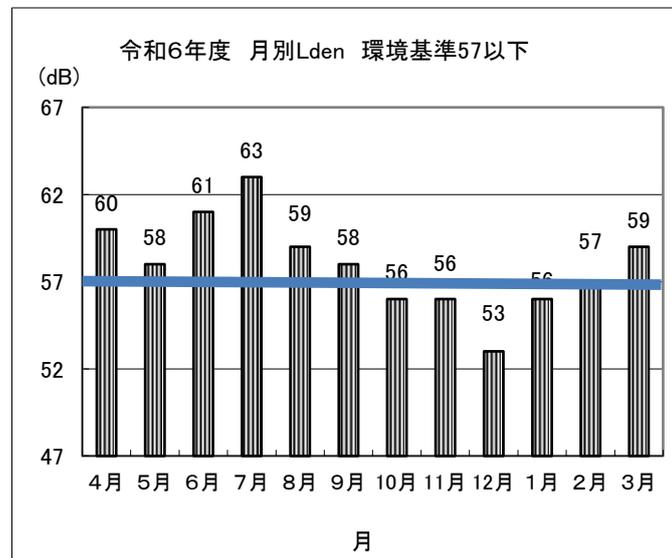
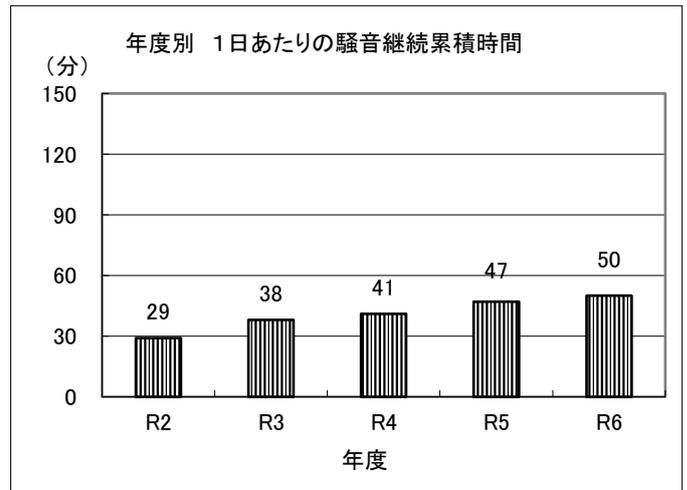


※豊崎局は、平成28年2月15日に新設のため、H27の測定期間は平成28年2月15日から平成28年3月31日まで
 ※平成25年4月1日より、航空機騒音に係る環境基準がWECPNLからLdenに変更となっている。

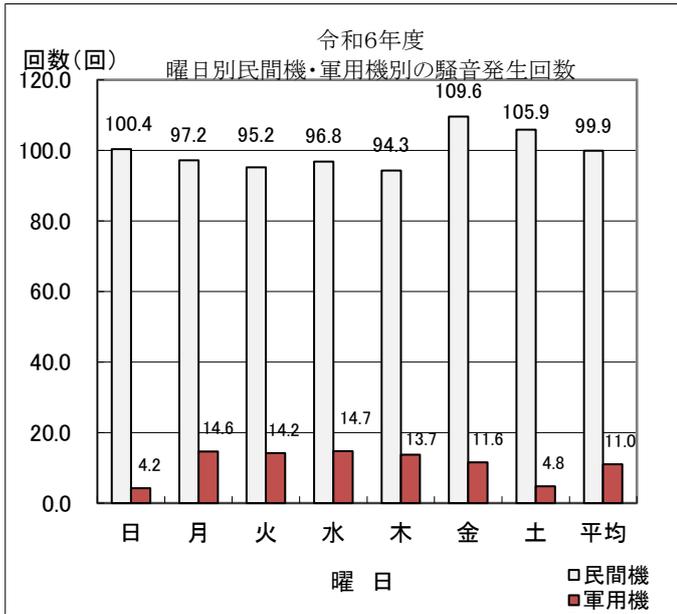
・与根局



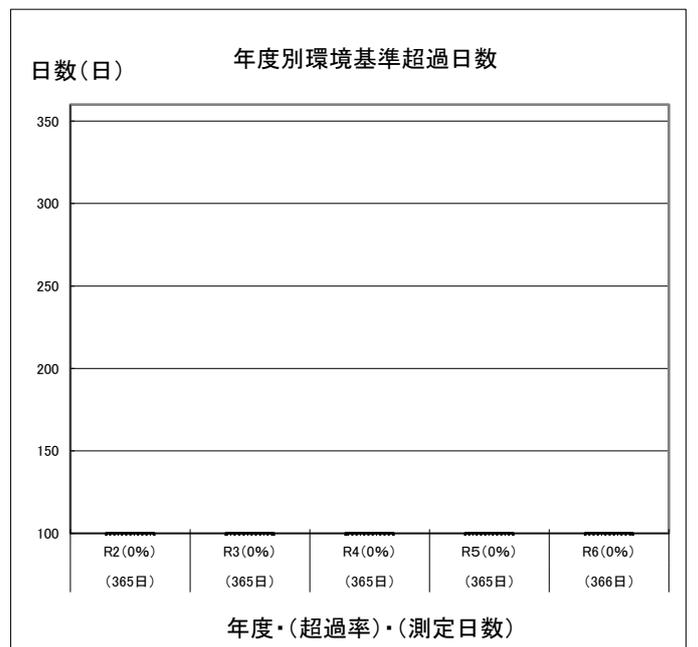
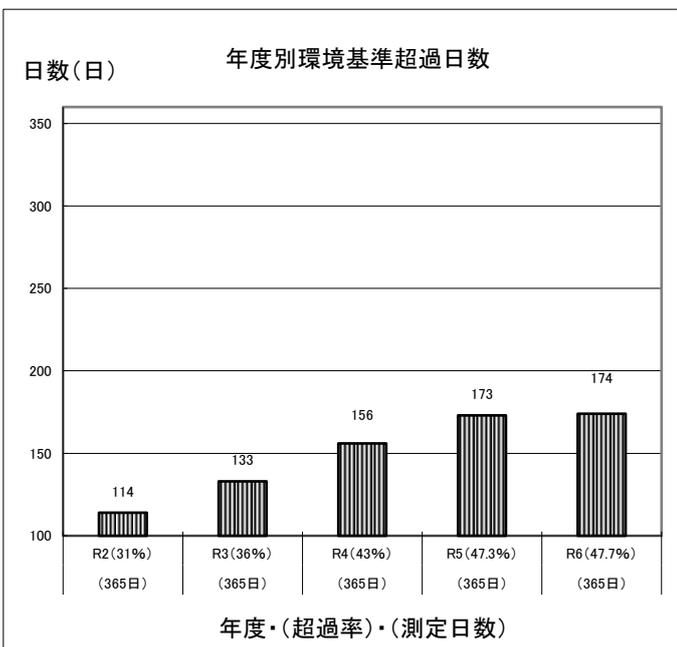
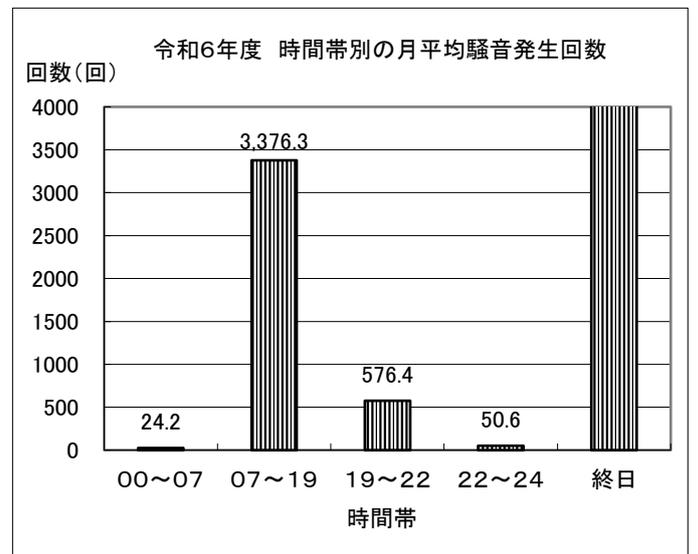
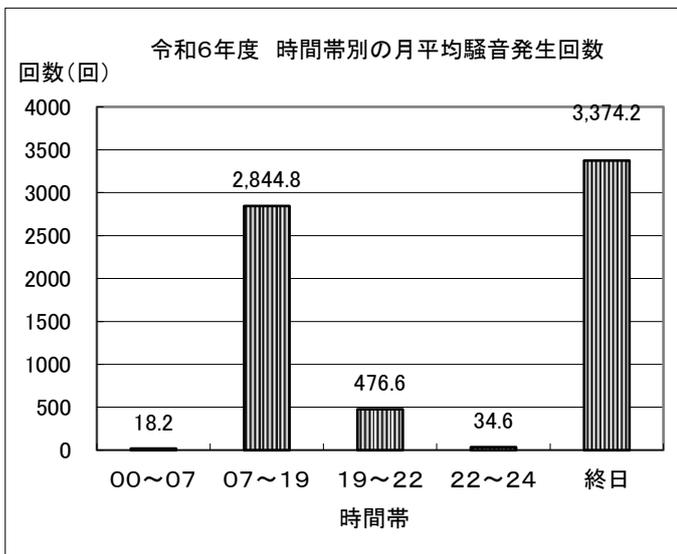
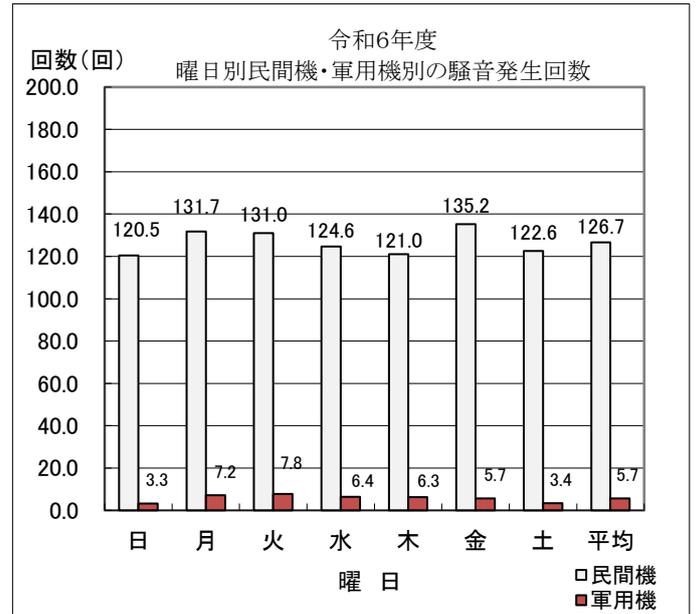
・豊崎局



・与根局



・豊崎局



(5) 測定結果まとめ

① Ldenについて

令和6年度の測定結果では、与根局でLden59dB（基準値57dB）で、前年度（令和5年度）と変わらない値となった。

② WECPNLについて

令和6年度の測定結果では、与根局でWECPNL72となっており、旧環境基準値（I型：70）を超える値となっている。
前年度（令和5年度）：WECPNL72

③ 騒音発生回数について

1日あたりの騒音発生回数は、与根局で110.9回、豊崎局で132.4回であり、前年度（令和5年度）から、与根局については8.0回、豊崎局については3.4回増加した。

④ 最大ピークレベルについて

最大ピークレベルでは、令和6年11月、与根局において100.3dBを観測した。軍用機・民間機別に見ると、軍用機の方が高い値を示した。
前年度（令和5年度）：令和5年11月、与根局において101.1dB（最大値）。

⑤ 環境基準の超過日数について

環境基準の超過日数は、与根局で356日中174日であり、その日数の割合は47.7%であった。
前年度（令和5年度）：与根局で356日中173日、その日数の割合は47.3%。

(6) WECPNLとLdenについて

「WECPNL」は「うるささ指数」とも呼ばれ、昭和48年より我が国における航空機騒音の評価指標として採用されてきたものです。WECPNLは、かつて国際機関からも推奨されていましたが、現在では「Lden」（またはこれに類似した評価指標）が国際的な主流となっています。

WECPNLは採用当時の測定技術を前提とした評価指標であるため、暴露量と呼ばれる騒音を持つエネルギーを推計して評価するものでしたが、Ldenでは、デジタル処理技術の向上により、暴露量をより精緻に求めることができます。また、WECPNLでは航空機の離陸や着陸に伴い発生する「飛行騒音」のみを評価の対象としていましたが、Ldenではこれに加え、航空機が誘導路上を移動する際に発生する騒音などの「地上騒音」も評価の対象となり、より実態に即した航空機騒音の評価が可能となりました。

【WECPNLの評価方法】

WECPNLでは、発生した騒音の最大値を測定し、この「騒音の最大値」と「一律20秒と仮定した騒音継続時間」を用いて、暴露量を近似的に推計する評価方法をとっています。

また、人間は日中よりも、家でくつろぐ時間帯や寝ている時間帯の方が騒音をよりうるさいと感じるため、WECPNLの評価においては、このような「時間帯による騒音の感じ方の違い」も加味しています。具体的には、騒音が発生する時間帯を「日中」「夕方」「夜間」の3区分に分け、夜間日中よりも夕方、夕方よりも発生する騒音を、より大きなものとして評価するような処理を行います。

このような時間帯による騒音の感じ方の違いを加味した上で、1日に発生する騒音の平均的な推計暴露量を表したものが、WECPNLとなります。

【Ldenの評価方法】

Ldenでは、測定技術の向上により、実際の騒音の継続時間が反映されるとともに、より精緻な暴露量を容易に算出することができます。1日に発生したすべての騒音の暴露量を合計し、1秒あたりの騒音の評価値として表したものが、Ldenとなります。なお、算出の過程において「時間帯による騒音の感じ方の違い」が加味される点は、WECPNLと同様です。

(7) 住宅騒音防止対策事業

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に基づき国土交通大臣が指定する区域内において、住宅騒音防止対策事業で設置した空気調和機器等が10年以上経過し、故障した場合に新たに空気調和機器等を設置する費用の一部を補助しています。

(単位：台)

	冷暖房機	空調換気扇	レンジ用換気扇	合計
平成20年度	0	0	0	0
平成21年度	8	0	0	8
平成22年度	2	0	0	2
平成23年度	5	0	0	5
平成24年度	2	0	0	2
平成25年度	4	0	0	4
平成26年度	3	0	0	3
平成27年度	3	0	0	3
平成28年度	4	0	2	6
平成29年度	5	0	1	6
平成30年度	1	0	0	1
令和元年度	1	0	0	1
令和2年度	6	0	0	6
令和3年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和5年度	0	0	0	0
令和6年度	0	0	0	0
合計	44	0	3	47

2 自動車騒音の常時監視について

(1) 概要

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき都道府県及び市が自動車騒音の状況を監視するものとされており、豊見城市でも平成 24 年度から自動車交通騒音の常時監視を行っています。(平成 24 年度より権限移譲によって測定開始)

騒音規制法 第 18 条 (常時監視)

1 都道府県知事(市の区域に係る自動車騒音の状況については、市長。次項において同じ。)は、自動車騒音の状況を常時監視しなければならない。

この自動車騒音常時監視では、「騒音に係る環境基準(平成 10 年環境庁告示第 64 号)」に基づいて、自動車騒音の影響がある道路に面する地域における環境基準の達成状況の評価を実施しています。

当監視は、「騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係る事務の処理基準について(平成 23 年 9 月 14 日付け環境省環境管理局長通知)」に基づき実施計画を策定し、原則、5 年間で監視の対象となる地域全体の評価を行うこととしています。

(2) 評価対象道路

令和 6 年度は、幹線道路 3 区間(評価区間延長 2.7km)に面する地域について、1,112 戸の住居等を対象に騒音に係る環境基準の達成状況の評価を行いました。

(3) 評価方法(面的評価)

自動車騒音の常時監視は、評価区間(※1)を代表とする地点で測定した騒音レベルから、各住居等(※2)の道路からの距離減衰や建物(群)の遮へいによる減衰等を考慮した推計式に基づき、幹線交通を担う道路(※3)の沿道(道路両端)から 50m までの範囲にある個々の住居等が受ける騒音レベルを算出し、評価区間内における全住居等のうち環境基準を超過する戸数及び超過する割合により評価することとされています。(以下「面的評価」という。)

※1 「評価区間」とは、評価の実施にあたり、監視の対象となる道路を自動車の運行に伴う騒音の影響が概ね一定とみなせる区間に分割したものをいいます。

※2 「住居等」とは、住居、病院、学校等をいいます。

※3 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道をいいます。

(4) ローテーション

当監視は、豊見城市が平成 29 年度に作成した「自動車騒音常時監視実施計画」に基づき、自動車騒音の評価を行ったものである。

平成 18 年度より、環境省における事務処理基準の改正に伴い監視地域に関する基礎調査の実施頻度が明記され、効率的に適切な事務の遂行、ローテーションで評価区間を評価することが可能となりました。ここで、ローテーションとは、過年度で報告された評価区間のうち、報告可能なものについては各年度の報告に含めるという考え方です。豊見城市で監視する必要のある評価区間の評価が一通り完了し、ローテーションが一巡した以降の評価結果は、地域全体の評価結果となり、環境改善状況の経年変化等を適切に把握することができる。



自動車騒音常時監視実施計画図

(5) 令和 6 年度自動車騒音常時監視結果（環境基準達成状況）

令和 6 年度は、3 評価区間について面的評価を行い、環境基準達成状況を下記図 2 に示した。評価の結果、全ての住居等が環境基準を満たす結果となった。また、騒音測定データを下記図 3 に示す。

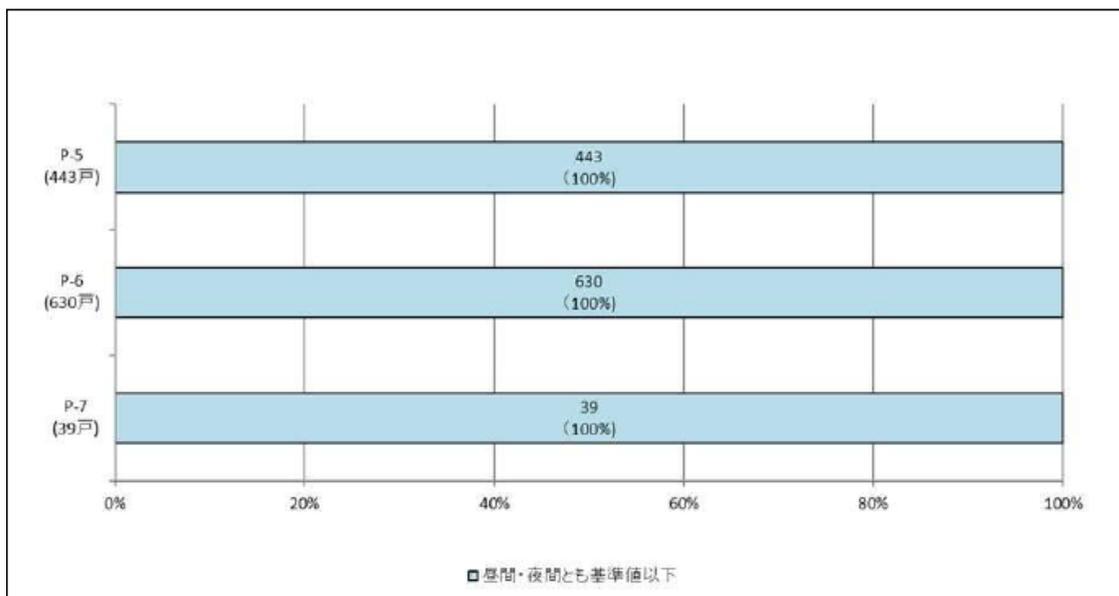


図2 環境基準達成状況

道路 番号	路線名	評価区間番号	L _{eq} (dB)		L ₅₀ (dB)		残留騒音 レベル (dB)		準用 区間
			昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
P-5	県道 11 号線	2021-60150-1	67	61	64	47	42	38	
P-6	県道 11 号線	2021-60160-1	63	57	61	46	40	38	
P-7	県道 11 号線	2021-60160-2	63	57	61	46	40	38	P-6

図3 騒音測定データ

3 騒音規制法・振動規制法に基づく届出

騒音規制法第6条及び振動規制法第6条の規定により、指定地域内において工場又は事業場に特定施設を設置しようとする者は、その特定施設の設置の工事の30日前までに、届出をすることが定められています。また、騒音規制法第14条及び振動規制法第14条の規定により、指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、届出をすることが定められている。

(1) 令和6年度騒音規制法に基づく特定施設設置届出

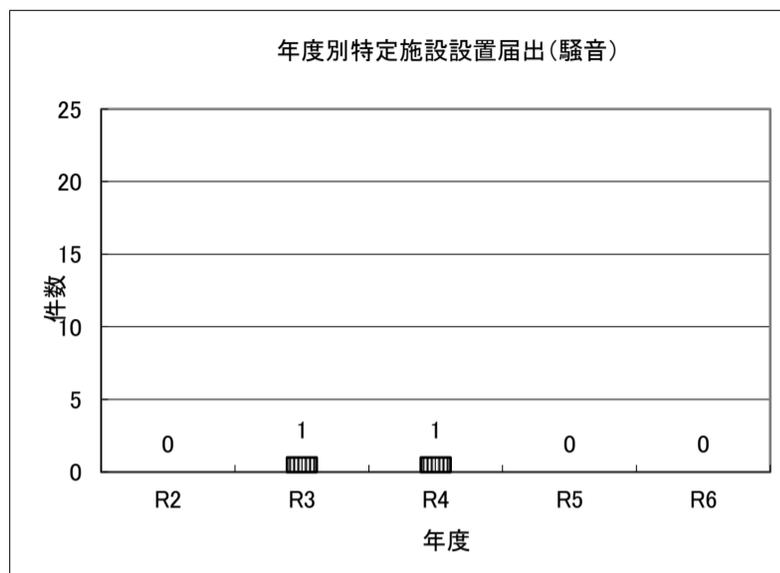
特定施設の種類		設置届出件数
1 金属加工機械	①圧延機械	0
	②製管機械	0
	③ベンディングマシン	0
	④液圧プレス	0
	⑤機械プレス	0
	⑥せん断機	0
	⑦鍛造機	0
	⑧ワイヤーフォーミングマシン	0
	⑨ブラスト	0
	⑩タンブラー	0
	⑪切断機	0
2 空気圧縮機及び送風機	0	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	0	
4 織機	0	
5 建設用資材製造機械	①コンクリートプラント	0
	②アスファルトプラント	0
6 穀物用製粉機	0	
7 木材加工機械	①ドラムバーカー	0
	②チップパー	0
	③碎木機	0
	④帯のご盤	0
	⑤丸のご盤	0
	⑥かんな盤	0
8 抄紙機	0	
9 印刷機械	0	
10 合成樹脂用射出形成機	0	
11 鋳造型機	0	
合 計		0

(2) 令和6年度騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出

特 定 建 設 作 業 の 種 類		作業実施届出件数	
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけんを除く。圧入式くい打くい抜機を除く。くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。	3
2	びょう打機を使用する作業		0
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。	11
4	空気圧縮機を使用する作業	電動機以外の原動機を用いるものであってその原動機の定格出力が、15キロワット以上のものに限る。さく岩機の動力として使用する作業を除く。	1
5	コンクリートプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。混練機の混練重量が、200キログラム以上のものに限る。コンクリートプラントを設けて行う作業を除く。	0
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。	7
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。	0
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。	0
合 計			22

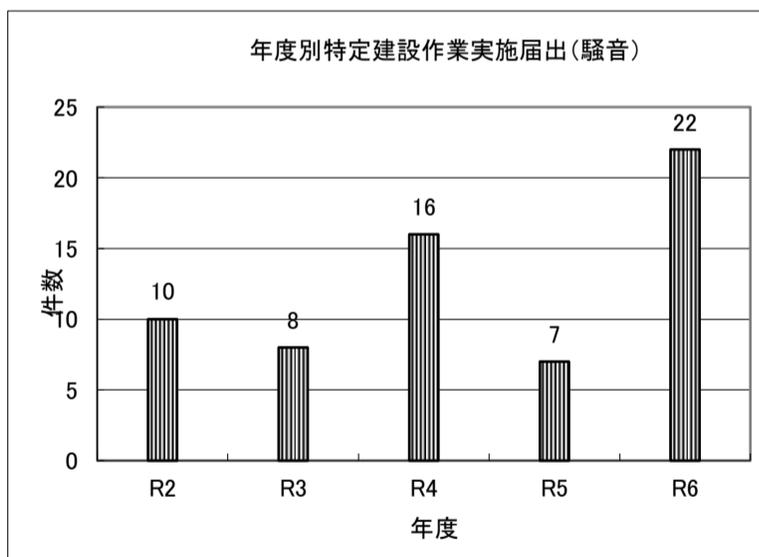
(3) 年度別騒音規制法に基づく特定施設設置届出

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	1	1	0	0



(4) 年度別騒音規制法に基づく特定建設作業実施届出

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	10	8	16	7	22



(5) 令和6年度振動規制法に基づく特定施設設置届出

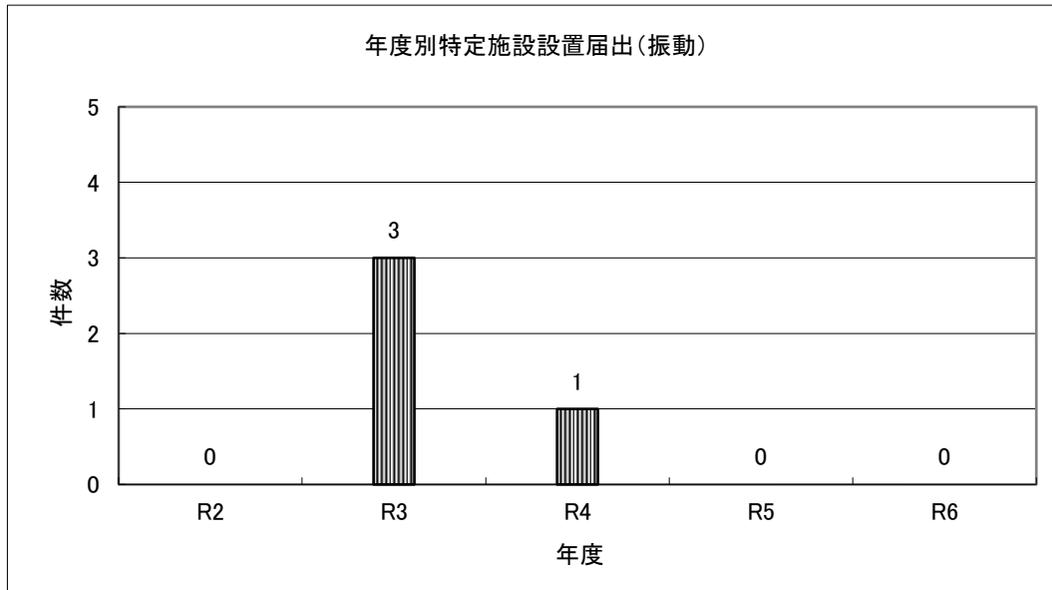
特定施設の種類		設置届出件数
1 金属加工機械	①液圧プレス	0
	②機械プレス	0
	③せん断機	0
	④鍛造機	0
	⑤ワイヤーフォーミングマシン	0
2 圧縮機		0
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		0
4 織機		0
5 コンクリートブロックマシン		0
6 木材加工機械	①ドラムバーカー	0
	②チップパー	0
7 印刷機械		0
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		0
9 合成樹脂用射出形成機		0
10 鋳造型機		0
合 計		0

(6) 令和6年度振動規制法に基づく特定建設作業実施届出

特定建設作業の種類		作業実施届出件数
1 くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。 油圧式くい抜機を除く。 圧入式くい打くい抜機を除く。	2
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		0
3 舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。	0
4 ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。	13
合 計		15

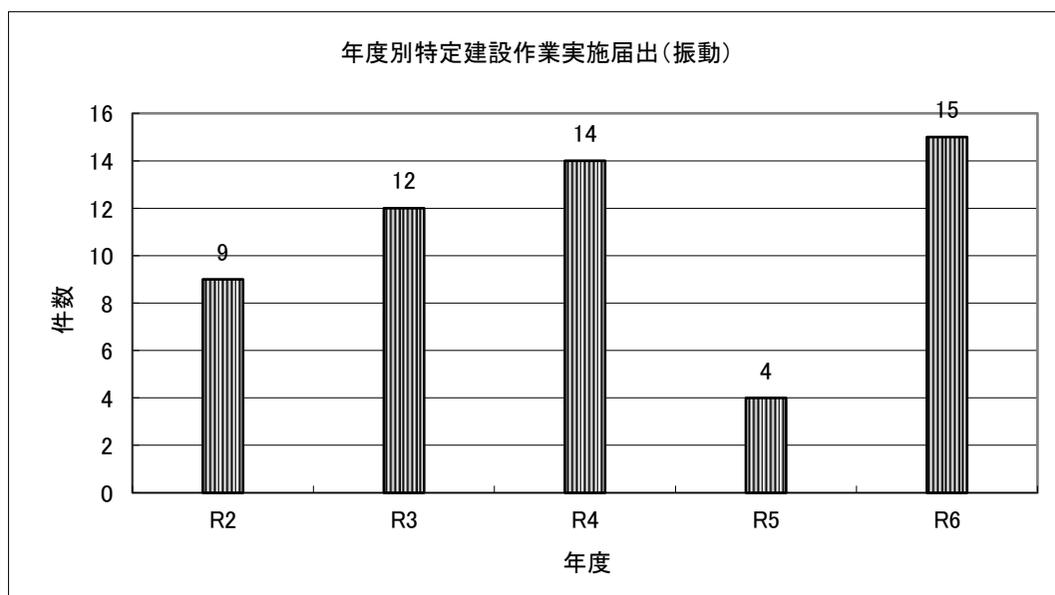
(7) 年度別振動規制法に基づく特定施設設置届出

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	0	3	1	0	0



(8) 年度別振動規制法に基づく特定建設作業実施届出

年度	R2	R3	R4	R5	R6
件数	9	12	14	4	15



4 騒音規制法に基づく規制地域及び規制基準

制定 平成24年3月30日 豊見城市告示第30号
 改正 令和3年3月18日 豊見城市告示第22号

規制地域

市町村	規 制 地 域			
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
豊見城市	第1種低層住居専用 地域 第2種低層住居専用 地域	第1種中高層住居専用 地域 第2種中高層住居専用 地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 字我那覇、字名嘉地、 字田頭、字瀬長、字与 根、字伊良波、字座安 、字渡橋名、字上田、 字渡嘉敷、字翁長、字 保栄茂、字高嶺、字平 良、字高安、字饒波、 字金良、字長堂、字嘉 敷、字真玉橋及び字根 差部の一部	近隣商業地域 準工業地域 字豊崎の一部	工業地域 字豊崎の一部

規制基準

規 制 地 域	規 制 基 準		
	昼間 8:00～19:00	朝夕 6:00～8:00 19:00～21:00	夜間 21:00～6:00
第1種区域	45デシベル	40デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

5 振動規制法に基づく規制地域及び規制基準

制定 平成24年3月30日 豊見城市告示第31号
改正 令和3年3月18日 豊見城市告示第23号

規制地域

市町村	規制地域	
	第1種区域	第2種区域
豊見城市	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、 字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、 字上田、字渡嘉敷、字翁長、字保栄茂、 字高嶺、字平良、字高安、字饒波、字金 良、字長堂、字嘉敷、字真玉橋及び字根 差部の一部	近隣商業地域 準工業地域 工業地域

規制基準

規制地域	規制基準	
	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
第1種区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	65デシベル	60デシベル

(参考) 騒音の大きさの目安

音量 (db)	騒音の目安
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車の警笛
100	電車の通る時のガード下
90	大声、騒々しい工場内
80	ピアノ演奏
70	電話のベル、にぎやかな街頭
60	日常の会話
50	静かな事務所内
40	図書館内、昼間の静かな住宅地
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

(参考) 振動の大きさの目安

振動 (db)	振動の目安
110以上	自分の意志で行動できない
105～110	立っていることが困難になる
95～105	多くの人が行動に支障を感じる
85～95	一部の人が身の安全を凶る
75～85	屋内のほとんどの人が揺れを感じる
65～75	屋内の多くの人が揺れを感じる
55～65	屋内の一部の人がわずかな揺れを感じる
55以下	人は揺れを感じない

第6章 悪臭

1	悪臭防止法による規制	・・・	42
(1)	悪臭防止法に基づく規制地域	・・・	42
(2)	悪臭防止法に基づく規制基準	・・・	42
(3)	悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	・・・	42
(4)	臭気指数測定結果	・・・	43

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法は、生活環境を保全するため、悪臭を防止する必要があると認める地域（規制地域）内にある工場、その他の事業場の事業活動によって発生する悪臭について規制しています。

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域（悪臭防止法第3条）

都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）は、住民の生活環境を保全するため悪臭を防止する必要があると認める住居が集合している地域その他の地域を、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域として指定しなければならない。

(2) 悪臭防止法に基づく規制基準（悪臭防止法第4条）

都道府県知事（市の区域内に地域については、市長。）は、規制地域において、その自然的、社会的条件を考慮して必要に応じ当該地域を区分し、規制基準を定めなければならない。

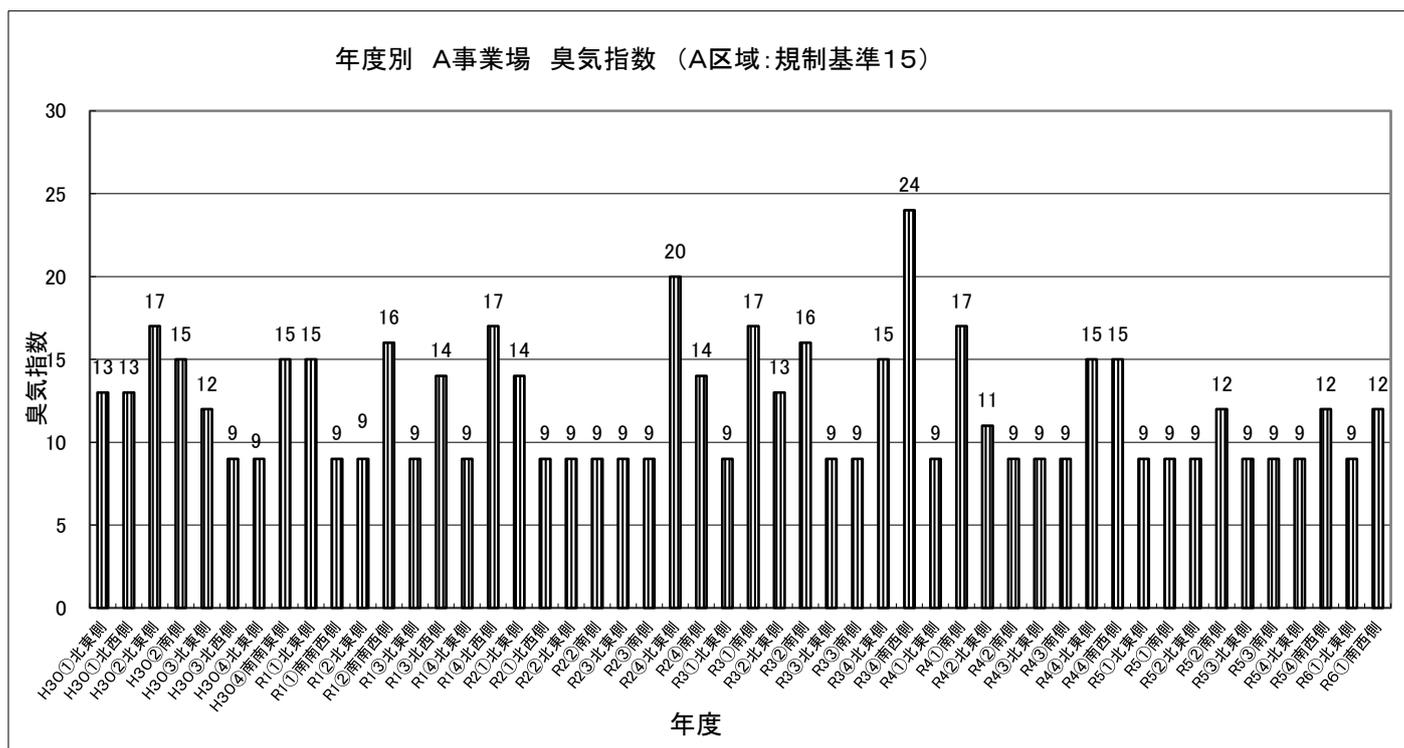
(3) 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定

制定 平成24年3月30日 豊見城市告示第32号
改正 令和3年3月18日 豊見城市告示第24号

悪臭防止法第3条の規定による工場その他事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出を規制する地域及び、同法第4条の規定による当該規制地域についての規制基準を次のとおり定める。

市町村名	規制基準の種類	区域の区分	規制基準	区 域
豊見城市	臭気指数	A区域	15	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 字上田及び字高安の各一部
		B区域	18	準工業地域、工業地域
		C区域	21	A区域及びB区域を除く豊見城市の区域

(4) 臭気指数測定結果



※○内の数字は回数

第7章 廃棄物

1	ごみ処理状況	・・・	44
(1)	形態別ごみ収集状況	・・・	44
(2)	ごみ種別、処理状況	・・・	45
(3)	年度別、月別ごみ搬入状況	・・・	46
(4)	1日当たりごみ総処理量と1人1日当たり家庭ごみ排出量	・・・	47
(5)	家庭系ごみ、事業系ごみの割合	・・・	48
(6)	全体ごみ、事業系ごみ量状況	・・・	49
(7)	生ごみ自己処理機等奨励金交付実績	・・・	50
(8)	資源ごみ収集状況	・・・	51
(9)	自己搬入家庭系、事業系の割合	・・・	52

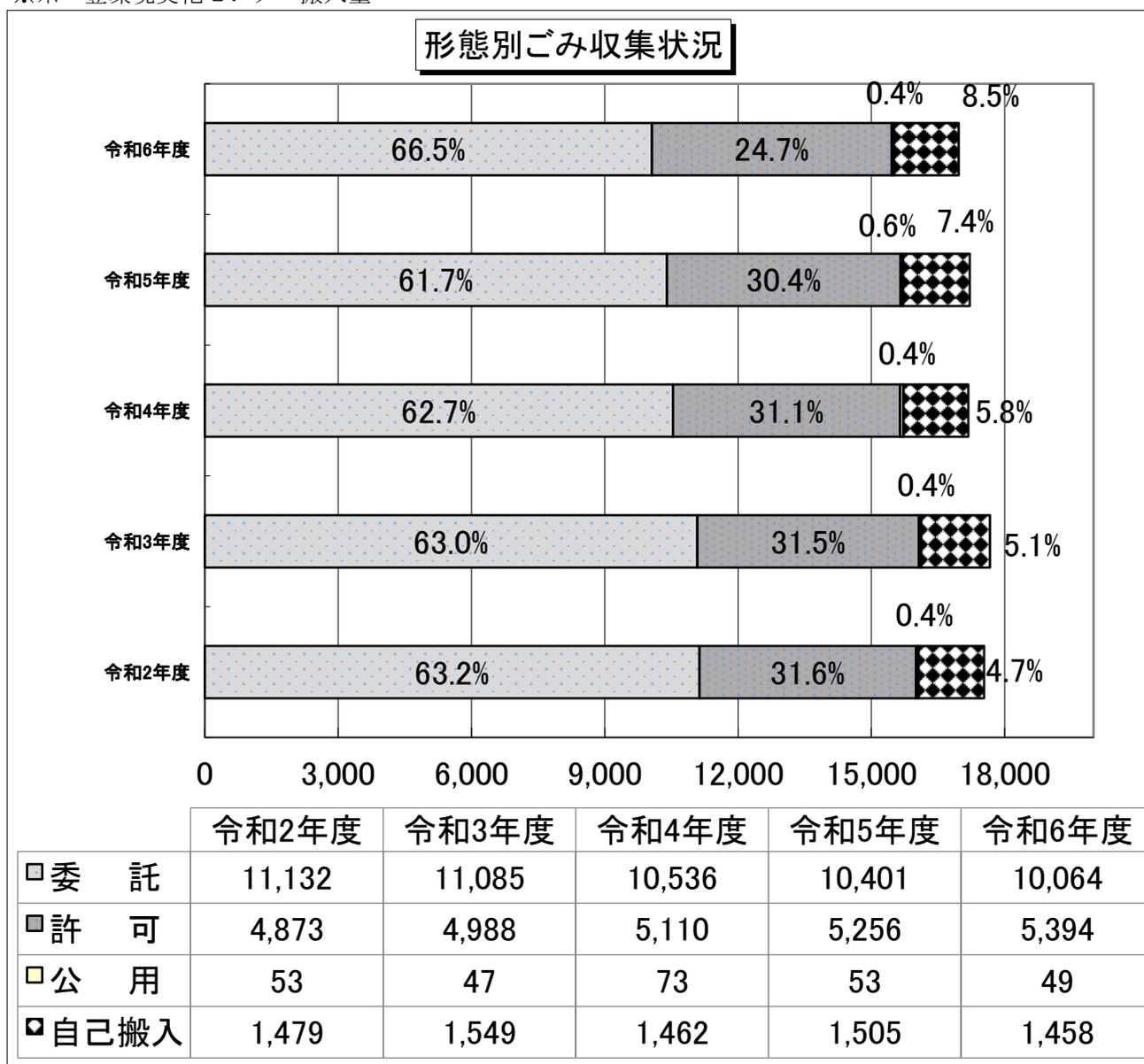
(1) 形態別ごみ収集状況

単位：トン

形態	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比	搬入量	構成比
委託	11,132	63.5%	11,085	62.7%	10,536	61.3%	10,401	60.4%	10,064	59.3%
許可	4,873	27.8%	4,988	28.2%	5,110	29.7%	5,256	30.5%	5,394	31.8%
公用	53	0.3%	47	0.3%	73	0.4%	53	0.3%	49	0.3%
自己搬入	1,479	8.4%	1,549	8.8%	1,462	8.5%	1,505	8.7%	1,458	8.6%
合計	17,538	100%	17,670	100%	17,182	100%	17,215	100.0%	16,964	100%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※糸・豊環境美化センター搬入量



(2) ごみ種別、処理状況

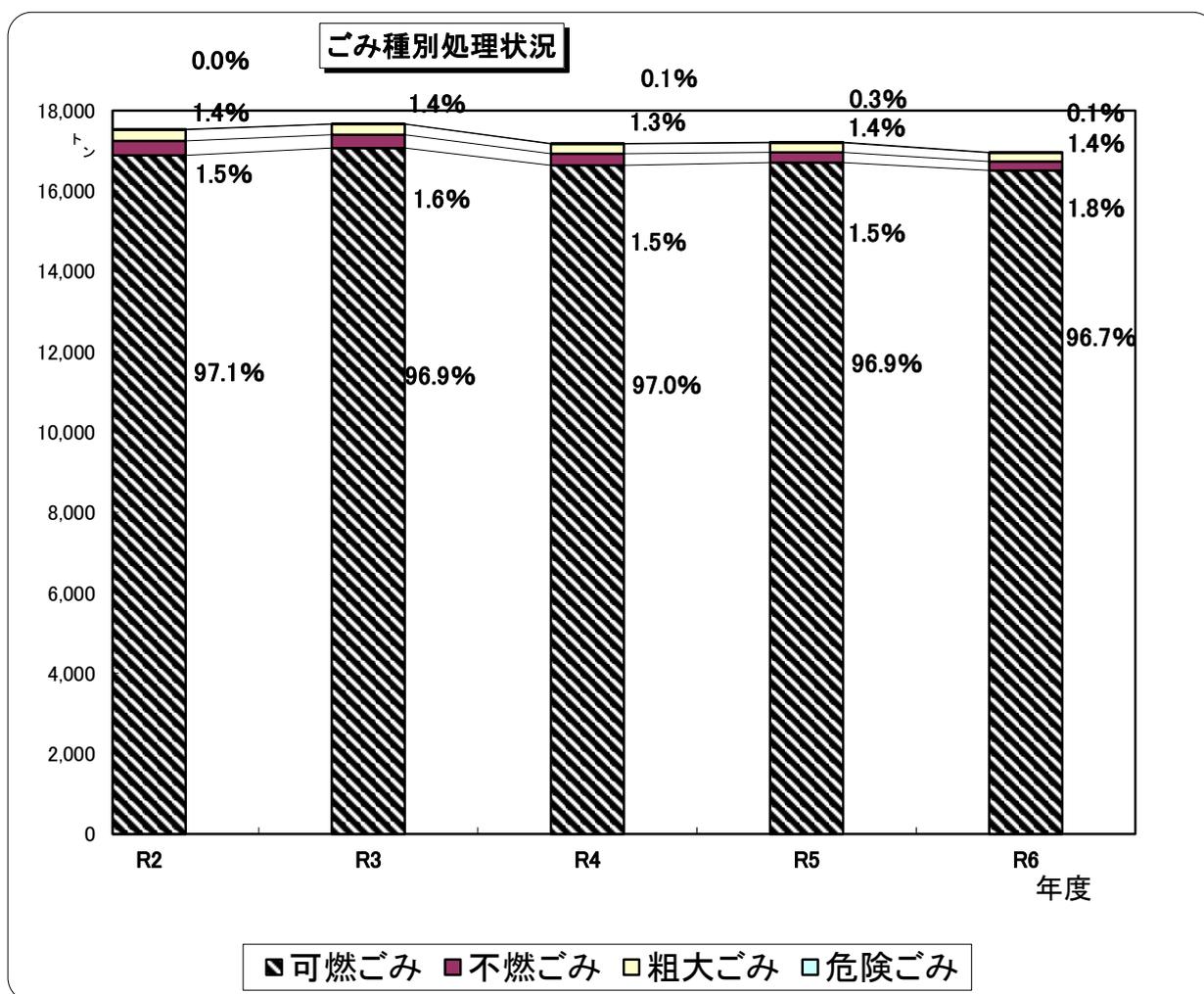
単位:トン

年度 \ 種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
可燃ごみ	16,887	4.6%	17,069	1.1%	16,638	-2.5%	16,707	0.4%	16,511	-1.2%
不燃ごみ	359	20.9%	330	-8.1%	290	-12.1%	254	-12.4%	222	-12.6%
粗大ごみ	276	16.0%	263	-4.7%	242	-8.0%	236	-2.5%	217	-8.1%
危険ごみ	16	14.3%	8	-50.0%	13	62.5%	18	38.5%	13	-27.8%
合計	17,538	5.1%	17,670	0.8%	17,183	-2.8%	17,215	0.2%	16,963	-1.5%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※糸・豊環境美化センター搬入量

※危険ごみは平成17年度6月より集計を分類している。



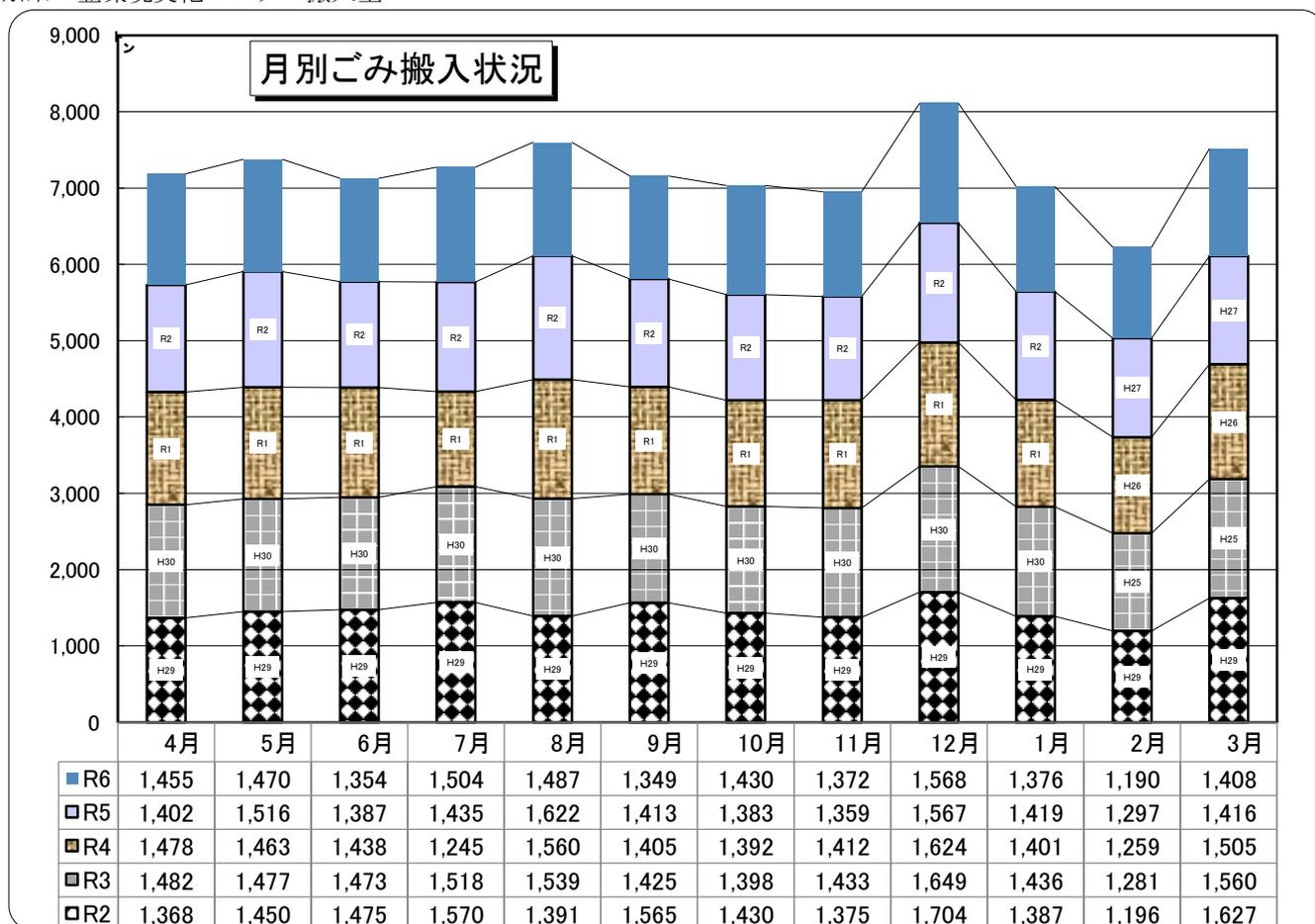
(3) 年度別、月別ごみ搬入状況

単位：トン

年度 月	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		合計
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	
4月	1,368	△ 2.3%	1,482	8.3%	1,478	△ 0.3%	1,402	△ 5.1%	1,455	3.8%	7,185
5月	1,450	△ 0.1%	1,477	1.9%	1,463	△ 0.9%	1,516	3.6%	1,470	△ 3.0%	7,376
6月	1,475	14.0%	1,473	△ 0.1%	1,438	△ 2.4%	1,387	△ 3.5%	1,354	△ 2.4%	7,127
7月	1,570	9.2%	1,518	△ 3.3%	1,245	△ 18.0%	1,435	15.3%	1,504	4.8%	7,272
8月	1,391	△ 3.7%	1,539	10.6%	1,560	1.4%	1,622	4.0%	1,487	△ 8.3%	7,599
9月	1,565	16.4%	1,425	△ 8.9%	1,405	△ 1.4%	1,413	0.6%	1,349	△ 4.5%	7,157
10月	1,430	5.0%	1,398	△ 2.2%	1,392	△ 0.4%	1,383	△ 0.6%	1,430	3.4%	7,033
11月	1,375	7.6%	1,433	4.2%	1,412	△ 1.5%	1,359	△ 3.8%	1,372	1.0%	6,951
12月	1,704	10.1%	1,649	△ 3.2%	1,624	△ 1.5%	1,567	△ 3.5%	1,568	0.1%	8,112
1月	1,387	△ 1.2%	1,436	3.5%	1,401	△ 2.4%	1,419	1.3%	1,376	△ 3.0%	7,019
2月	1,196	△ 5.2%	1,281	7.1%	1,259	△ 1.7%	1,297	3.0%	1,190	△ 8.2%	6,223
3月	1,627	11.1%	1,560	△ 4.1%	1,505	△ 3.5%	1,416	△ 5.9%	1,408	△ 0.6%	7,516
合計	17,538	5.1%	17,671	0.8%	17,182	△ 2.8%	17,216	0.2%	16,963	△ 1.5%	75,259

※端数四捨五入の為、月別と合計の数値が異なる場合あり。

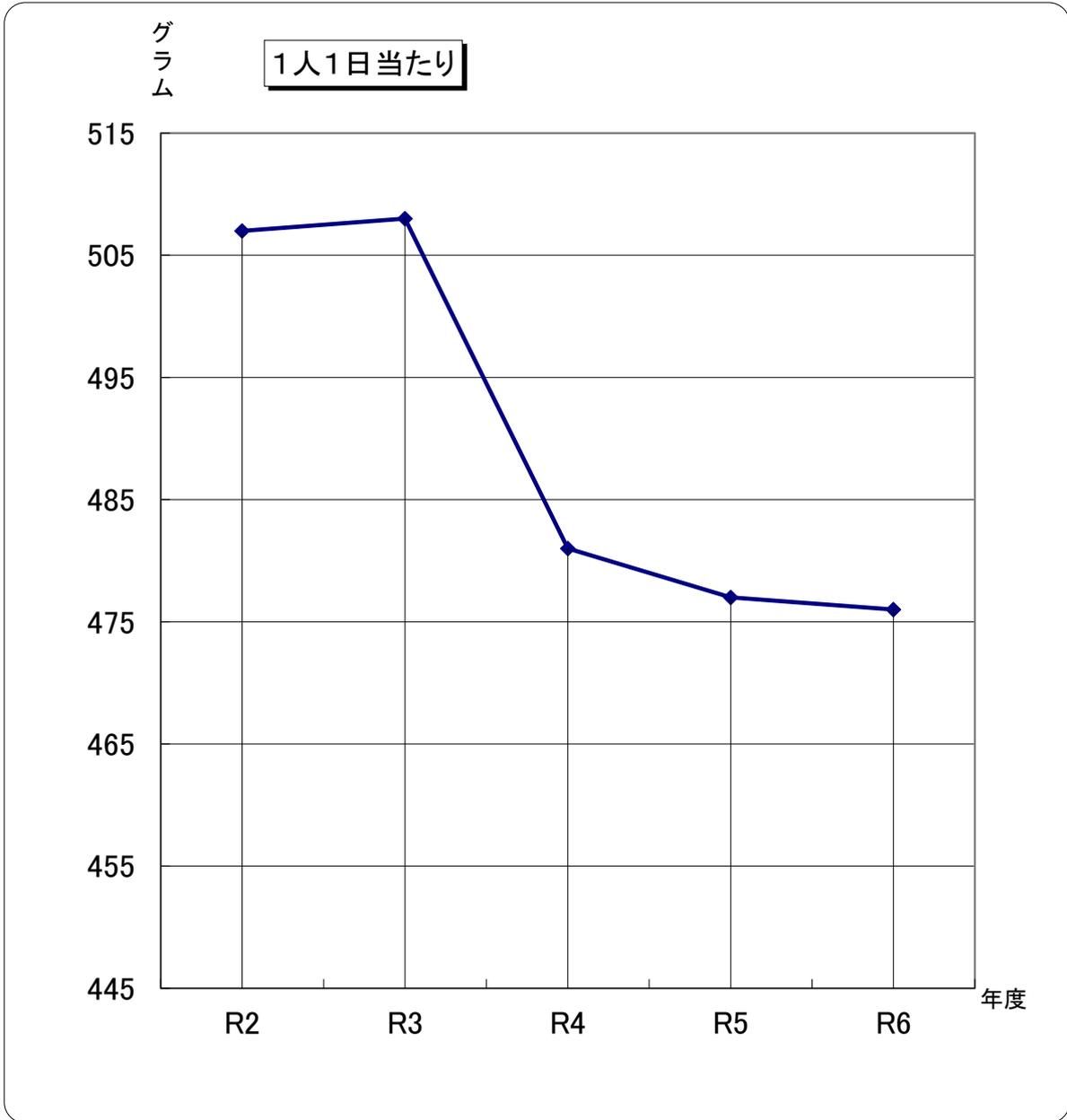
※糸・豊環境美化センター搬入量



(4) 1日当たりごみ総処理量と1人1日当たり家庭ごみ排出量

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減	処理量	前年増減
1日総処理 (ト)	48	4.3%	48	0.0%	47	-2.1%	47	0.0%	46	-2.1%
1人1日当たり (g)	507	0.8%	508	0.2%	481	-5.3%	477	-0.8%	476	-0.2%

※糸・豊環境美化センター搬入量



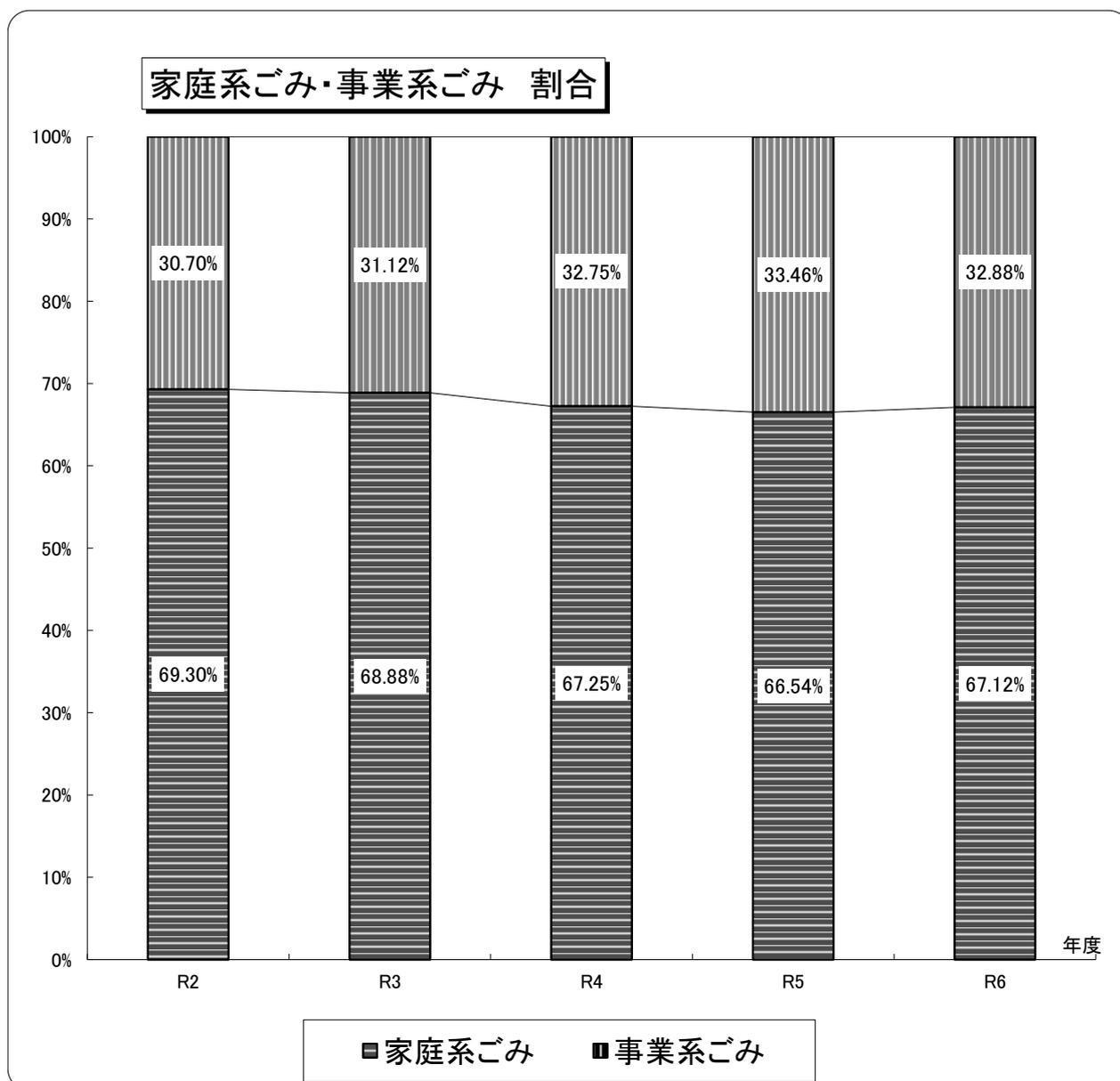
(5) 家庭系ごみ、事業系ごみの割合

単位：kg

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	処理量	割合								
家庭系ごみ	12,153,057	69.30%	12,170,462	68.88%	11,555,053	67.25%	11,455,207	66.54%	11,385,610	67.12%
事業系ごみ	5,384,453	30.70%	5,499,198	31.12%	5,626,957	32.75%	5,760,104	33.46%	5,578,450	32.88%
合計	17,537,510	100%	17,669,660	100%	17,182,010	100%	17,215,311	100%	16,964,060	100%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※糸・豊環境美化センター搬入量



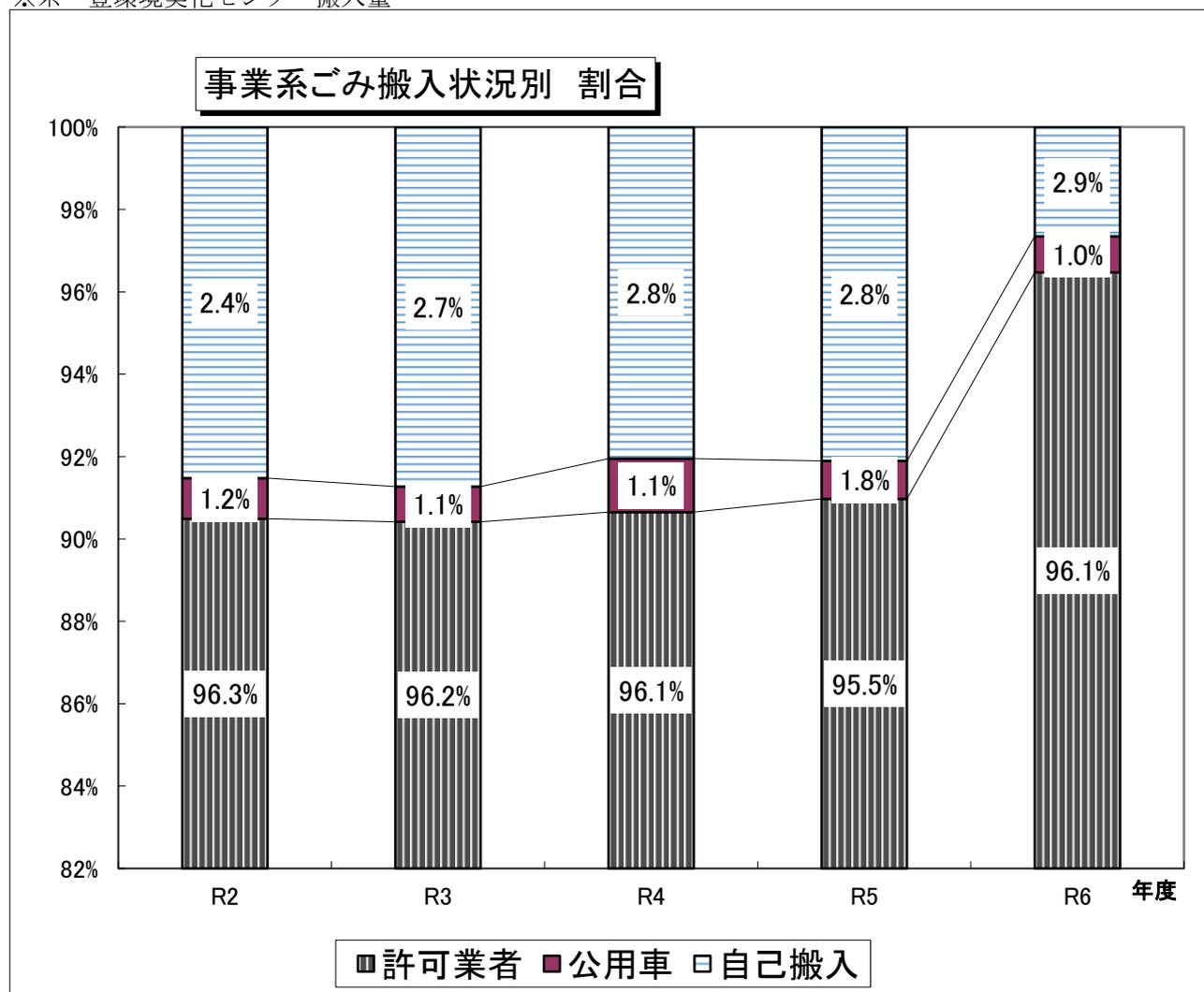
(6) 全体ごみ、事業系ごみ量状況

単位：トン

種 年度	事業系ごみ									
	許可業者		公用車		自己搬入		事業系合計		全体ごみ量	
	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減	搬入量	前年増減
令和2年度	4,873	-1.9%	53	0.0%	459	210.1%	5,384	4.2%	17,538	6.9%
令和3年度	4,972	2.0%	47	-11.3%	480	4.6%	5,499	2.1%	17,670	0.8%
令和4年度	5,101	2.6%	73	55.3%	453	-5.6%	5,627	2.3%	17,182	-2.8%
令和5年度	5,241	2.7%	53	-27.4%	467	3.1%	5,760	2.4%	17,215	0.2%
令和6年度	5,382	2.7%	49	-7.5%	148	-68.3%	5,578	-3.2%	16,964	-1.5%

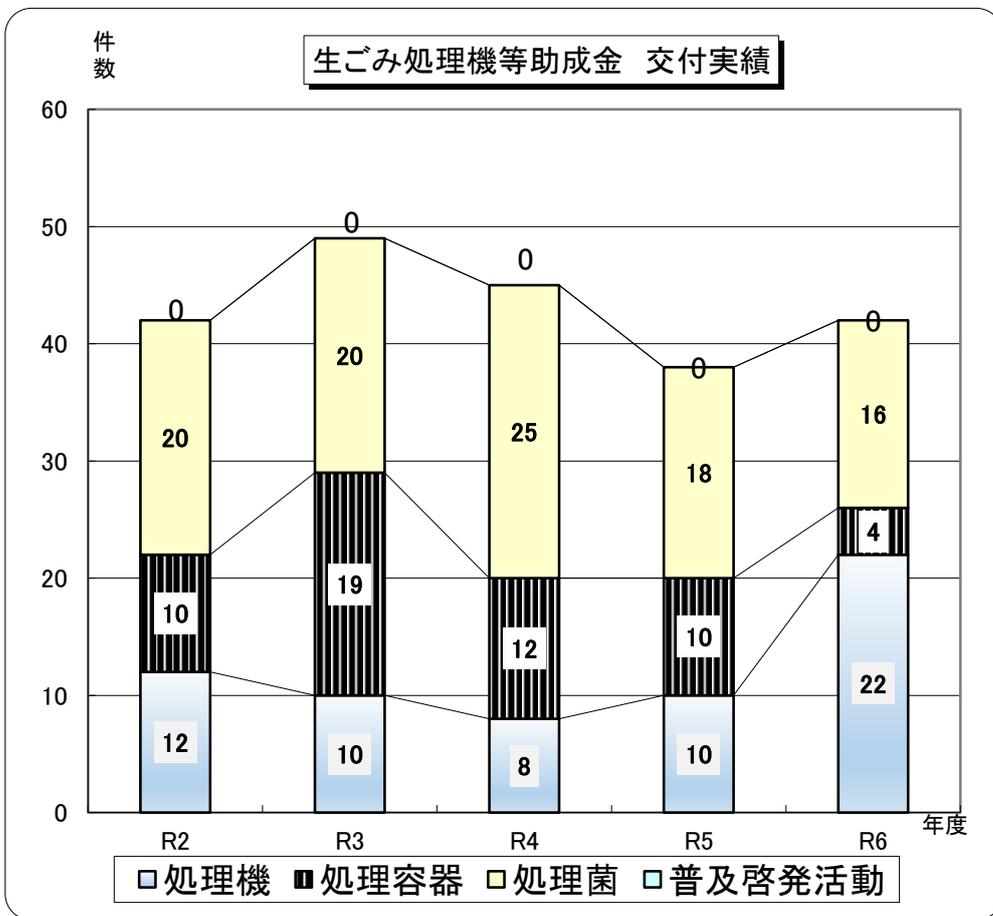
※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。

※糸・豊環境美化センター搬入量



家庭から生ずる生ごみを市民自らが堆肥化その他の減量対策を講じることを促進し、ごみの減量と市民意識の高揚を図るため、購入に要する経費及び普及啓発活動に要する経費に対し奨励金を交付する。

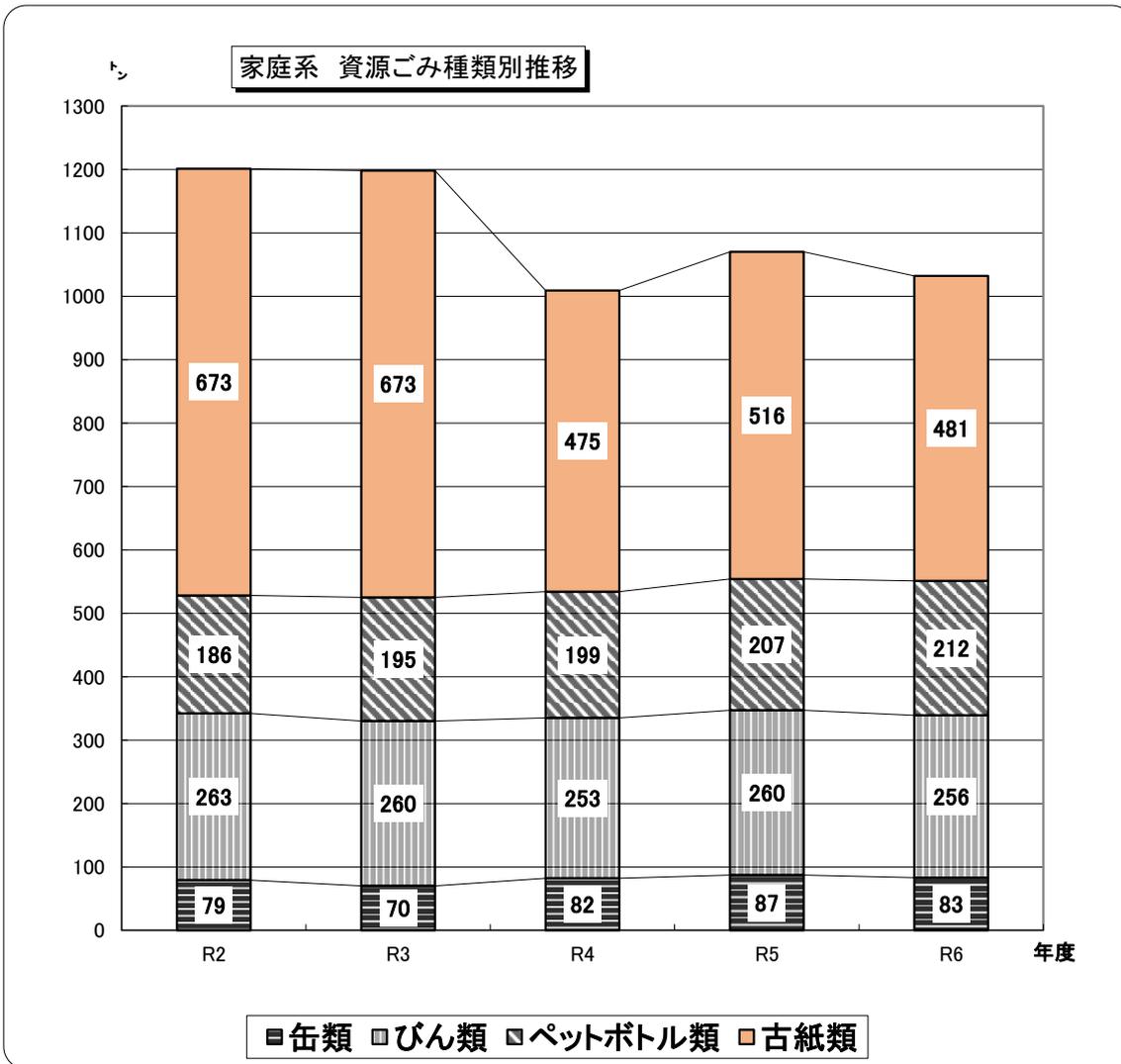
区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
処理機	363,600円	283,800円	238,000円	336,500円	731,800円
	12台	10台	8台	10台	22台
処理容器	25,700円	60,300円	36,600円	32,700円	9,600円
	10基	19基	12基	10基	4基
処理菌	34,700円	35,300円	46,400円	31,700円	26,700円
	20件	20件	25件	18件	16件
普及啓発活動	0円	0円	0円	0円	0円
	0件	0件	0件	0件	0件
合計額	424,000円	379,400円	321,000円	400,900円	768,100円
件数	42件	49件	45件	38件	42件



(8) 資源ごみ収集状況

○委託業者 資源ごみ収集 集計表

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
缶類	アルミ	7,897kg	6,987kg	8,220kg	8,699kg	24,900kg
	スチール	71,073kg	62,883kg	73,980kg	78,291kg	58,100kg
缶類計	78,970kg	69,870kg	82,200kg	86,990kg	83,000kg	
びん類	262,550kg	260,040kg	252,860kg	260,350kg	255,910kg	
ペットボトル類	186,450kg	194,620kg	199,000kg	206,990kg	211,730kg	
紙類	段ボール	215,250kg	213,620kg	148,148kg	189,899kg	190,720kg
	雑誌	250,270kg	218,910kg	147,380kg	144,480kg	126,910kg
	新聞	207,430kg	240,170kg	178,640kg	180,370kg	162,140kg
	紙パック	kg	kg	722kg	1,531kg	1,540kg
紙類計	672,950kg	672,700kg	474,890kg	516,280kg	481,310kg	
合計	1,200,920kg	1,197,230kg	1,008,950kg	1,070,610kg	1,031,950kg	

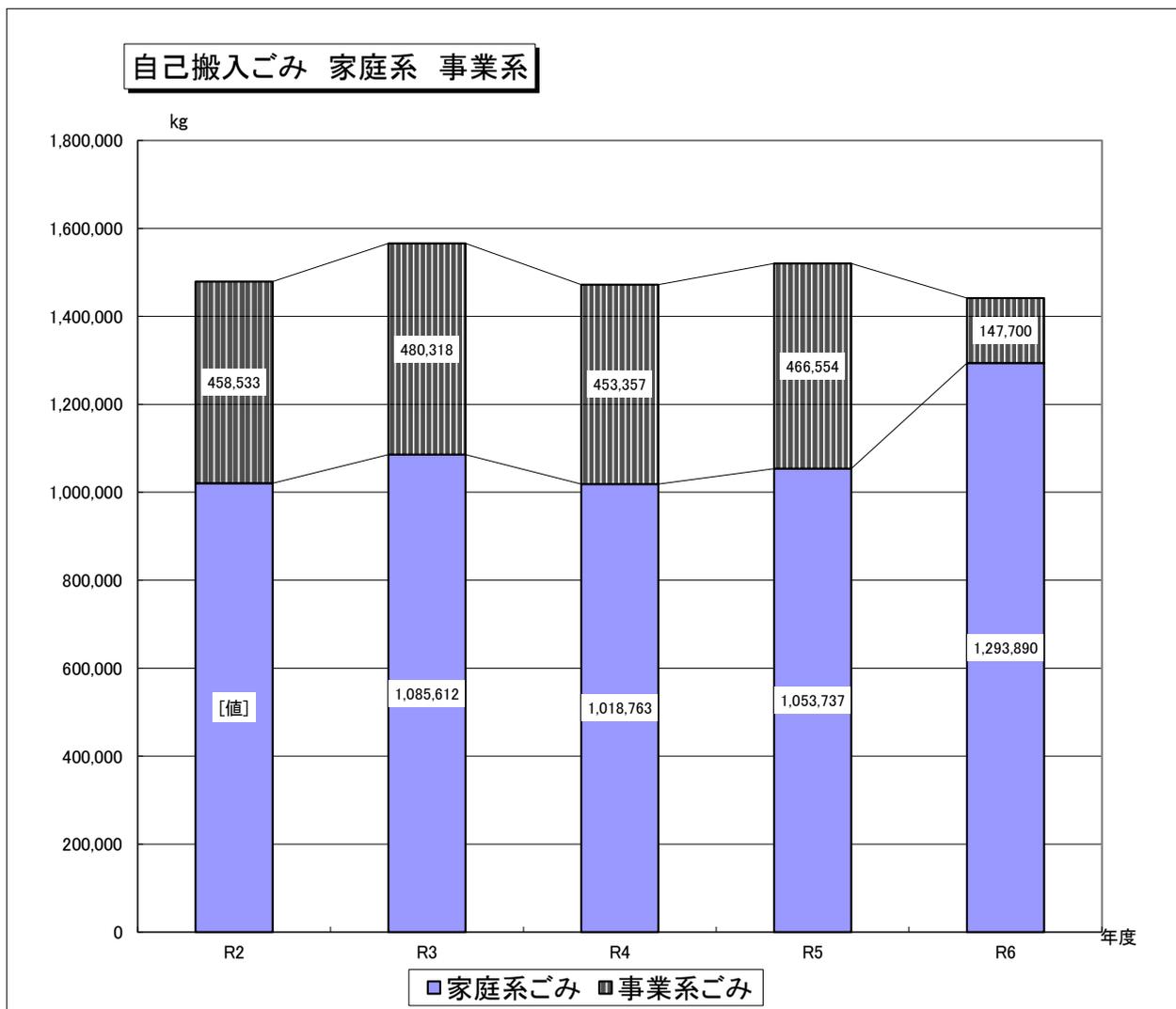


(9) 自己搬入家庭系、事業系の割合

単位：kg

種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	処理量	割合								
家庭系ごみ	1,020,607	69.00%	1,085,612	69.33%	1,018,763	69.20%	1,053,737	69.31%	1,293,890	89.75%
事業系ごみ	458,533	31.00%	480,318	30.67%	453,357	30.80%	466,554	30.69%	147,700	10.25%
合計	1,479,140	100%	1,565,930	100%	1,472,120	100%	1,520,291	100%	1,441,590	100%

※端数四捨五入の為、種別と合計の数値が異なる場合あり。



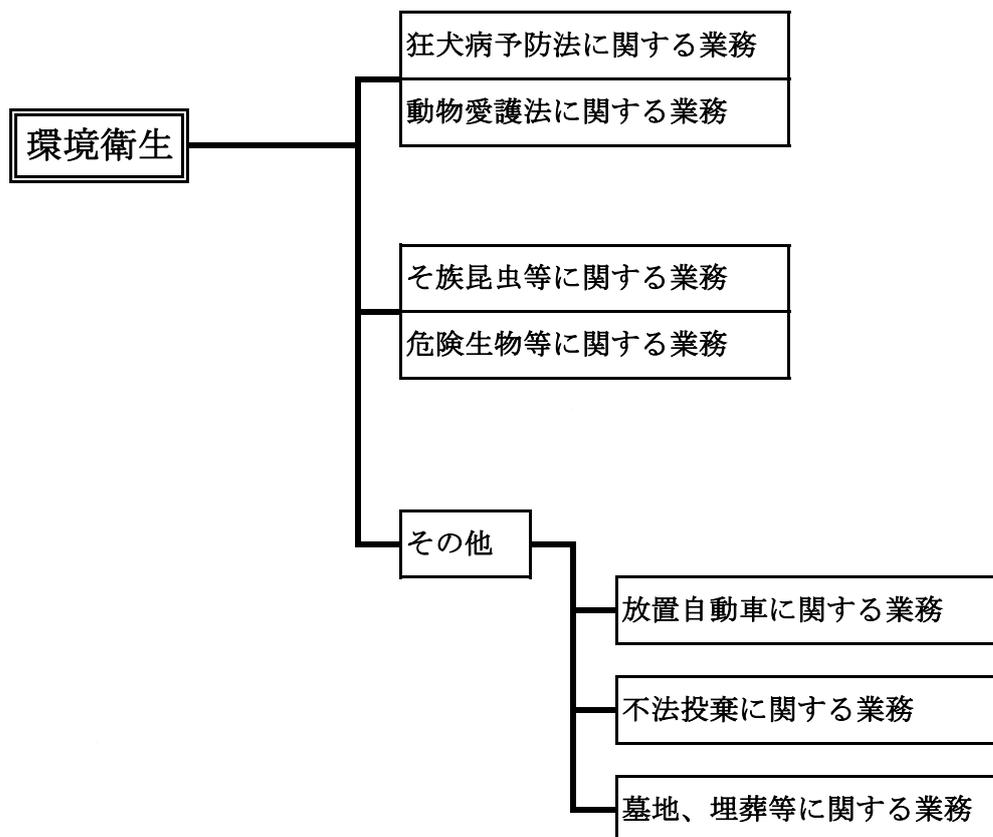
第8章 環境衛生

1	環境衛生業務の概要	・・・	53
2	狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務	・・・	54
3	そ族昆虫及び危険生物に関する業務	・・・	55
4	その他	・・・	56
	(1) 放置自動車に関する業務	・・・	56
	(2) 不法投棄に関する業務	・・・	56
	(3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務	・・・	57

1 環境衛生業務の概要

環境衛生は、市民の健康的な生活の基盤をなすものであり、衛生的な生活環境づくりを推進することが課題です。市民の快適な生活環境を保持するために、下記の体系に分けた業務を行っております。

環境衛生業務施策の体系



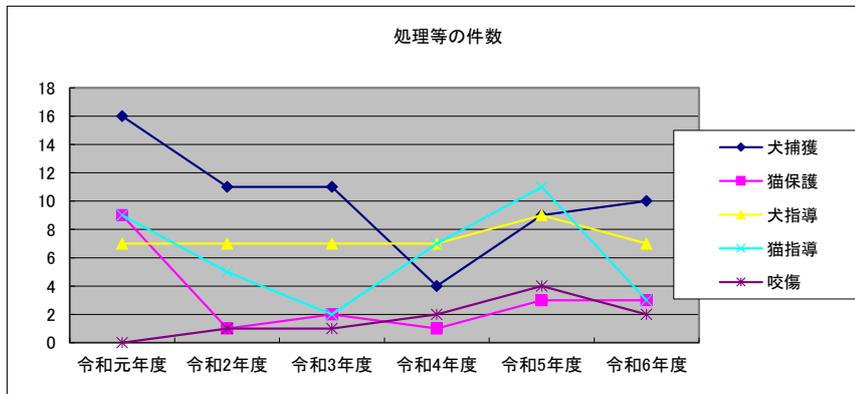
2 狂犬病予防法及び動物愛護法に関する業務

狂犬病予防法及び動物愛護法、豊見城市飼い犬条例に基づき、徘徊犬等の捕獲や飼い犬の登録及びペットの適正飼育の指導等を行っております。また、ペットの不適正飼育（主に、糞尿被害や鳴き声等）により周辺住民の生活環境が悪化しているという相談も多くなっています。そのため、沖縄県動物愛護センターや自治会と協力し対策の強化及び住民の生活環境の改善に努めております。

表① 犬及び猫に関する処理等の件数

	犬捕獲数	猫保護数	犬に関する指導件数	猫に関する指導件数	咬傷件数
令和元年度	16	9	7	9	0
令和2年度	11	1	7	5	1
令和3年度	11	2	7	2	1
令和4年度	4	1	7	7	2
令和5年度	9	3	9	11	4
令和6年度	10	3	7	3	2
※前年比	111%	100%	78%	27%	50%

※ 直近の年度の比較



表② 畜犬登録頭数及び狂犬病予防注射接種状況

	飼い犬登録数	狂犬病予防注射済	狂犬病予防注射接種率
令和元年度	2,275	1,468	64.53%
令和2年度	2,305	1,363	59.13%
令和3年度	2,331	1,423	61.05%
令和4年度	2,460	1,549	62.97%
令和5年度	2,459	1,410	57.34%
令和6年度	2,446	1,466	59.93%
※前年比	99.47%	103.97%	

※ 直近の年度の比較

表③ 犬・猫死骸処理状況

	平日		その他 (会社持込など)	休日		合計
	回収	未回収		回収	未回収	
令和元年度	149	18	0	24	6	197
令和2年度	112	11	0	26	0	149
令和3年度	125	15	3	25	4	172
令和4年度	102	15	2	32	6	157
令和5年度	97	11	4	27	6	145
令和6年度	112	10	8	18	5	153

3 そ族昆虫及び危険生物に関する業務

そ族昆虫に関する業務においては、感染症の媒介となる害虫の駆除及び発生の防止に関する業務です。害虫の発生が市有地であれば、管理部署が薬剤散布の検討や発生場所の適正管理を行います。また、民有地であれば原則、所有者の処理となるため駆除作業に関する助言及び指導を行っております。(表①)

危険生物に関する業務は、捕獲器の設置を行い、ハブによる咬傷事故を未然に防ぐよう努めております。また、住民へハブに関する情報の提供や助言等を行っております。(表②)

そ族昆虫とハブ等の危険生物の発生を抑制するために、不良状態の空き地の所有者に対し、適正管理を行うよう通知を行っております。(表③)

表① そ族昆虫等の相談件数

	ネズミ	蚊	ヤスデ	ハチ	その他	合計
令和元年度	0	3	1	7	0	11
令和2年度	1	0	0	4	4	9
令和3年度	0	1	1	6	0	8
令和4年度	0	3	1	10	0	14
令和5年度	0	0	0	7	1	8
令和6年度	0	0	0	4	1	5

表② ハブの捕獲器実績等 (危険生物関係)

	捕獲器依頼	捕獲した内訳			咬傷
		ハブ	アカマタ	その他	
令和元年度	51	127	34	0	0
令和2年度	35	96	29	0	0
令和3年度	39	101	36	0	1
令和4年度	33	76	31	0	1
令和5年度	36	82	16	0	0
令和6年度	40	70	17	0	0

表③ 空き地整備関係処理件数

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	70	82	114	70	53

4 その他

(1) 放置自動車に関する業務

豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例に基づく業務です。

目的は、放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、本市の美観の維持増進を図ることです。自動車を調査することで、所有者を特定し放置自動車を撤去するよう指導、勧告、命令を行っています。

表① 放置自動車処理件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	12	14	7	9	10	16

(2) 不法投棄に関する業務

廃棄物処理法第16条により規定されている不法投棄に関する業務です。発見者からの通報の通報により、現場確認をし投棄者特定に繋がる情報の収集や土地所有者及び管理者へ再度不法投棄をされないように環境づくりについて指導や助言等を行っています。

また、不法投棄防止看板を設置し、周囲の関心を高めることにより不法投棄されにくい地域づくりを行っております。その他、県の南部保健所や警察署といった関係機関と連携をし、法投棄が無くなるよう努めております。

表① 不法投棄相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	54	38	20	30	30	41

表② 不法投棄防止看板設置件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	12	13	9	4	7	8

(3) 墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務

墓地、埋葬等に関する法律に基づく業務です。

- i) 墓地等の経営許可においては、市長の許可が必要です。 ※1
- ii) 改葬を行う申請者に対し、改葬許可の交付を行っております。 ※2
- iii) 無縁遺骨等の処理については、引き取り手の無い遺骨等を市の遺骨安置所へ収骨しています。 ※3

表① 墓地、埋葬等に関する業務件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経営等許可	1	10	5	3	1	0	0
改葬許可	6	12	7	14	13	11	15
無縁遺骨等の処理	3	6	6	2	0	6	4
墓地関係苦情	1	3	0	5	3	1	0

※1 墓地、埋葬等に関する法律

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

★ 権限移譲により、平成24年度からは市長の許可となっています。

※2 墓地、埋葬等に関する法律

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

※3 墓地、埋葬等に関する法律

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

第9章 地球温暖化対策の推進

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく令和5年度分温室効果ガス総排出量報告)

1	豊見城市地球温暖化防止実行計画	・・・	58
(1)	実行計画の期間	・・・	58
(2)	実行計画の目標	・・・	58
(3)	令和6年度温室効果ガス総排出量	・・・	58
2	豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づく 施策の実施状況（令和6年度）	・・・	59
3	エネルギー使用量等の現状	・・・	60
4	電気使用量の内訳（年度）	・・・	60
5	温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値）	・・・	61
6	温室効果ガスの部門別排出量	・・・	62
7	温室効果ガス排出量の比較	・・・	63
(1)	総排出量	・・・	63
(2)	二酸化炭素（CO ₂ ）	・・・	64
(3)	メタン（CH ₄ ）	・・・	65
(4)	一酸化二窒素（N ₂ O）	・・・	66
8	温室効果ガスの内訳	・・・	67
9	課題と今後の取組みについて	・・・	67

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく令和6年度分温室効果ガス
総排出量報告書（豊見城市地球温暖化防止実行計画分）

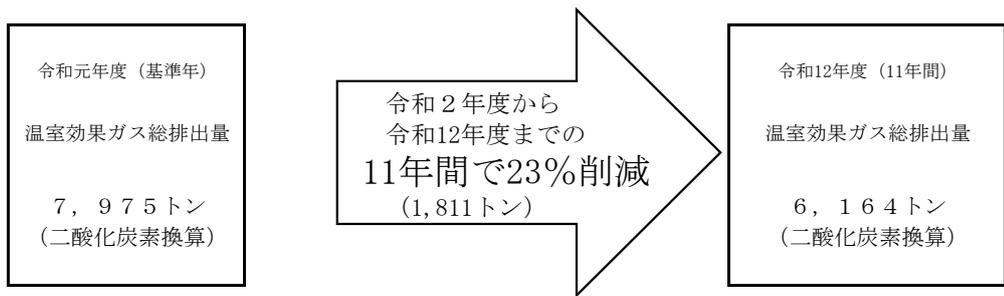
豊見城市における令和6年度のエネルギー消費関係は、次の表のとおりです。
地球温暖化対策の推進に関する法律 第21条

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共
団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排
出量を含む。）を公表しなければならない。

1. 豊見城市地球温暖化防止実行計画（令和3年3月策定）

(1) 実行計画の期間 令和2年度 ～ 令和12年度（11年間）

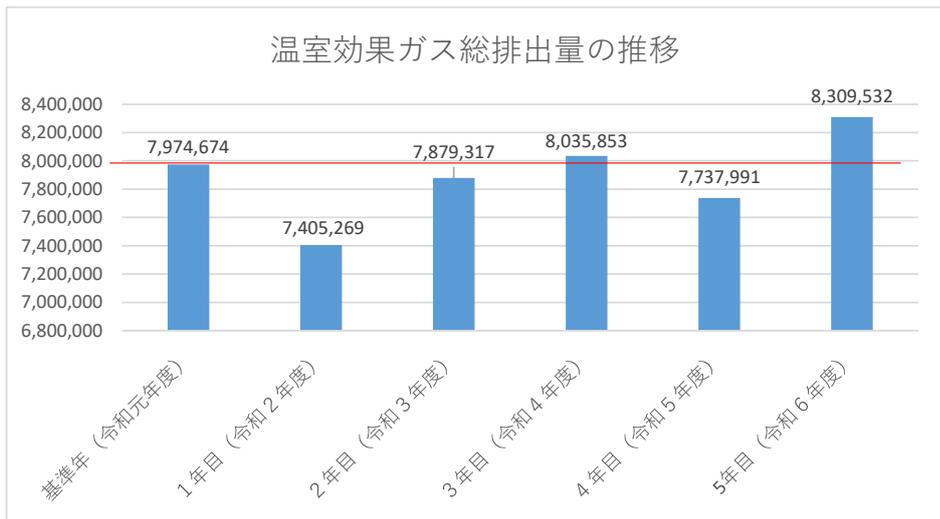
(2) 実行計画の目標



(3) 令和6年度 温室効果ガス総排出量 約 7,849,246 t-CO2

年 度	年	温室効果ガス総排出量 kg-CO2	対基準年比 %	排出係数（電気） kg-co2/kwh
令和元年度	基準年	7,974,674	-	0.810
令和2年度	1年目	7,405,269	-7.14% 減 -569,405 kg-CO2	0.737
令和3年度	2年目	7,879,317	-1.20% 減 -95,357 kg-CO2	0.739
令和4年度	3年目	8,035,853	0.77% 増 61,179 kg-CO2	0.710
令和5年度	4年目	7,737,991	-2.97% 減 -236,683 kg-CO2	0.669
令和6年度	5年目	8,309,532	4.20% 増 334,858 kg-CO2	0.677

※ 排出係数(電気)：電力を作り出す際に発生する二酸化炭素量を算出する指標



2. 豊見城市地球温暖化防止実行計画に基づく施策の実施状況（令和6年度）

(人)

実施項目	確実に 実行できた	ほぼ 実行できた	実行 できつつある	やや 不十分	ほとんど 実行できなかった	全く 実行できなかった
ノーマイカーデー及びエコ通勤の実施	77	20	19	45	51	111
(実施割合)	(35.9%)			(64.1%)		
出退勤時などのエレベーター利用の自粛	196	47	29	33	14	4
(実施割合)	(84.2%)			(15.8%)		
必要時以外のOA機器や照明等の消灯の実施	105	133	58	15	9	3
(実施割合)	(91.6%)			(8.4%)		
用紙節約の徹底（ワンペーパー化、複数ページ印刷、資料電子化、コピー用紙の再利用、庁内連携システム通知等）	48	118	99	45	12	1
(実施割合)	(82.0%)			(18.0%)		
ゴミの分別を徹底し、リサイクルを心がける	191	106	21	3	2	0
(実施割合)	(98.5%)			(1.5%)		
グリーン購入（環境負荷の少ない商品の購入）の実施	63	93	83	27	25	32
(実施割合)	(74.0%)			(26.0%)		
クールビズやウォームビズの実施	116	119	59	20	5	4
(実施割合)	(91.0%)			9.0%		

取り組みが実行できた実績値

取り組みが不十分な実績値

各課での取り組み意見等（一部、抜粋）

<p>○電気使用量の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機でファックス対応でなければ休み前は最後の方が電源をOFFにする取組があれば温暖化防止対策になるのではないかと思います。 ・こまめな消灯、節電等。 ・家庭用サイズのソーラーパネル＋ポータブル電源を窓内側に設置し、消費電力の小さいものはそこから賄う（水サーバー・サーキュレーターなど）。ガラス面全部に断熱フィルム。 ・市庁舎内における不要な時間エリアの点灯をよく見かけることがある。その場合、管財課等に連絡するツール（方法）を構築するのでもいいのではないのでしょうか？ <p>○エレベーター利用の自粛</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターは、基本利用しない。荷物などの運搬時は利用する。 ・出退勤時等のエレベーター利用の自粛については、以前より推奨され、呼びかけているにも関わらず、相変わらずの利用職員が多い。これは、地球温暖化防止対策としてだけでなく、お客様（市民）との関連、又は健康的な側面からも推奨されるものだと考えます。再度、全庁的な取組目として、関係部署と連携しながら周知、取り組んではどうでしょうか。 ・出退勤時等のエレベーター利用の自粛について、部署の設置階数に関わらず一律に自粛を求められるのは、実施状況に差が出ると思います。エレベーター利用の自粛であれば、「低層階（2～3階）までの上り時は自粛」「下り時は自粛」など上り下り等で区別してほしいです。 <p>○コピー用紙削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子決裁の利用で紙の使用量は確実に削減できると思います。 ・上長から紙起案を求められることもあるので、もっと電子起案の活用を周知してもらいたいです。 ・印刷や、ミスプリントは会議で紙を配布する文化を辞めたら良いと思います。 ・1人1台タブレットがあればよいですが、職員がノートパソコンを自席から会議室へ持ち出すマニュアルや手順書を示してもらいたいです。 ・ペーパーレス化について、他部署からの依頼で押印を前提とした様式の提出を求められることが多々ありますが、おおむね電子化を進められていると思います。 ・ペーパーレス化の推進を進めてほしい。結局電子と紙の二重作業になっている。 <p>○エコ通勤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコ通勤に対する助成金を設けてほしい。 ・マイカーデーはこどもの送迎等があり実施難しい。公共交通や安全な歩道など、道路整備との関連が強いと感じた。 ・ノーマイカーデーの実施については、こどもの保育園送迎があるため利便性の良い自家用車を選択しており、全く実行できませんでした。 ・自転車通勤やバス通勤の他市や他県の取組を周知することもいいなと思いました。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車を全てエコカーにして欲しいです。 ・大きいサイズのゴミ袋が一杯ではないが毎日燃えるごみを2班に分けて2枚捨てている状態。ゴミ袋を中サイズに変えるといいのでは？

3. エネルギー使用量等の現状

豊見城市における令和6年度のエネルギー消費関係は、次の表のとおりです。

部門燃料	単位	市庁舎	保育所児童厚生施設	公園	水道・下水道施設	小中学校	中央公民館スポーツ施設	給食センター	中央図書館	消防本部	観光関連施設	その他	合計
電気	kwh	1,029,454	92,388	295,578	2,853,371	4,084,138	753,693	202,237	302,295	156,307	40,581	58,002	9,868,044
	円	30,452,120	3,362,688	9,721,394	74,827,506	158,471,679	32,334,886	7,432,845	11,773,205	4,661,355	1,726,234	1,972,495	336,736,407
ガス	kg	0	1,433	1,231	0	75,149	146,924	1,880	0	842	0	0	227,459
	円	0	299,736	229,976	0	4,900,275	7,396,344	243,701	0	252,834	0	0	13,322,866
灯油	L	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	円	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
重油	L	0	0	0	0	0	0	99,640	0	0	0	0	99,640
	円	0	0	0	0	0	0	9,705,424	0	0	0	0	9,705,424
ガソリン	km	29,695	10,441	0	0	31,264	3,813	1,253	1,074	46,629	2,369	0	126,538
	L	18,353	438	1,523	0	7,160	358	156	119	15,811	244	106	44,267
	円	2,807,336	76,018	275,037	0	923,426	62,220	28,161	24,864	2,748,252	42,118	18,620	7,006,052
軽油	km	48	0	0	0	764	0	0	0	5,984	0	0	6,796
	L	2,653	15	1,482	0	8,861	0	0	0	5,971	0	0	18,982
	円	399,892	2,281	185,648	0	164,050	0	0	0	953,762	0	0	1,705,633
水道	m ³	5,308	1,479	11,772	7,996	49,277	8,671	19,498	348	1,523	284	1,010	107,166
	円	1,153,558	499,701	4,675,600	405,369	22,923,245	3,866,734	6,827,161	95,850	721,644	101,830	329,380	41,600,072
コピー	枚	2,226,753	78,067	40,571	0	3,787,205	122,687	15,832	28,519	11,383	31,820	0	6,342,837
	円	6,215,037	537,547	527,589	0	11,900,606	554,464	242,772	623,474	86,345	213,642	0	20,901,476
合計	円	41,027,943	4,777,971	15,615,244	75,232,875	199,283,281	44,214,648	24,480,064	12,517,393	9,424,192	2,083,824	2,320,495	430,977,930

(3) 令和6年度 温室効果ガス総排出量 約 t-CO₂

※四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

4. 電気使用量の内訳(年度)

	市庁舎	保育所児童厚生施設	公園	水道・下水道施設	小中学校	中央公民館スポーツ施設	給食センター	中央図書館	消防本部	観光関連施設	その他	合計
R1	1,004,661	63,284	386,308	2,702,253	3,084,112	823,714	248,906	236,021	161,369	48,716	27,681	8,787,025
R2	948,856	73,813	365,491	2,837,783	3,452,182	613,545	272,395	274,251	182,646	47,741	28,038	9,096,741
R3	1,055,898	77,418	367,216	2,893,434	3,867,659	675,654	260,138	264,580	165,081	53,091	29,271	9,709,440
R4	999,014	89,099	358,629	2,903,477	4,161,370	769,375	272,111	264,225	146,238	48,769	37,268	10,049,575
R5	934,357	76,309	290,525	2,863,312	3,779,710	798,240	267,727	314,143	139,902	37,499	104,459	9,606,183
R6	1,029,454	92,388	295,578	2,853,371	4,084,138	753,693	202,237	302,295	156,307	40,581	58,002	9,868,044

5. 温室効果ガスの排出状況（二酸化炭素換算値）

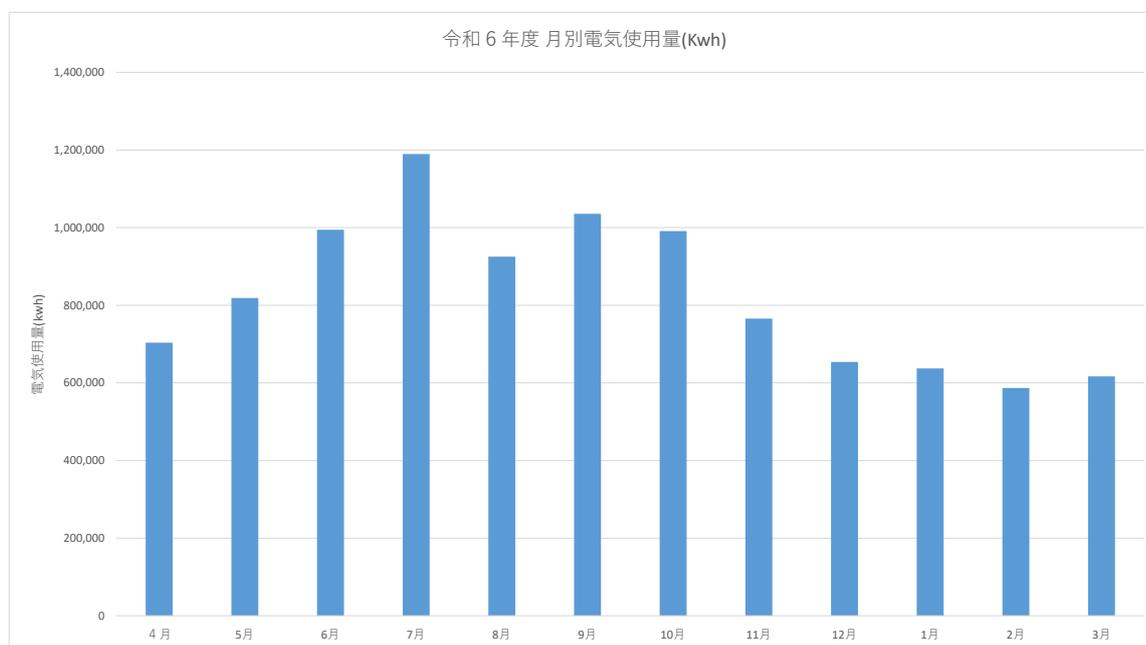
豊見城市における令和6年度のエネルギー消費関係は、次の表のとおりです。

豊見城市における令和6年度の二酸化炭素に換算した温室効果ガスの排出量は、
次の表のとおりです。

温室効果ガスの種類	排出要因	使用量(活動量)		排出係数(※) (kg/単位)	地球温暖化 係数(※)	二酸化炭素換算排出量 (kg-CO2)	構成比 (%)			
			単位							
二酸化炭素 (CO2)	電気の使用	9,919,520	kwh	0.669	1	6,636,159	80.632			
	燃料の使用									
	ガス	227,459	kg	2.99				1	680,102	8.264
	灯油	0	L	2.50						
	重油	136,690	L	2.75						
	ガソリン	44,299	L	2.29						
	軽油	165,700	L	2.62						
小 計					8,227,737	100				
令和5年度	自動車の走行 (ガソリン)	304,590	km	0.00001	28	85	0.000010			
令和6年度	5年目									
	自動車の走行 (軽油)	6,796	km	0.000002		1	0.000000			
一酸化二窒素 (N2O)	自動車の走行 (ガソリン)	304,590	km	0.000029	265	2341	0.000284			
	自動車の走行 (軽油)	6,796	km	0.000007				13	0.000002	
合 計						8,230,176	100			

※ 排出係数とは、使用量（電気等）と排出量の比を表わし、算定に必要な数値です。場合により、表示単位未満で四捨五入しております。

※ 地球温暖化係数とは、地球の温暖化をもたらす程度を二酸化炭素に対する比で示した数値です。



6. 温室効果ガスの部門別排出量

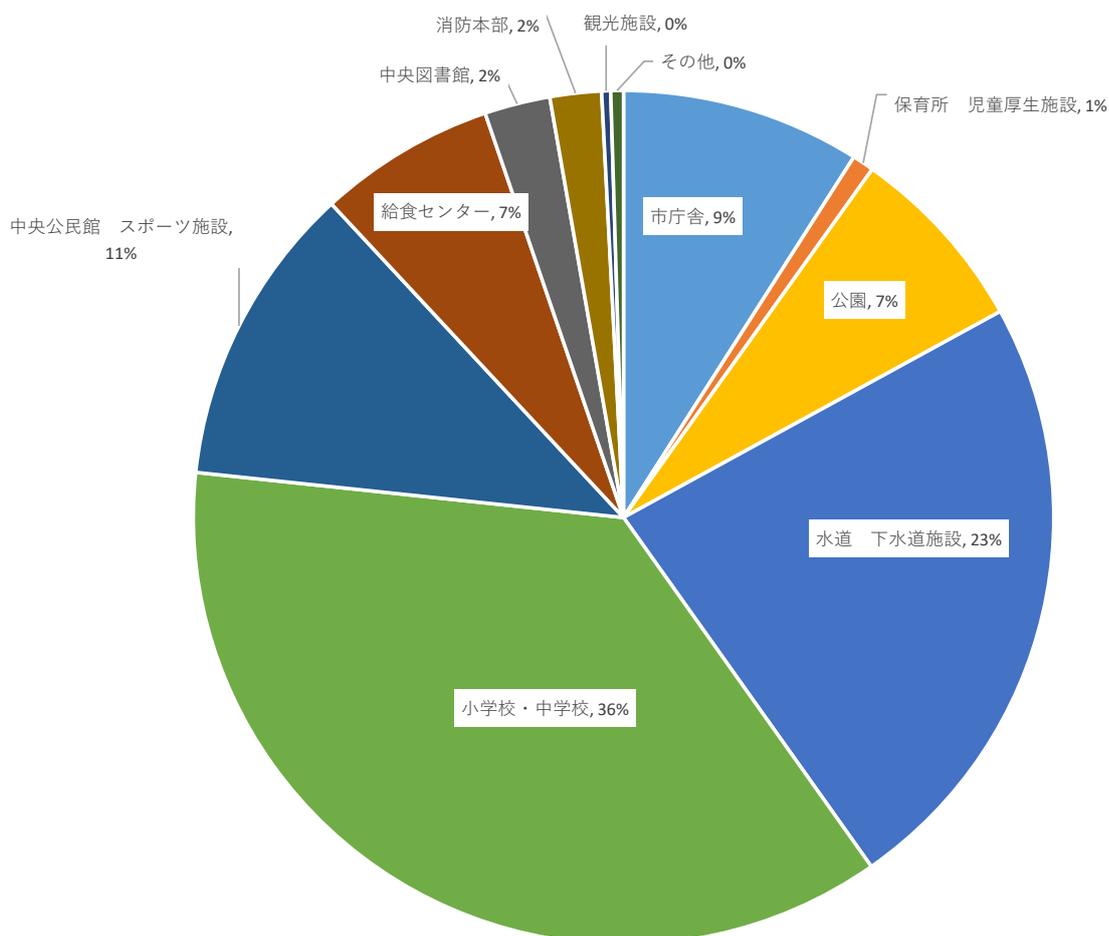
豊見城市における令和6年度のエネルギー消費関係は、次の表のとおりです。
 豊見城市における令和5年度温室効果ガス排出量を部門別にみると次の表のとおりです。

単位 (kg-CO₂)

部門 ガスの種類	市庁舎	保育所 児童厚生 施設	公園	水道 下水道 施設	小学校 中学校	中央 公民館 スポーツ 施設	給食 センター	中央 図書館	消防本部	観光 関連施設	その他	合計
CO ₂	745,917	67,873	595,559	1,931,732	3,029,271	950,373	553,712	204,926	160,188	28,031	39,510	8,307,093
CH ₄	58	3	0	0	9	1	0	0	13	1	0	86
N ₂ O	1,594	80	0	0	242	29	12	8	369	18	0	2,353
合計	747,570	67,956	595,559	1,931,732	3,029,522	950,403	553,725	204,934	160,571	28,050	39,510	8,309,532
構成比	9%	1%	7%	23%	36%	11%	7%	2%	2%	0%	0%	100%

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

令和6年度 温室効果ガス部門別排出量構成比



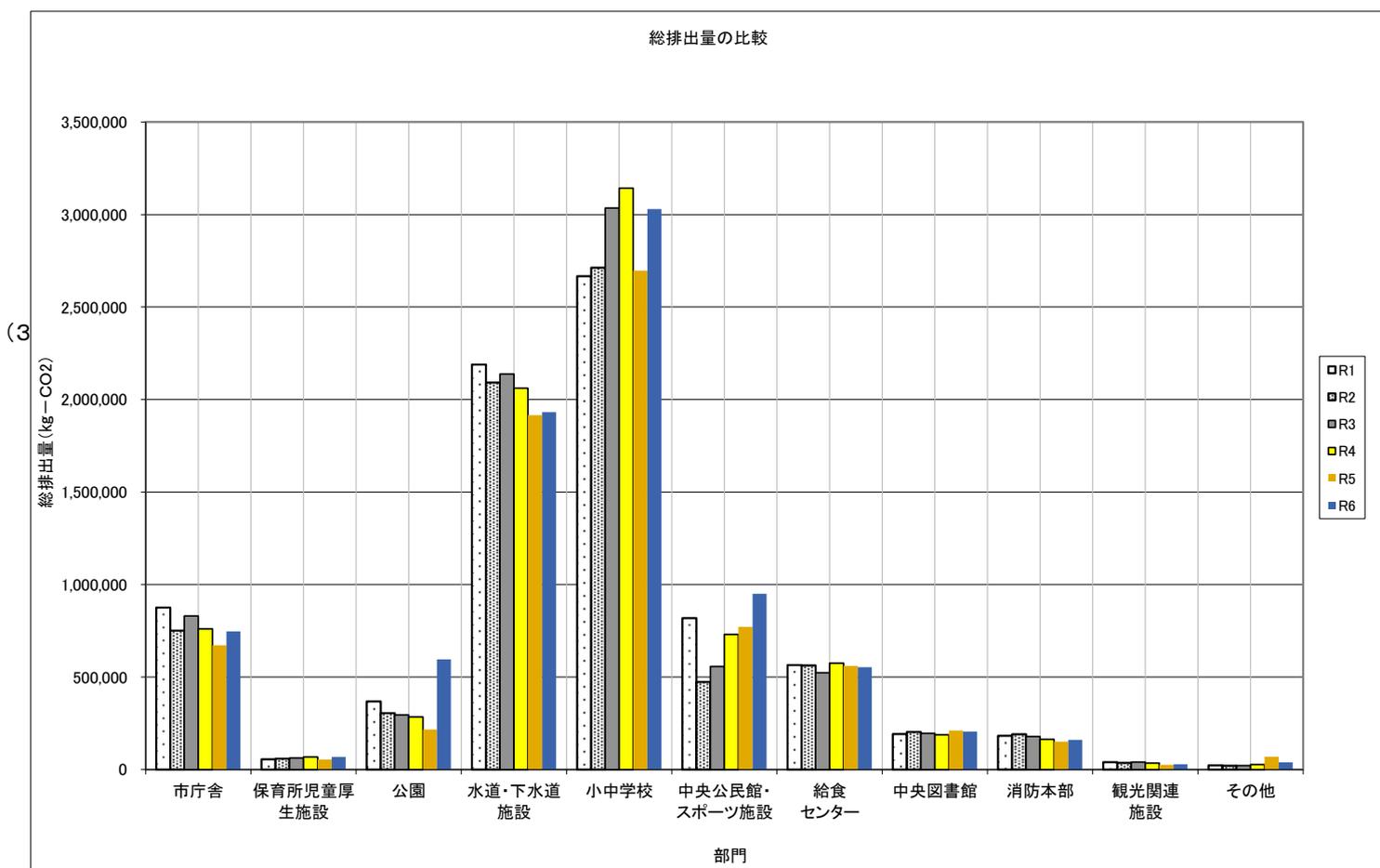
7. 温室効果ガス排出量の比較

(1) 総排出量

単位(kg-CO2)

	市庁舎	保育所児童 厚生施設	公園	水道・下水道 施設	小中学校	中央公民館・ スポーツ施設	給食 センター	中央図書館	消防本部	観光関連 施設	その他	合計
R1	875,533	55,567	368,178	2,188,825	2,666,632	818,383	564,617	192,028	182,459	40,029	22,422	7,974,674
R2	751,023	58,666	304,935	2,091,446	2,712,392	473,301	562,717	202,988	190,945	36,193	20,664	7,405,269
R3	829,512	63,048	296,091	2,138,248	3,035,285	557,205	523,780	196,326	177,973	40,218	21,631	7,879,317
R4	759,973	67,645	285,096	2,061,469	3,143,133	730,240	574,621	188,428	163,137	35,652	26,460	8,035,853
R5	672,060	54,673	216,130	1,915,556	2,697,058	771,018	560,016	210,687	150,809	26,248	69,883	7,344,137
R6	747,570	67,956	595,559	1,931,732	3,029,522	950,403	553,725	204,934	160,571	28,050	39,510	8,309,532

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

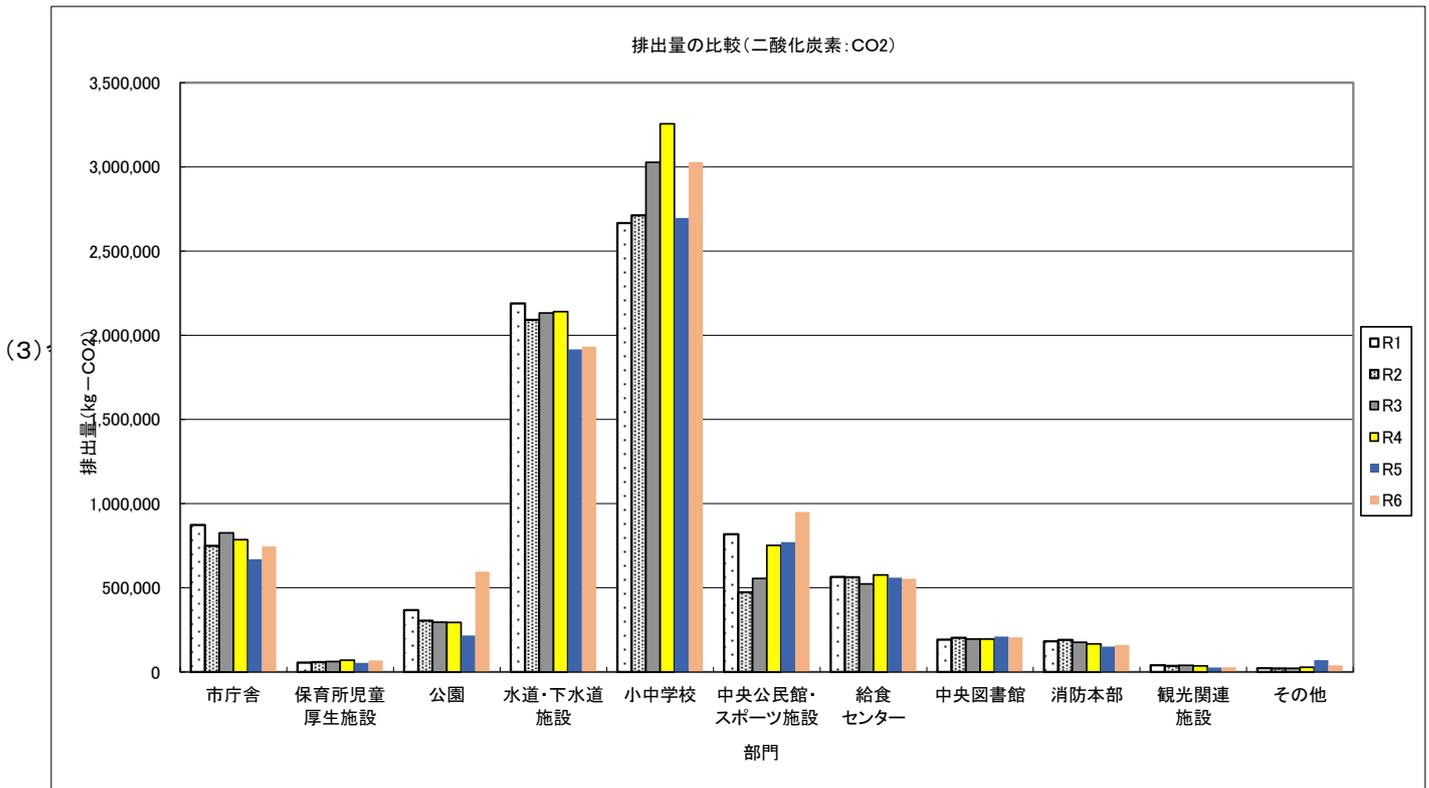


(2) 二酸化炭素 (CO₂)

単位(kg-CO₂)

	市庁舎	保育所児童 厚生施設	公園	水道・下水道 施設	小中学校	中央公民館・ スポーツ施設	給食 センター	中央図書館	消防本部	観光関連 施設	その他	合計
R1	873,118	55,476	367,504	2,188,825	2,666,250	818,342	564,585	191,994	182,063	40,003	22,422	7,970,581
R2	748,962	58,591	304,535	2,091,446	2,712,143	473,268	562,691	202,951	190,571	36,153	20,664	7,401,975
R3	825,476	62,807	295,074	2,132,461	3,027,313	555,818	523,236	195,763	177,237	40,075	21,573	7,856,833
R4	785,553	69,994	294,554	2,139,863	3,255,838	751,609	576,521	195,541	166,941	36,940	27,467	8,300,821
R5	670,541	54,570	216,130	1,915,556	2,696,799	770,990	560,007	210,656	150,372	26,204	69,883	7,341,707
R6	745,917	67,873	595,559	1,931,732	3,029,271	950,373	553,712	204,926	160,188	28,031	39,510	8,307,093

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。



令和6年度

5年目

0.638

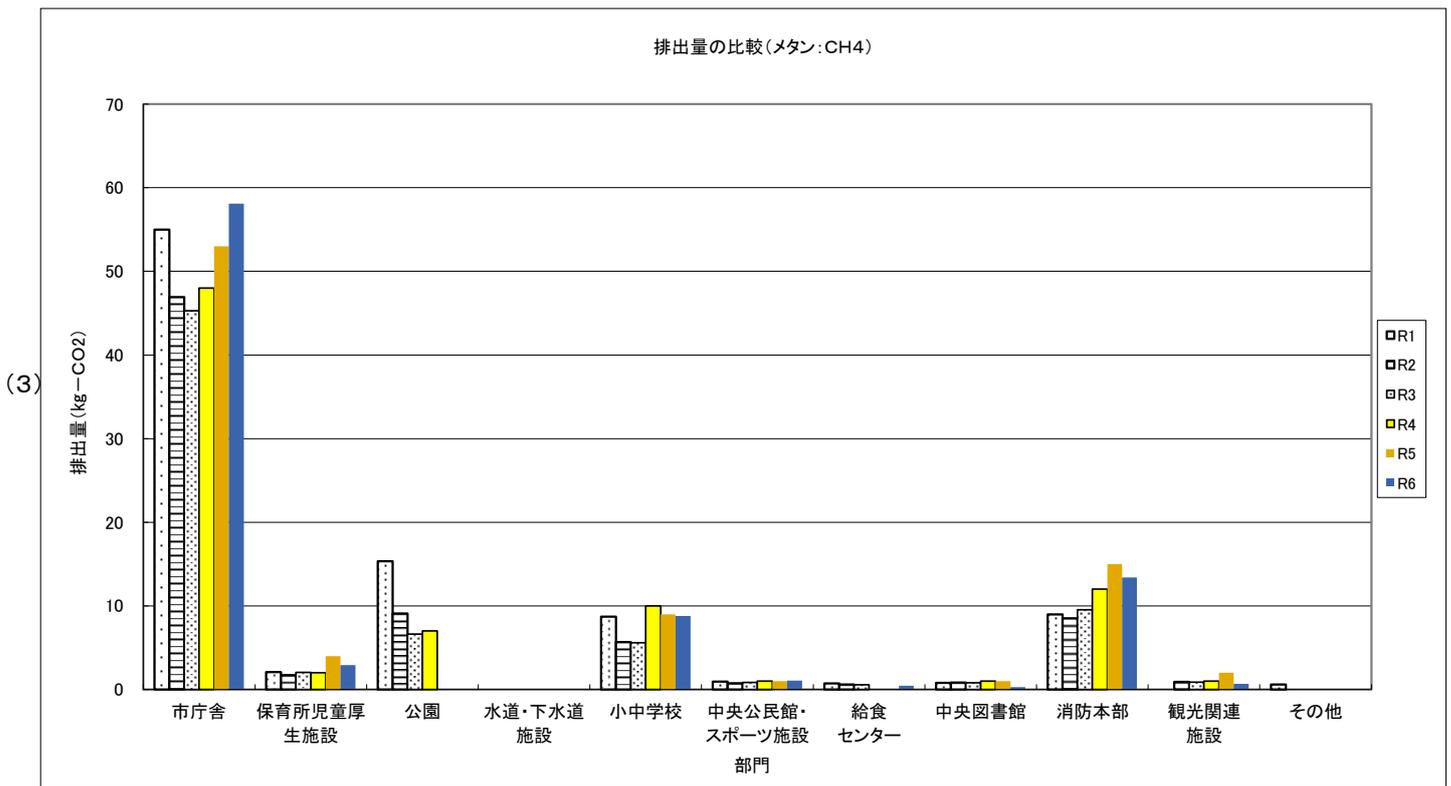
(3) メタン (CH4)

単位(kg-CO2)

	市庁舎	保育所児童 厚生施設	公園	水道・下水道 施設	小中学校	中央公民館・ スポーツ施設	給食 センター	中央図書館	消防本部	観光関連 施設	その他	合計
R1	55	2	15	0	9	1	1	1	9	0	1	93
R2	47	2	9	0	6	1	1	1	9	1	0	75
R3	45	2	7	0	6	1	1	1	10	1	0	72
R4	48	2	7	0	10	1	0	1	12	1	0	82
R5	53	4	0	0	9	1	0	1	15	2	0	85
R6	58	3	0	0	9	1	0	0	13	1	0	86

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

排出量の比較(メタン:CH4)



令和6年度

5年目

0.638

(4) 一酸化二窒素 (N₂O)

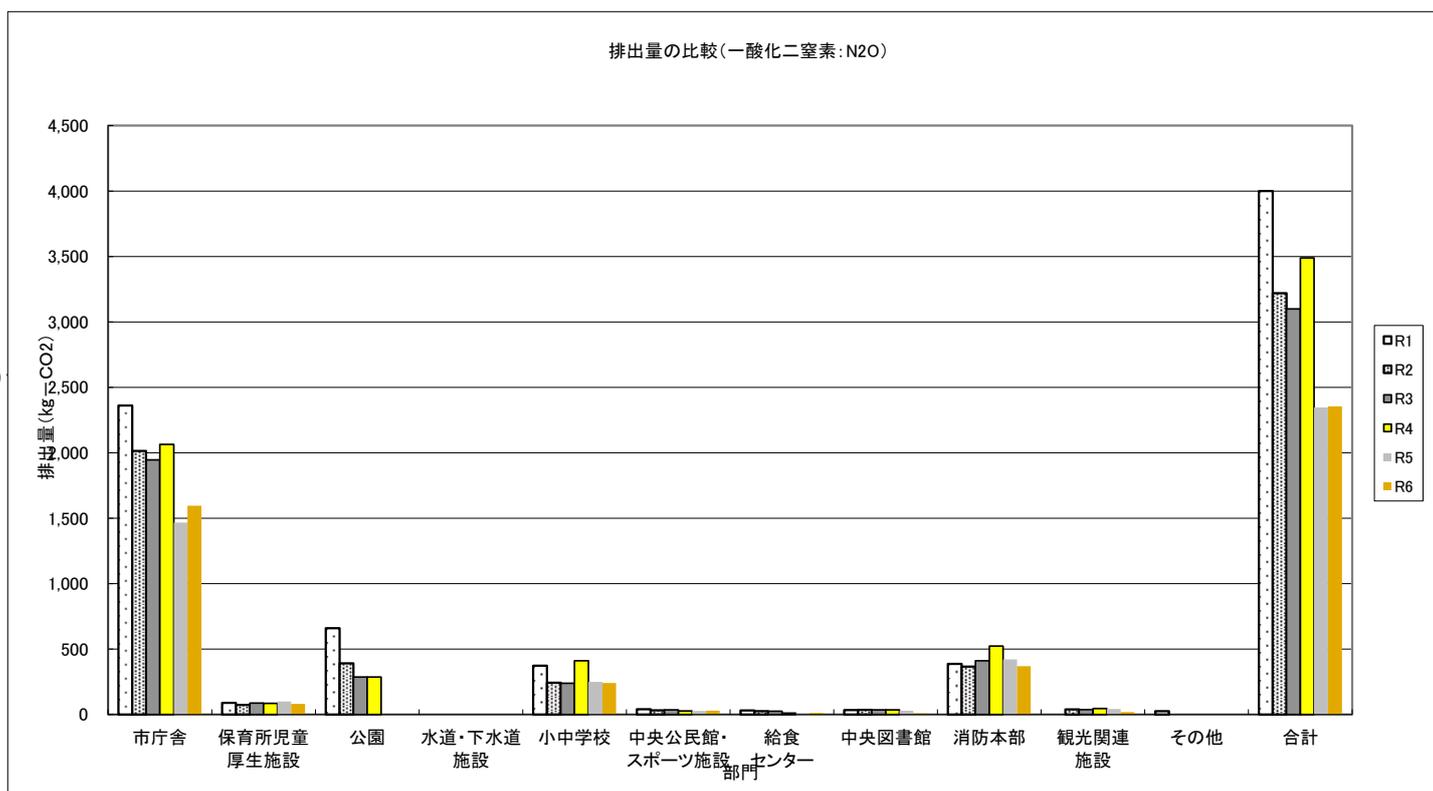
単位(kg-CO₂)

	市庁舎	保育所児童 厚生施設	公園	水道・下水道 施設	小中学校	中央公民館・ スポーツ施設	給食 センター	中央図書館	消防本部	観光関連 施設	その他	合計
R1	2,361	89	660	0	373	40	31	34	387	0	25	4,000
R2	2,014	73	391	0	243	32	26	36	366	39	0	3,219
R3	1,945	87	286	0	239	36	24	34	410	37	0	3,099
R4	2,064	85	287	0	411	28	11	35	522	46	0	3,489
R5	1,467	99	0	0	249	27	9	30	422	42	0	2,345
R6	1,594	80	0	0	242	29	12	8	369	18	0	2,353

※表示単位未満を四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。

(3)

排出量の比較(一酸化二窒素: N₂O)



令和6年度

5年目

0.638

8. 温室効果ガスの内訳

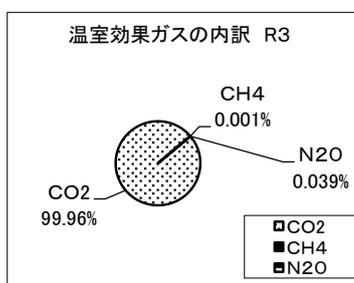
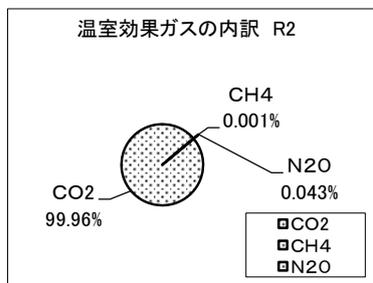
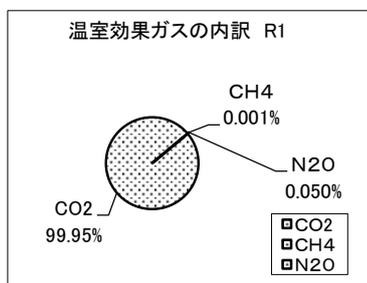
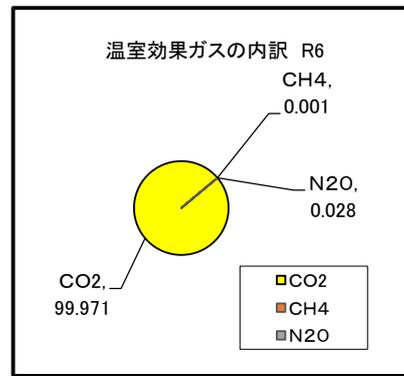
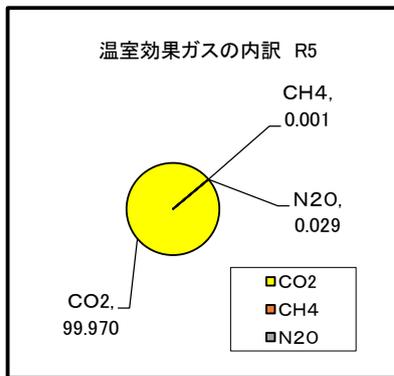
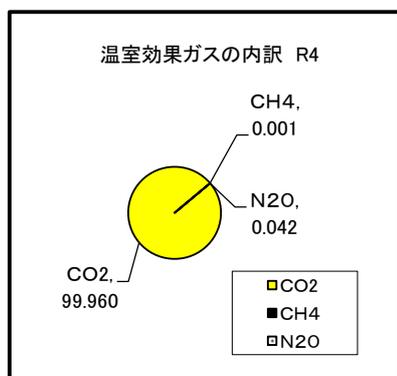
単位 (kg-CO₂)

	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	合計
R1	7,970,581	93	4,000	7,974,674
R2	7,401,975	75	3,219	7,405,269
R3	7,856,833	72	3,099	7,860,004
R4	8,300,821	81	3,490	8,304,392
R5	7,341,707	85	2,345	7,344,137
R6	8,307,093	86	2,353	8,309,532

単位 : %

	CO ₂	CH ₄	N ₂ O	合計
R1	99.95	0.001	0.050	100
R2	99.96	0.001	0.043	100
R3	99.96	0.001	0.039	100
R4	99.96	0.001	0.042	100
R5	99.97	0.001	0.032	100
R6	99.97	0.001	0.028	100

※四捨五入しているため、合計と一致しない場合があります。



9. 課題と今後の取組みについて

本市における令和6年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）について、最も多かったのは二酸化炭素（CO₂）であり、構成比は約99.9%となっている。排出の主な要因は電気の使用によるものであり、その構成比は約81.7%である。

今後も引き続き、省エネルギーの推進や各公共施設での使用量の適切な管理及び節電等の意識付けをおこない、電気使用量を重点的に削減する必要がある。

資 料

1	組織機構及び事務分掌	・・・	68
2	豊見城市公害防止条例	・・・	69
3	豊見城市公害防止条例施行規則	・・・	71
4	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例	・・・	76
5	豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則	・・・	80
6	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例	・・・	84
7	豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 施行規則	・・・	86
8	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例	・・・	88
9	豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則	・・・	89
10	豊見城市飼い犬条例	・・・	90
11	豊見城市飼い犬条例施行規則	・・・	92
12	豊見城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則	・・・	93
13	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例	・・・	95
14	豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則	・・・	99
15	豊見城市公営墓地整備計画策定委員会規則	・・・	103
16	豊見城市墓地等検討委員会設置要項	・・・	104
17	豊見城市公害対策審議会規則	・・・	105

1 組織機構及び事務分掌

市民部 環境課 生活衛生班・環境保全班

(令和6年4月1日現在)

○環境課職員 9名 課長(1名) 班長(2名) 主査(2名)
主任主事(1名) 主事(1名) 会計年度任用職員(1名)

- (1) 一般廃棄物処理業の許可に関する事。
- (2) ごみ収集委託業者の指導に関する事。
- (3) 浄化槽等の管理及び指導に関する事。
- (4) 清掃施設組合との連絡調整に関する事。
- (5) 一般廃棄物総合計画に関する事。
- (6) 一般廃棄物の減量化及び資源化に関する事。
- (7) クリーン指導員に関する事。
- (8) ごみ、し尿等の不法投棄の監視及び処理に関する事。
- (9) 環境衛生意識の向上に関する事。
- (10) 寄生虫予防及び狂犬病予防に関する事。
- (11) 衛生に関する調査及び統計に関する事。
- (12) 犬、猫等の管理指導及び死体処理に関する事。
- (13) 防疫用薬剤及び機器に関する事。
- (14) そ族昆虫類の駆除及びハブ対策に関する事。
- (15) 一般廃棄物の処理、収集及び運搬の指導に関する事。
- (16) 鳥獣保護に関する事。
- (17) 自然保護に関する事。
- (18) ラムサール条約に関する事。
- (19) 漫湖水鳥・湿地センターに関する事。
- (20) 地球環境に関する事。
- (21) 資源エネルギーに関する事。
- (22) 公害苦情、相談及び紛争の処理に関する事。
- (23) 公害の調査測定及び指導等に関する事。
- (24) 公害防止に関する施策及び実施計画に関する事。
- (25) 産業廃棄物等による公害防止の規制及びその指導に関する事。
- (26) 生活排水対策事業に関する事。
- (27) 沖縄県赤土等流出防止条例に関する事。
- (28) 環境総合計画に関する事。
- (29) 沖縄県環境影響評価条例に関する事。
- (30) 墓地及び無縁墳墓に関する事。
- (31) 火葬場に関する事。
- (32) 南斎場に関する事。
- (33) 公営墓地に関する事。
- (34) 環境保全意識の向上に関する事。
- (35) 空港周辺生活環境整備及び住宅騒音防止対策事業に関する事。
- (36) 専用水道に関する事。
- (37) 饒波川流域地域再生計画に関する事。

2 豊見城市公害防止条例

(昭和55年7月9日条例第26号)

改正 平成12年3月31日条例第9号 平成18年12月11日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、公害防止のため必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の活動に伴って生ずるばい煙等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (2) ばい煙等 ばい煙、すす、粉じん、ガス、汚水(廃液を含む。)、騒音、振動、悪臭、地盤の沈下及び土壌の汚染をいう。
- (3) 指定施設 工場又は事業場に設置される施設のうち、ばい煙等を発生し、又はもたらす施設であつて、規則で定めるものをいう。
- (4) 特定工事 生活環境において行われる工事のうち、ばい煙等を発生させ、又はもたらすおそれがあるものであつて、規則で定めるものをいう。
- (5) 規制基準 指定施設及び特定工事から排出し、又は発生するばい煙等の量、濃度、程度の許容限度又は施設の構造基準、維持管理の方法であつて、規則で定めるものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例に定める目的を達成するために公害防止に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、公害の防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体から協力の要請に応ずるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、つねに公害を防止するため、自己の責任と負担において必要な措置を講ずるとともに、市が実施する公害の防止に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、この条例に違反しない場合においても公害を防止するため最大限の努力をしなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、公害を発生させることのないようつねに努めるとともに、その発生源及び発生状況を監視し、公害の防止に関する市の施策に協力するなど公害の防止に寄与するように努めなければならない。

(指定施設の設置使用届出)

第6条 指定施設を設置しようとする者は、その指定施設の設置工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、設置届出書を市長に届け出なければならない。

2 1の施設が指定施設になったとき現に当該施設を設置している者は、前項の規定にかかわらず、指定施設になった日から60日以内に規則で定めるところにより使用届出書を市長に届け出なければならない。

3 第1項の届出には、設置場所の周辺関係者の同意書を添付しなければならない。

(施設変更等の届出)

第7条 前条第1項及び第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る工事開始の30日前までに規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(規制基準の遵守)

第8条 指定工場等を設置している者は、規制基準を遵守しなければならない。

(公害防止協定等の締結)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、指定工場等を設置している者又は設置しようとする者との間に公害の防止に関し、協定等を締結し、当該協定にしたがい特別の措置を講ずることができる。

(措置命令)

第10条 市長は、指定施設に係るばい煙等の量、濃度、程度又は構造基準、維持管理の方法が、その指定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、ばい煙等排出者に対し期限を定めて、ばい煙等の処理方法の改善その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わないときは、当該指定施設の使用の一時停止を命ずることができる。

(公表)

第11条 前条第2項の規定により命令を受けた者が、その命令に応じなかったときは、市長はそのものを公表することができる。

第12条 削除

(公害防止の緊急措置)

第13条 市長は、ばい煙等の排出又は発生が著しく市民の健康又は生活環境をそこなうことがあり、かつ、緊急にその公害を防止する必要があると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の排出量の減少その他必要な緊急措置を講ずることを求めるものとし、ばい煙等排出者は、これに応ずるよう努めなければならない。

(特定工事による公害の防止)

第14条 特定工事をしようとする者は、その工事現場又は当該工事に伴う車両等の運行により、公害が発生しないように努めなければならない。

2 市長は、特定工事等による公害の発生のため、市民の健康又は生活環境がそこなわれていると認めるときは当該工事を行っている者又はさせている者に対し、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。

3 市長は、前項の規定によって勧告を受けた者が、その勧告に従わないで、特定工事を行っているときは、期限を定めて必要な限度において公害防止の方策その他必要な措置を講ずることを命令することができる。

(燃焼行為の制限)

第15条 何人も、燃焼に伴いばい煙、ガス、すす、粉じん又は悪臭を著しく発生するおそれのあるゴム、イオウ、皮革、合成樹脂、油類その他これに類するものを多量に屋外において燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適正な処理の方法により、燃焼させる場合はこの限りでない。

(夜間の静穏保持)

第16条 何人も、夜間において音響機器音、楽器音、人声等によりみだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(規制基準の定めがない公害の措置)

第17条 市長は、規制基準の定めがないばい煙等により現に公害が発生し、又は発生のおそれがあると認めるときは、ばい煙等排出者に対し、ばい煙等の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずることを求めることができる。

(報告の義務)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙等排出者に対してばい煙等の処理、排出の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入検査)

第19条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、ばい煙等排出者の工場又は事業場に立ち入り、指定施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(公害対策審議会)

第20条 市長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を調査、審議するため、豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(1) 第2条第3号に規定する指定施設を定めること。

(2) 第2条第5号に規定する規制基準を定めること。

(3) 第10条の規定による権限に基づく措置命令に関すること。

(4) その他公害防止策に関すること。

2 審議会は、委員10人以内で組織し、委員は知識経験者のうちから市長が任命又は委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に関し必要な事項は、別に定める。

(他の地方公共団体との協力)

第21条 市長は、公害防止のため必要があると認めるときは、他の地方公共団体に協力を要請し、又は他の地方公共団体からの協力の要請に応ずるものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第23条 第10条第1項、第2項及び第14条第3項の規定による命令に違反した者は10万円以下の罰金に処する。

2 第6条及び第7条の規定に違反した者は、6万円以下の罰金に処する。

3 第18条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は第19条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、2万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、昭和55年7月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第9号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

3 豊見城市公害防止条例施行規則

(昭和56年3月7日規則第6号)

改正 平成21年9月30日規則第30号 平成25年10月2日規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市公害防止条例(昭和55年豊見城村条例第26号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 条例第2条第3号の規定による指定施設は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 大気汚染に係るものにあつては、別表第1(その1)
- (2) 水質汚濁に係るものにあつては、別表第1(その2)
- (3) 騒音に係るものにあつては、別表第1(その3)
- (4) 悪臭に係るものにあつては、別表第1(その4)

(規制基準)

第3条 条例第2条第5号の規定による規制基準は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 大気汚染に係るものにあつては、別表第2(その1)
- (2) 水質汚濁に係るものにあつては、別表第2(その2)
- (3) 騒音に係るものにあつては、別表第2(その3)
- (4) 悪臭に係るものにあつては、別表第2(その4)

(特定工事及び規制基準)

第4条 条例第2条第4号の規定による特定工事は別表第3の各項に掲げるとおりとし、規制基準は同表(III)に掲げるとおりとする。

(指定施設の届出)

第5条 条例第6条に規定する指定施設(設置、使用)の届出は、様式第1号により行うものとする。

2 前項に定める使用届出は、沖縄県生活環境保全条例施行規則(平成21年沖縄県規則第49号)第4条から第6条までに掲げる施設については、条例第6条第2項に定める使用届出の必要な指定施設から除く。

(指定施設の変更届出)

第6条 条例第7条に規定する指定施設変更の届出は、次に掲げる事項に該当したときに行うものとし、第1号から第3号までに係る届出については様式第2号、第4号に係る届出については様式第3号とする。

- (1) 指定施設の構造の変更
- (2) 指定施設の使用の方法の変更
- (3) 公害防止の方法の変更
- (4) 指定施設の使用の廃止

(名称等変更の届出)

第7条 条例第6条の規定による届出をした者は、その届出に係る名称等(名称、氏名、住所及び所在地)を変更しようとするときは、事前に様式第4号により届け出なければならない。

(受理書の交付)

第8条 市長は、第5条及び第6条第1号から第3号までに係る届出を受理したときは、様式第5号により受理書を交付する。

(同意書の添付の範囲)

第9条 条例第6条第3項の規定による同意書については、市長が特に必要と認めるもの以外については添付しないことができる。

(命令等及び公表の様式)

第10条 条例第10条第1項及び第14条第3項による措置命令は様式第6号、条例第10条第2項による一時停止命令は様式第7号、条例第11条による公表は様式第8号により行う。

(立入検査の身分証明書)

第11条 条例第19条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第9号とする。

(審議会の役員)

第12条 豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第13条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が、出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年9月30日規則第30号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成25年10月2日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

別表第1(その1)(第2条関係)

大気の汚染に係る指定施設

項	業 種	指定施設	規 模
1	すべてのもの	廃棄物焼却炉	火格子面積0.75㎡以上のもの

別表第1(その2)(第2条関係)

水質の汚濁に係る指定施設

項	業 種	指定施設	規 模
1	畜産農業	(1) 豚房施設	豚房の面積30㎡以上のもの
		(2) 牛房施設	牛房の面積100㎡以上のもの

別表第1(その3)(第2条関係)

騒音に係る指定施設

項	用途区分	施 設 名	規模又は能力
1	金属製品加工の用に供するもの	(ア) 高速切断機(カットグラインダーを含む。)	すべてのもの
		(イ) 研摩機(湿式及び工具用を除く。)	すべてのもの
		(ウ) シャーリングマシン(せん断機)	原動機の定格出力が1.5kw以上3.75kw未満のもの
		(エ) 平削盤	すべてのもの
		(オ) 型削盤	すべてのもの
		(カ) 自動ヤスリ目立機	すべてのもの
2	工場又は事業場に設置されているもの	(ア) 圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が2.25kw以上7.5kw未満のもの
		(イ) クーリングタワー	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(ウ) ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン(定着式のものに限る)	原動機の定格出力が0.75kw以上のもの
		(エ) 集じん装置	すべてのもの
3	土石又は鉱物の粉碎及びふるい分けの用に供するもの	(ア) 破碎機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(イ) 摩砕機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(ウ) ふるい分機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの
		(エ) 分級機	原動機の定格出力が7.5kw未満のもの

項	用途区分	施設名	規模又は能力
4	建設用資材の製造の用に供するもの	(ア) コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45㎡未満のもの
		(イ) アスファルトプラント	混練機の混練容量が200kg未満のもの
5	木材の加工の用に供するもの	(ア) 帯のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(イ) 丸のこ盤	製材用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上15kw未満のもの 木工用のものにあつては原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの
		(ウ) かんな盤	原動機の定格出力が0.75kw以上2.25kw未満のもの

別表第1（その4）（第2条関係）
悪臭に係る指定施設

項	業種	指定施設	規模
1	畜産農業	(1) 豚、牛の飼養に供する施設であつて、次に掲げるもの (ア) 飼養施設 (イ) 飼料調理施設 (ウ) ふん尿処理施設	豚房面積30㎡以上のもの 牛房面積100㎡以上のもの
		(2) 鶏舎	鶏舎面積50㎡以上のもの
2	動物質飼料、肥料の販売又は製造業	動物質飼料、肥料の販売又は製造の用に供する施設で次に掲げるもの (1) 飼料、肥料の置場 (2) 原料置場 (3) 製造施設	すべてのもの
3	すべてのもの	廃棄物焼却炉	火格子面積0.75㎡以上のもの

別表第2（その1）（第3条関係）
大気に係る規制基準

項	指定施設	規制基準
1	別表第1（その1）第1項に掲げる施設	(1) 防じん装置を有すること。 (2) 煙突は、ばい煙の拡散効果を図るため必要な高さを有すること

別表第2（その2）（第3条関係）
水質の汚濁に係る規制基準

項	指定施設	規制基準
1	別表第1（その2）に掲げる施設	(1) 飼養施設の床は、コンクリート構造とし、側溝にフタがされていること。 (2) ふん尿処理施設は、常に点検整備し、ふん尿、汚水等を未処理のまま公共用水域に放流しないこと。 (3) ふん尿及びこの汚水を貯溜する施設は、溢流、漏水等のないような適切な規模、構造とすること。 (4) 堆肥舎を有する場合、降雨による汚水の流出を防止し衛生害虫の発生を防ぐ措置を講ずること。

別表第2（その3）（第3条関係）

騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 午前8時から 午後7時まで	朝夕 午前6時から 午前8時まで及び 午後7時から 午後9時まで	夜間 午後9時から 翌日の午前6時まで
	第1種区域	45デシベル	40デシベル
第2種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第3種区域	60デシベル	55デシベル	50デシベル
第4種区域	65デシベル	60デシベル	55デシベル

備考

- 1 この規制基準を適用する地域及び区域は、市行政区域のうち騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示（平成24年豊見城市告示第30号）で指定する部分とする。
- 2 別添図面のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第8条第1項第1号にかかげる都市計画区域のうち第1種、第2種をのぞく区域については、告示の日から1年間は、なお従前の例による。
- 3 この表にかかげる区域の区分のうち、第2種区域、第3種区域及び第4種区域で、次にかかげる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、それぞれこの表に定める値から5デシベルを減じた値とする。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
 - (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する保育所
 - (3) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
 - (4) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- 4 「デシベル」とは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 5 騒音測定地点は、原則として工場等の敷地境界線上に定めるものとする。
- 6 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める指示騒音計又は国際電気標準会議のPUB179に定める精密騒音計を用いて行うものとする。この場合、聴感補正回路は、A特性を用いることとする。
- 7 騒音の測定方法は、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次にかかげるとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値の変動が少ない場合には、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が、不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
- 8 この表に定める騒音の規制基準値は、次の各号のいずれかに該当する場合には適用しない。
 - (1) 法令により認められた目的のために使用するとき。
 - (2) 広報その他の公共の目的のために使用するとき。
 - (3) 官公署、学校、工場において時報用のために使用するとき。
 - (4) 祭礼、盆おどり、運動会その他の社会生活において適当と認められる一時的行事に使用するとき。
 - (5) その他市長が特に認めたとき。

別表第2（その4）（第3条関係）
悪臭に係る規制基準

項	指定施設	規制基準
1	別表第1（その4）第1項の（1） に掲げる施設	<ul style="list-style-type: none"> （1）飼養施設の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 （2）飼養施設の床は、コンクリート構造とし、側溝にはフタがされていること。 （3）飼養施設のふん尿、その他悪臭を発生する汚物は、密閉構造の貯溜槽又はそれと同等以上の効果を有する建造物に集めること。 （4）防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。
	別表第1（その4）第1項の（2） に掲げる施設	<ul style="list-style-type: none"> （1）鶏舎の内部及び周辺は、常に清潔に保つこと。 （2）鶏舎の外部にふん尿が流れ出ない構造とすること。 （3）集ふん作業を頻繁に行うこと。 （4）防臭剤及び防虫剤を常時散布し、悪臭及び衛生害虫の発生を防止すること。
2	別表第1（その4）第2項に掲げる施設	<ul style="list-style-type: none"> （1）飼料、肥料置場の構造は密閉構造とすること。 （2）搬入搬出のさい周辺の人の多数が不快を感じないようにすること。 （3）有効な脱臭装置がされていること。 （4）原材料、その他の悪臭を発生するものは、悪臭のもれにくい容器に収納すること。
3	別表第1（その4）第3項に掲げる施設	<ul style="list-style-type: none"> （1）悪臭を著しく発生させるものを焼却しないこと。

別表第3（第4条関係）
特定工事に係る規制基準

項	(I) 特定工事	(II) 規模	(III) 規制基準
1	土砂等の採掘作業	最初の作業日から30日間の累積作業日数が3日以上のもの	<p>(各項共通)</p> <p>○工事現場へ出入りする車両は粉じん、騒音、振動を発生しにくい程度の速度で運行すること。又、積載車両は粉じんが飛散しないようにカバーでおおわれていること。</p> <p>○工事現場及びそこへ出入りする道路は、粉じんの飛散しにくい形態にされていること。</p> <p>○工事現場から発生する騒音、振動は周辺住民の多数の者の受忍限度を超えない程度のもとする。</p>
2	埋土、造成工事	すべてのもの（1日で終了するものを除く。）	
3	建設土木工事	すべてのもの（7日間で終了するものを除く。）	

4 豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例

(平成8年1月8日条例第2号)

(目的)

第1条 この条例は、事業者、市民及び本市が一体となって、生産、流通、消費及び廃棄の各段階における廃棄物の抑制並びに廃棄物の自己処理、再使用及び再生利用による廃棄物の減量化を推進するとともに廃棄物を適正に処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって本市における豊かで快適な環境の創造に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。
- (2) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (3) 適正処理困難一般廃棄物 法第6条の3第1項に規定する環境大臣が指定する一般廃棄物及び本市において適正処理が困難な一般廃棄物で規則で定めるものをいう。
- (4) 特別管理一般廃棄物 法第2条第3項に規定する特別管理一般廃棄物をいう。
- (5) 廃棄物の減量化 廃棄物の排出抑制、自己処理、再使用及び再生利用により廃棄物を量的に減らすことをいう。
- (6) 資源化 物の再使用、再生利用及び有効利用をいう。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、廃棄物の減量化に努めるとともに、事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

2 事業者は、前項に定めるもののほか、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、廃棄物の自己処理等廃棄物の減量化に努めるとともに、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市長の責務)

第5条 市長は、この条例に定める目的を達成するため、あらゆる施策を通じて廃棄物の減量化の推進及び適正処理を図らなければならない。

2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、事業者及び市民の意識の啓発を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。

(一般廃棄物対策推進審議会)

第6条 一般廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する事項について審議するため、豊見城市一般廃棄物対策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織及び運営)

第7条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民等の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 事業者の代表
- (4) 関係行政機関の職員

(クリーン指導員)

第8条 法第5条の8第1項の規定に基づき、廃棄物の減量化及び適正処理を推進するためクリーン指導員を置く。

(事業者による廃棄物の減量化の推進)

第9条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間の使用が可能な製品、容器等の開発を行うこと並びに製品、容器等の修理及び回収の体制を確保することにより廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

(事業者による製品等の資源化の促進)

第10条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等の資源化の容易性についてあらかじめ自ら評価し、資源化の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の資源化の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等の資源化を促進しなければならない。

(適正包装等)

第11条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その包装、容器等の適正化を図り、廃棄物の減量化に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な包装、容器等の普及に努め、使用後の包装、容器等の回収策を講ずる等により、その包装、容器等の資源化を促進しなければならない。

(市民による廃棄物の減量化の推進)

第12条 市民は、商品の購入に際して、その商品の内容及び包装、容器等を勘案し、再生品その他の資源化に配慮した商品を選択すること等により、廃棄物の減量化の推進に努めなければならない。

(地域団体等の資源化活動への参加等)

第13条 市民は、資源化が可能な物の分別を行うとともに、地域団体等による資源化を促進するための自主的な活動に参加し、又は協力することにより、資源化に努めなければならない。

(市長による廃棄物の減量化の推進)

第14条 市長は、廃棄物の分別収集、関係施設の整備等により、資源化の徹底を図るとともに、廃棄物の減量化に努めなければならない。

(市長の市民等に対する支援)

第15条 市長は、廃棄物の減量化の推進に関し、市民、事業者及び地域団体の自主的な活動に対し、情報等の提供その他必要な支援を行わなければならない。

(市長の資源回収業者等への協力要請等)

第16条 市長は、廃棄物の減量化を推進するため、資源回収又は廃棄物の再生を業とする事業者に必要な協力を求めるとともに、当該事業者の育成事業に努めなければならない。

(他の地方公共団体との連携)

第17条 市長は、廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する施策の推進に当たって、必要と認めるときは、他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(一般廃棄物処理計画)

第18条 市長は、法第6条第1項の規定に基づき中長期的な視点に立った一般廃棄物処理基本計画及び毎年度の廃棄物の処理に関する一般廃棄物処理実施計画を策定しなければならない。

2 市長は、前項の計画を規則の定めるところにより告示しなければならない。その計画に著しい変更があった場合も同様とする。

(事業者が排出してはならない一般廃棄物)

第19条 事業者は、次に掲げる一般廃棄物を、法第7条第1項の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集運搬業者」という。）が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本市の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別（前条第1項に基づく一般廃棄物処理実施計画に定める分別をいう。以下同じ。）が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 事業者は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、法第7条第6項の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「処分業者」という。）により又は事業者自ら適正に処理しなければならない。

(市民が排出してはならない一般廃棄物)

第20条 市民は、次に掲げる一般廃棄物を本市若しくは収集運搬業者が行う一般廃棄物の収集に際して排出し、又は本市の一般廃棄物処理施設に搬入してはならない。

(1) 分別が行われていない一般廃棄物

(2) 適正処理困難一般廃棄物

(3) 特別管理一般廃棄物

(4) 第2号又は前号の一般廃棄物が混入した一般廃棄物

2 市民は、前項各号に掲げる一般廃棄物については、処分業者より適正に処理しなければならない。

(排出禁止等一般廃棄物の収集等の拒否)

第21条 市長は、前2条により排出又は本市の一般廃棄物処理施設への搬入が禁止されている一般廃棄物については、収集及び本市の一般廃棄物処理施設への搬入を拒否することができる。

(多量の一般廃棄物の範囲)

第22条 法第6条の2第5項の規定による市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、規則で定める。

(市民が排出する多量の一般廃棄物の処理)

第23条 市民は、規則で定める多量の一般廃棄物を排出する場合は、自ら又は収集運搬業者により本市の一般廃棄物処理施設に搬入しなければならない。ただし、市長が災害その他特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

(共同住宅の建設時の事前協議)

第24条 規則で定める共同住宅を建設しようとする者は、建築確認を受ける前に当該共同住宅の一般廃棄物の排出方法について、市長と協議しなければならない。

(大規模事業所等の管理者の一般廃棄物減量化計画の作成等)

第25条 規則で定める大規模の事業所又は建設物の維持管理について権限を有する者(以下「大規模事業者の管理者」という。)は、規則で定めるところにより一般廃棄物の減量化計画を作成するとともに、それに関する業務を担当させるため一般廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

(大規模事業所等の管理者に対する指導等)

第26条 市長は、大規模事業所等の管理者が行う一般廃棄物減量化について特に必要があると認めるときは、当該大規模事業管理者等の管理者に対し、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任を指導しこれに従わないときは、一般廃棄物減量化計画の作成若しくは実施又は一般廃棄物管理責任者の選任について勧告することができる。

2 市長は、大規模事業所等の管理者が前項の勧告に従わないときは、その事実を公表し、又は本市の一般廃棄物処理施設への当該大規模事業所等が排出する一般廃棄物の搬入を拒否することができる。

3 市長は、前項の規定により、事実を公表し、又は一般廃棄物の搬入を拒否しようとするときは、大規模事業所等の管理者に弁明の機会を与えなければならない。この場合において、あらかじめ書面により当該公表又は拒否する理由、弁明の日時及び場所を通知しなければならない。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告義務)

第27条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を生ずる事業者は、特別管理一般廃棄物の状況を市長に報告しなければならない。

2 前項の処理状況の報告に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般廃棄物処理業者等の許可手数料)

第28条 法第7条第1項及び第6項の規定による一般廃棄物処理業並びに浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、許可証の交付を受ける際、別表第1に定める手数料を納めなければならない。

(一般廃棄物処分等手数料)

第28条の2 地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定に基づき、一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の処分等手数料として、別表第2に定める額を徴収する。

(手数料の減免)

第28条の3 市長は、災害その他特別の事情があると認めるときには、前条の手数を減額又は免除することができる。

(報告の徴収)

第29条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、土地又は建物の占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第30条 市長は、法第19条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認めるところに立ち入り、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年12月1日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年12月22日条例第24号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月30日条例第10号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年12月26日条例第52号)

(施行期日) 1 この条例は、平成15年5月1日から施行する。

(準備行為) 2 別表第2第2号から同表第4号までの規定による手数料の徴収のため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置) 3 この条例の施行前の受付に係る別表第2第4号に規定する粗大ごみの処理については、なお従前の例による。

附 則(平成16年12月24日条例第19号)

この条例は、豊見城市附属機関の設置に関する条例(平成16年豊見城市条例第18号)の施行の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第17号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月10日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第28条関係)

区分	手数料の額	
一般廃棄物の処理業の許可手数料	1件につき	6,000円
浄化槽清掃業の許可手数料	1件につき	6,000円
許可証の再交付手数料	1件につき	2,000円

別表第2(第28条の2関係)

区分	手数料の額	
(1) 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号。以下この表において「再商品化法」という。)第2条第5項の特定家庭用機器廃棄	特定家庭用機器廃棄物の種類ごとに2,500円以内で規則で定める額	
(2) 市が収集し、運搬し及び処分する廃棄物のうち、燃やせるごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組につき	大 216円
		取手付 216円
		中 183円
(3) 市が収集し、運搬し及び処分する廃棄物のうち、燃やせないごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組につき	大 216円
		中 183円
		小 162円
(4) 市が収集し、運搬し及び処分する廃棄物のうち、危険ごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組につき	小 162円
(5) 市が収集し、運搬し及び処分する廃棄物のうち、資源ごみ	規則で定めるごみ袋10枚入り1組につき	大 118円
		中 86円
		小 64円
(6) 市が収集し、運搬し及び処分する廃棄物のうち、粗大ごみ(再商品化法第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物を除く。)	規則で定める粗大ごみ処理券1枚につき	大(1個又は1束の重量が10キログラム以上のものをいう。)324円
		小(上記大以外のものをいう。)162円

5 豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する規則

平成8年2月1日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例(平成8年豊見城市条例第2号。以下「条例」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める適正処理困難一般廃棄物)

第2条 条例第2条第3号に規定する適正処理が困難な一般廃棄物は、別表第1のとおりとする。

(審議会の会長及び副会長)

第3条 豊見城市一般廃棄物対策推進審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 審議会は、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

4 前3項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(審議会の運営細則)

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(一般廃棄物処理計画)

第8条 一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物の処理についての基本方針、目標年次、排出状況、処理主体及び計画について策定し、告示するものとする。

2 一般廃棄物処理実施計画は、一般廃棄物の処理について、4月1日から翌年3月31日までを1事業年度として、一般廃棄物の種類別にその収集、運搬及び処分方法その他処理に必要な計画を定め、事業年度の初めに告示するものとする。

3 前2項の計画に著しい変更があった場合は、その都度告示するものとする。

(市長が指示することができる多量の一般廃棄物の範囲)

第9条 条例第22条で規定する市長が運搬の場所及び方法を指示することができる多量の一般廃棄物の範囲は、1日に排出する量が250キログラム又は1立方メートル以上のものとする。

(市民が排出する多量の一般廃棄物)

第10条 条例第23条で規定する規則で定める多量の一般廃棄物は、引っ越し、増改築等により排出されたものとする。

(事前協議を要する共同住宅等)

第11条 条例第24条で規定する規則で定める共同住宅は、5戸以上の共同住宅とする。

2 条例第24条の規定による事前協議をしようとする者は、共同住宅建設時の事前協議書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の協議書の提出があった場合において、その協議が整ったときは、共同住宅建設時の事前協議済証(様式第2号)を交付するものとする。

(大規模事業所等)

第12条 条例第25条で定める大規模事業所又は建築物は、次のとおりとする。

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(2) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院

(4) その他市長が指定する事業所又は建築物

(一般廃棄物減量化計画等の届)

第13条 条例第25条に規定する一般廃棄物の減量化計画の届出は、大規模事業所等の一般廃棄物減量化計画書(様式第3号)により、毎年2月末日までに行わなければならない。

2 条例第25条に規定する一般廃棄物管理責任者の選任の届出は、一般廃棄物管理責任者選任・解任届(様式第4号)により行わなければならない。

(一般廃棄物減量化計画作成等報告書)

第14条 条例第26条第1項の規定による報告は、一般廃棄物減量化計画（作成・実施）一般廃棄物管理責任者選任報告書（様式第5号）により、行うものとする。

(事業者の特別管理一般廃棄物処理状況の報告)

第15条 事業活動に伴い特別管理一般廃棄物を排出する事業者は、特別管理一般廃棄物の処理状況の報告を特別管理一般廃棄物処理状況報告書（様式第6号）により、毎年2月末日までに行わなければならない。

(一般廃棄物処分等手数料の額)

第15条の2 条例別表第2の規則で定める額は、別表第2のとおりとする。

(一般廃棄物処分等手数料の徴収の方法)

第15条の3 条例第28条の2に規定する一般廃棄物処分等手数料の徴収の方法は、次に掲げる方法によりこれを行うものとする。

(1) 市が収集し、運搬し、及び処分する特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項の特定家庭用機器廃棄物に係る手数料は、指定金融機関に納付することにより徴収する。

(2) 市が収集し、運搬し、及び処分する廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）に係る手数料は、市長が指定するごみ袋及び粗大ごみ処理券を販売することにより徴収する。

2 市長は、前項第2号の規定による手数料徴収事務を法人又は私人に委託することができる。

(ごみ袋等の規格)

第15条の4 条例別表第2の規則で定めるごみ袋及び規則で定める粗大ごみ処理券は、市の名称、市章その他の必要な事項を記載するものとし、規格は次のとおりとする。

(1) ごみ袋の色は無色とし、燃やせるごみ用は半透明、燃やせないごみ、危険ごみ及び資源ごみ用は透明とする。

(2) ごみ袋の大きさは、次表のとおりとする。

区分	袋の大きさ
大	縦80センチメートル、横65センチメートル
取手付	縦80センチメートル、横65（仕上げ45）センチメートル
中	縦70センチメートル、横50センチメートル
小	縦60センチメートル、横40センチメートル

(3) ごみ処理券の規格は、縦9センチメートル、横17センチメートルとする。

(身分を示す証明書)

第16条 条例第30条第2項に規定するその身分を示す証明書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(処理業の許可申請書)

第17条 法第7条第1項の規定による申請は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第8号）により行わなければならない。

2 法第7条第6項の規定による申請は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第9号）により行わなければならない。

3 法第7条の2第1項の規定による申請は、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書（様式第10号）により行わなければならない。

(運搬施設等の検査)

第18条 前条の規定による許可申請を行った者は、業務に使用する運搬施設、処理施設等について市長が行う検査を受けなければならない。

(処理業の許可証)

第19条 市長は、第17条第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第11号）を交付するものとする。

2 市長は、第17条第2項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証（様式第12号）を交付するものとする。

3 市長は、第17条第3項の規定による申請に対し許可をしたときは、一般廃棄物処理業の事業範囲変更許可証（様式第13号）を交付するものとする。

(一般廃棄物処理業廃止変更届)

第20条 法第7条の2第3項の規定による届出は、一般廃棄物処理業廃止・変更届（様式第14号）によりとり行わなければならない。

(処理業の許可証の再交付)

第21条 法第7条第1項又は第4項の規定による許可を受けた一般廃棄物の収集運搬業者又は処分業者（以下「処理業者」という。）は、第19条に規定する許可証を亡失又は破損したときは、一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第15号）を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(処理業の許可証の提示)

第22条 処理業者は、事業所の見やすい場所に許可証を提示しなければならない。

(浄化槽清掃業者の許可申請)

第23条 浄化槽法第35条第1項の規定による申請は、浄化槽清掃業許可申請書(様式第16号)により行わなければならない。

- 2 前項の規定による申請を行った者は、業務に使用する器具等について、市長が行う検査を受けなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による申請に対し許可をしたときは、浄化槽清掃業許可証(様式第17号)を交付するものとする。

(浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届)

第24条 浄化槽法第37条の規定による届出は、浄化槽清掃業許可申請書記載事項変更届(様式第18号)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業廃止等届)

第25条 浄化槽法第38条の規定による届出は、浄化槽清掃業廃止届(様式第19号)により行わなければならない。

(浄化槽清掃業の許可証の再交付)

第26条 浄化槽法第35条第1項の規定による許可を受けた浄化槽清掃業者(以下「浄化槽清掃業者」という。)は、許可証を亡失又は破損したときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書(様式第20号)を市長に提出して再交付を受けなければならない。

(業務実績の報告)

第27条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、市長の指示するところにより、業務の実績を市長に報告しなければならない。

(処理業者等の遵守義務)

第28条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可証を第三者に譲渡又は貸与しないこと。
- (2) 自己の名義をもって第三者にその事業をさせないこと。
- (3) その他許可証に記載する事項

(許可証の返還等)

第29条 処理業者及び浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- (1) 事業を廃止したとき、又は事業の有効期間が満了したとき。
- (2) 事業の許可を取り消されたとき、又は事業の停止処分を受けたとき。

2 市長は、前項第2号の事業の停止処分を解除したときは、返還された許可証を還付するものとする。

(その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第8条から第16条までの規則は、平成8年12月1日から施行する。

2 この規則の施行前に村長に提出された申請書等は、この規則の相当規定に基づく申請書等とみなす。

附 則(平成13年3月30日規則第11号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成15年1月10日規則第2号)

この規則は、平成15年5月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第6号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成18年11月17日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年4月22日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月18日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月10日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第2条関係)

区分	品目の例示
総重量が極めて重いもの又は体積若しくは、容積が極めて大きいもの	ボート、屋上タンク、浄化槽、看板、ピアノ、農業用車両及び機械等
圧縮処理又は破砕処理に困難をきたすもの	タイヤ、原動機付自転車、自動2輪車、スプリング入りマットレス等
腐食性、引火性、爆発性、有毒性等により施設を損傷するおそれがあり、作業上危険を生じ、又は安全衛生上支障を生じるもの	バッテリー、消火器、ガスボンベ、火薬類、塗料、廃油、劇薬、農薬、焼却灰等
有害物質を含有しているものでその有害性を除去することが困難なもの	ボタン型電池等

別表第2(第15条の2関係)

廃棄物の種類	区分	処分等手数料
電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	151リットル以上	2,000円
	151リットル未満	1,500円
テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの (1)ブラウン管式のもの (2)液晶式のもの(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のもの	22型以上	2,000円
	22型未満	1,500円
電気洗濯機及び衣類乾燥機		1,500円
ユニット型エアコンディショナー (ウインド型エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け型若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。)		1,500円

6 豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例

(平成14年10月28日条例第38号)

(目的)

第1条 この条例は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関し必要な事項を定め、放置自動車による障害を除去することにより、市民の快適な生活と安全を確保し、良好な都市環境を形成するとともに、本市の美観の維持増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車等 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。
- (2) 放置自動車等が正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の土地に相当な期間にわたり置かれていることをいう。
- (3) 放置自動車 土地所有者が適切に管理している土地に放置されている自動車等をいう。
- (4) 事業者等 自動車の製造、輸入、販売、整備又は解体を業として行っている者及びそれらの者の団体をいう。
- (5) 土地所有者等 土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 所有者等 自動車等を所有し、占有し、若しくは使用する権原を現に有する者又は最後に有した者及び自動車等を放置した者又は放置させた者をいう。
- (7) 処分等 放置自動車を最終処分すること及び処理するために必要な措置をいう。

(市の責務)

第3条 市は、放置自動車の発生の防止及び適正な処理について、啓発活動、広報活動及びその他必要な施策（以下「市の施策」という。）を実施しなければならない。

(事業者等の責務)

第4条 事業者等は、市の区域内において自動車等が放置自動車にならないよう啓発、回収その他の適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力する責務を有する。

(土地所有者等の責務)

第5条 土地所有者等は、その土地について自動車等の放置を防止する適切な措置を講ずるよう努めるとともに、市の施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民（市の区域内において自動車等を所有し、又は使用する者を含む。）は、市の施策に協力する責務を有する。

(関係機関への協力要請)

第7条 市長は、放置自動車の発生の防止、調査及び処分等について必要があると認めるときは、警察署その他の行政機関（以下「関係機関」という。）に対し協力を要請することができる。

(放置の禁止)

第8条 何人も、自動車等を放置し、若しくは放置させてはならず、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。

(通報)

第9条 放置されている自動車等を発見した者は、市長にその旨通報するよう努めなければならない。

2 市長は、前項の通報を受けた場合において、必要があると認められるときは、関係機関にその内容を連絡する等適切な措置を講ずるものとする。

(土地所有者等からの調査依頼)

第10条 土地所有者等は、その土地について自動車等が放置されないよう適切に管理をしていたにもかかわらず、自動車等が放置されているときは、当該自動車等の調査を市長に依頼することができる。

(調査等)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の規定による通報又は依頼があったときは、当該職員に当該自動車等の状況、所有者等その他必要な事項を調査させることができる。

2 市長は、前項の規定による調査の結果、当該自動車等が放置自動車であると判明したときは、所有者等に適切な処理を促すため、当該放置自動車に警告書をはり付けるものとする。

3 市長は、前項の放置自動車の所有者等が判明したときには、当該所有者に対し、当該放置自動車を撤去するよう勧告することができる。

(立入調査)

第12条 市長は、前条第1項の規定による調査を実施するために必要があると認めるときは、当該職員に、放置されている自動車等が置かれている土地に立入り、当該自動車等を調査させることができる。

- 2 前項の規定により立入り調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による調査に当たっては、関係機関への照会その他の方法により、所有者等の確認に努めるものとする。
- 4 第1項の規定による立入り調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(廃棄物の認定)

第13条 市長は、放置自動車をその形状、放置された状況等を総合的に勘案して規則で定める基準に基づき廃棄物として認定することができる。

- 2 市長は、廃棄物として認定したときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

(廃棄物認定外の措置)

第14条 市長は、前条の規則に基づく廃棄物として認定できない放置自動車についてその所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し期間を定めて当該放置自動車を撤去するよう命令することができる。

- 2 前項の規定による命令をするときは、規則で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(撤去後の確認)

第15条 前条第1項の規定による命令を受けた者が、放置自動車を撤去したときは、適正に処理したことを示す関係書類を速やかに市長に提出しなければならない。

(放置自動車の撤去・処分)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、自ら放置自動車を撤去し処分等を行うことができる。この場合において、第2号に該当するときは、規則で定める事項について公告しなければならない。

- (1) 第14条第1項の規定による命令をした後、規則で定める期間を経過してもなお撤去されないとき。
 - (2) 第14条第1項の規定による命令をしようとする場合において、放置自動車の所有者等が確認できないとき。
- 2 市長は前項の規定による処分等を行った後に、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、その者に対しその処分等に要した費用を請求することができる。

(関係法令の活用)

第17条 市長は、放置自動車の適正な処理を行うため、関係機関と連携し、関係法令の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第19条 第14条第1項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

7 豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則

(平成18年11月16日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年豊見城村条例第38号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(放置)

第3条 条例第2条第2号に規定する「相当な期間」は、14日間とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(調査依頼)

第4条 条例第10条の規定による調査依頼は、様式第1号により行うものとする。

(調査調書等)

第5条 条例第11条第1項の規定により市長が当該職員に調査させた場合において、当該職員は、放置自動車調書（様式第2号）を作成するものとする。

2 条例第11条第2項に規定する警告書は、放置自動車撤去警告書（様式第3号）とする。

3 条例第11条第3項に規定する勧告は、放置自動車撤去勧告書（様式第4号）により行うものとする。

4 市長は、放置自動車処理記録書（様式第5号）を備え、放置自動車の処理に関する事項を記録するものとする。

(身分証明書)

第6条 条例第12条第2項の身分を示す証明書は、様式第6号とする。

(廃棄物認定基準)

第7条 条例第13条第1項の規則で定める基準は、別表のとおりとする。

(廃棄物認定に係る公告記載事項)

第8条 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 自動車等の種別
- (2) 自動車等の色
- (3) 車名
- (4) 放置された場所

(命令書の記載事項)

第9条 条例第14条第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 命令の内容
- (2) 命令の年月日及び履行期限
- (3) 命令を行う理由
- (4) 命令をした後、履行期間を経過してもなお所有者が当該放置自動車を撤去しないときは、市長が自らこれを撤去、処分等を行うこと及び撤去処分に要した費用を徴収することができる旨

(撤去等に係る公告記載事項)

第10条 条例第16条第1項後段の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 条例第14条に規定する命令の履行期限内に当該放置自動車を撤去する旨
- (2) 条例第14条に規定する命令の履行期限を経過してもなお所有者が当該放置自動車を撤去しないときは、市長が自らこれを撤去、処分等を行うこと及び撤去処分に要した費用を徴収することができる旨

(撤去までの期間)

第11条 条例第16条第1項第1号の規則で定める期間は、6月間とする。ただし、これにより難しい場合は、市長が別に定める期間とすることができる。

(費用の請求)

第12条 条例第16条第2項の規定による費用の請求は、放置自動車処分等費用請求書（様式第7号）により行うものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第7条関係）

放置自動車の廃棄物認定基準

次の1から3までのいずれかに該当する放置自動車は、廃棄物として認定する。	
1	自動車の登録番号等が確認できず不法投棄と確認され、管理又は使用の形跡がない状態であって次のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> ナンバープレートが外されている。 <input type="checkbox"/> 車体番号が消されている。
2	主要機能が失われており自動車として本来の用に供することができず、現場の状況からして不法投棄と確認され、次の（1）及び（2）においてそれぞれ1つ以上該当する場合 （1）主要機能の状況 <input type="checkbox"/> エンジンルーム内の機器が著しく損傷又は紛失している。 <input type="checkbox"/> 走行装置（タイヤまわり）が損傷又は紛失している。 <input type="checkbox"/> 操縦装置（ハンドルまわり）が損傷又は紛失している。 <input type="checkbox"/> 乗車装置（シートまわり）又は積載装置（荷台等）が損傷又は紛失している。 <input type="checkbox"/> 車体の損傷が著しい状態である。 （2）現場の状況 <input type="checkbox"/> 通常、車を置くべきでない場所に放置されている。 <input type="checkbox"/> 車の中又は周辺にごみが散乱し、ごみ捨場と化している。 <input type="checkbox"/> 管理又は使用の形跡がない。
3	附属機能が失われ、かつ、現場の状況から見て自動車としての本来の用に供することができず不法投棄と確認され、次の（1）において2つ以上該当し、及び（2）において1つ以上該当する場合 （1）附属機能の状況 <input type="checkbox"/> ガラスが損傷している。 <input type="checkbox"/> 照明装置等（ヘッドランプ、ブレーキランプ、テールランプ）が損傷している。 <input type="checkbox"/> エンジンルーム内の機器が損傷している。 <input type="checkbox"/> 車内が損傷している。 <input type="checkbox"/> 車体が損傷している。 （2）現場の状況 <input type="checkbox"/> 通常、車を置くべきでない場所に長時間放置されている。 <input type="checkbox"/> 車の中又は周辺にごみが散乱し、ごみ捨場と化している。 <input type="checkbox"/> 長期間にわたり、管理又は使用の形跡がない。

8 豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例

(平成17年3月31日条例第15号)

(目的)

第1条 この条例は、まちの美観を損ねる空き缶・吸い殻等の散乱を防止するために市民等、事業者、土地の占有者等及び本市が一体となって、清潔で美しいポイ捨てのないまちづくりの促進を図ることにより、豊見城市の環境美化に努め、良好な生活環境を保全し、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶・吸い殻等 空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶・吸い殻等を所持している者が、道路、公園、河川、海岸等の公共の場所又は他人の占有若しくは管理する土地に、空き缶・吸い殻等を捨てることをいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者又は通過者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいう。
- (5) 土地の占有者等 土地を占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 回収容器 空き缶・吸い殻等を回収するための容器をいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、環境美化に関する必要な施策を講じなければならない。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶・吸い殻等を持ち帰り散乱の防止に努めなければならない。

2 市民等は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動に伴って生ずる空き缶・吸い殻等の散乱を防止するため回収容器の設置その他の必要な措置を講じるように努めなければならない。

2 事業者は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(土地の占有者等の責務)

第6条 土地の占有者等は、空き缶・吸い殻等のポイ捨て防止のため、当該土地利用者の環境美化意識の啓発に努めるとともに、その占有し、又は管理する土地の環境美化に必要な措置を講じるよう努めなければならない。

2 土地の占有者等は、市長がこの条例の目的を達成するために行う環境美化に関する施策が円滑に実施されるよう協力しなければならない。

(禁止行為)

第7条 市民等は、空き缶・吸い殻等のポイ捨てをしてはならない。

(勧告及び命令)

第8条 市長は、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項又は第7条に違反している者に対し、その責務を適正に履行すべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、これに従わないときは、その者に対し期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(立入調査)

第9条 市長は、空き缶・吸い殻等の散乱の状況を調査するために必要があると認めるときは、市長の指定する職員に空き缶・吸い殻等の散乱している土地に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

9 豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例施行規則

(平成17年3月31日規則第15号)

改正 平成18年11月17日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例(平成17年豊見城市条例第15号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勧告書及び命令書)

第2条 条例第8条第1項の規定による勧告は勧告書(様式第1号)を、同条第2項の規定による命令は命令書(様式第2号)を、それぞれ交付することにより行うものとする。

(身分証明書)

第3条 条例第9条第2項に規定するその身分を示す証明書は、身分証明書(様式第3号)とする。

(その他)

第4条 この規則に定めるもののほか、ポイ捨てのない快適なまちづくりに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、豊見城市ポイ捨てのない快適なまちづくり条例(平成17年豊見城市条例第15号)の施行の日から施行する。

附 則(平成18年11月17日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

10 豊見城市飼い犬条例

(昭和49年5月7日 条例第20号)

改正 平成8年1月8日 条例第1号

平成18年12月11日 条例第24号

平成20年3月7日 条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、飼い犬の管理を適正に行わせることにより、犬による人畜その他に対する危害を防止し、もって社会生活の安全を保持するとともに、公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 飼い主 犬の所有者又は管理者若しくは占有者をいう。
- (2) 飼い犬 前号の飼い主が所有し、又は管理し、若しくは占有する犬をいう。
- (3) 野犬 飼い犬以外の犬をいう。
- (4) けい留 人畜その他に危害を加えないように飼い犬をじょうぶな綱、くさり等で固定したものにつなぎ、拘束しておくこと又はおりに入れ、若しくはさくやその他の障壁を設けて収容することをいう。

(飼い主の義務)

第3条 飼い主は、飼い犬の性質、形態等に応じ、人畜その他に害を加えるおそれのない状態で飼い犬をけい留しておかなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 警察犬、狩猟犬、牧羊犬又は盲導犬をその目的のために使用するとき。
 - (2) 人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で飼い犬を訓練し、若しくは移動又は運動させるとき。
 - (3) 他人に危害を加えるおそれのない状態で展覧会、競技会又はサーカスその他これらに類する催しのために使用するとき。
 - (4) 幼犬等で人畜その他に害を加えるおそれのないことが明らかであるとき。(生後90日以内)
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、特別の理由により市長が承認したとき。
- 2 人畜その他に害を加えるおそれのある飼い犬は、これを制御することができる者でなければ連れ出してはならない。
- 3 飼い犬を飼育している場所の内外を常に清潔にし、ふんその他の汚物を衛生的に処理し、昆虫等の発生を防止し、発生したら駆除しなければならない。
- 4 飼い犬により、学校、公園、道路その他公の場所及び他人の土地・物件を不潔にし、又は傷つけあるいは荒すような行為をしてはならない。
- 5 飼い犬を飼育している場所の出入口附近又は他人の見やすい箇所に規則で定める様式により、飼い犬を飼育している旨を他人に明らかにできるように表示しなければならない。
- 6 飼い犬が不要になった場合は、自ら処理できるときを除き、市長に届け出てその指示に従わなければならない。

(飼い犬が人畜に害を加えた場合の届出)

第4条 飼い犬が人又は家畜、家禽等に害を加えたときは、飼い主は直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令)

第5条 市長は、人畜に害を加えた犬の飼育者に対し当該犬の殺処分又は性癖のきょう正及び危害防止のために必要な処置をとることを命ずることができる。

2 市長は、第3条の規定に違反していると認めるときは、その飼い主に対し必要な措置を命ずることができる。(野犬掃とう)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、野犬掃とうを行うことができる。ただし、その場合においてけい留されていない犬は飼い犬であることが明らかなもののほかすべて野犬とみなすことができる。

- 2 市長は、野犬が人畜その他に危害を加えることを防止するため緊急の必要がある場合において、通常の方法によっては野犬を捕獲することが著しく困難であると認めるときは一定の区域及び期間を定めて、薬物を使用して野犬を掃とうすることができる。
- 3 市長は、前項の規定により薬物を使用するときは、当該区域及び隣接区域の住民に対し、あらかじめ薬物の使用方法及び使用期間その他必要と認める事項を周知させ、事故防止に努めなければならない。
- 4 市長は、第2項に規定する薬殺を行う期間中、飼犬がけい留されていないため薬殺されることがあってもその責任を負わない。

(隣接市町村への通知)

第7条 市長は、前条第2項の規定により、薬殺を行うときは、隣接市町村長にその旨を事前に通知しなければならない。

(野犬掃とうの方法)

第8条 第6条第1項の規定による野犬掃とうは、市長の指定する野犬掃とう員をして行わせなければならない。

2 第6条第2項の規定による薬殺は、職員に行わせなければならない。

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該職員に、飼い犬を飼育している場所その他関係のある場所に立ち入って調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金又は科料に処する。

(1) 第3条第1項から第6項までの規定に違反し、人畜その他に被害を与えた犬の飼い主

(2) 第4条の規定による届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

(3) 第9条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

2 第5条に規定する措置命令に従わない者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年1月8日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月11日条例第24号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月7日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

11 豊見城市飼い犬条例施行規則

(平成20年3月13日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市飼い犬条例(昭和49年豊見城村条例第20号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(けい留の方法)

第2条 条例第3条第1項の規定によるけい留は、次の各号のいずれかに該当する場合でなければならない。

- (1) 飼い犬が公路を通行する人に接触しないものであること。
- (2) 塀その他の囲壁内において、飼い主に連絡できる装置を設けてあること。
- (3) 前号に規定する装置を設けないときは、囲壁内通路を通行する人に接触しないものであること。
- (4) 前3号によることができない場合は、こう傷防止用口輪等を装着させること。

(けい留の除外)

第3条 条例第3条第1項第5号の規定による市長の承認は、飼い犬けい留除外申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 前項の申請があったときは、市長はこれを審査し、相当と認めるときは、飼い犬けい留除外許可書(様式第2号)を交付するものとする。

(飼い犬がいる旨の表示)

第4条 条例第3条第5項に定める様式は、様式第3号とする。ただし、他に飼い犬を飼育している旨の表示をする場合は、この限りでない。

(飼い犬の加害の届出)

第5条 条例第4条の規定による届出は、飼い犬によるこう傷届(様式第4号)によるものとする。

(措置命令の様式)

第6条 条例第5条の規定による殺処分又は必要な措置命令は、措置命令書(様式第5号)によるものとする。

(身分を示す証票)

第7条 条例第9条第2項の規定による身分を証明する証票は、身分証明書(様式第6号)によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

12 豊見城市専用水道及び簡易専用水道の衛生管理に関する規則

(平成25年12月26日規則第55号)

(目的)

第1条 この規則は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道及び同条第7項に規定する簡易専用水道の管理を適正に行うために、水道法施行令（昭和32年政令第336号）、水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、衛生的で安全な水の給水を確認し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(確認等の申請)

第2条 法第33条第1項の規定に基づく専用水道の布設工事の確認申請は、専用水道布設工事設計確認申請書（様式第1号）により行うものとする。

2 専用水道でない水道が水道施設の布設工事を伴わず専用水道となった場合においては、当該専用水道の設置者は専用水道となった日から30日以内に、専用水道設置届（様式第2号）により市長に届け出るものとする。

(確認の通知等)

第3条 市長は、前条第1項の申請又は第2項の届出に係る設計が、法第5条の規定による施設基準に適合することを確認したときは専用水道布設工事設計適合通知書（様式第3号）を、適合しないと認めるときは専用水道布設工事設計不適合通知書（様式第4号）を、適合するかしないかを判断することができないときは専用水道布設工事設計確認不能通知書（様式第5号）を当該申請をした者に交付するものとする。

(記載事項の変更届等)

第4条 法第33条第3項の規定に基づく申請書の記載事項の変更の届出は、専用水道記載事項変更届（様式第6号）により行うものとする。

2 売買、譲渡又は合併等の承継により、新たに専用水道の設置者となった者は、承継した日から30日以内に専用水道承継届（様式第7号）により市長に届け出るものとする。

(給水開始前の届出)

第5条 法第34条第1項で準用する法第13条第1項の規定に基づく専用水道の給水開始前の届出は、専用水道給水開始届（様式第8号）により行うものとする。

(水道技術管理者の届出)

第6条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第19条第1項の水道技術管理者を設置したときは、専用水道水道技術管理者設置届（様式第9号）により市長に届け出るものとする。

2 専用水道の設置者は、前項の規定により市長に届け出た水道技術管理者の変更があったときは、専用水道水道技術管理者変更届（様式第10号）により市長に届け出るものとする。

(水質検査結果の届出)

第7条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第20条第1項の水質検査結果を、毎年6月末日までに専用水道水質検査結果届（様式第11号）により市長に届け出るものとする。

(給水の緊急停止の報告)

第8条 専用水道の設置者は、法第34条第1項において準用する法第23条第1項の規定により給水の緊急停止を行った場合においては、直ちに専用水道給水緊急停止報告書（様式第12号）により市長に報告するものとする。

(業務の委託届出等)

第9条 法第34条第1項で準用する法第24条の3第2項前段の規定による業務を委託したときの届出は専用水道業務委託開始届（様式第13号）により、同項後段の規定による委託に係る契約が効力を失ったときの届出は専用水道業務委託契約失効届（様式第14号）により行うものとする。

2 委託に係る契約内容に変更が生じたときは、専用水道業務委託契約変更届（様式第15号）により市長に届け出るものとする。

(休止又は廃止の届出)

第10条 専用水道の設置者は、専用水道を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日から30日以内に専用水道休止（廃止）届（様式第16号）により市長に届け出るものとする。

(改善の指示等)

第11条 法第36条第1項の規定に基づく改善の指示は、専用水道改善指示書（様式第17号）により行うものとする。

2 市長は、前項の指示の履行を確認したときは、専用水道改善指示履行確認書（様式第18号）により指示の相手方に通知するものとする。

3 法第36条第2項の規定に基づく水道技術管理者の変更の勧告は、専用水道水道技術管理者（専用水道受託水道業務技術管理者）変更勧告書（様式第19号）により行うものとする。

(給水停止命令)

第12条 法第37条の規定に基づく給水の停止命令は、専用水道給水停止命令書（様式第20号）により行うものとする。

2 前項の給水の停止命令を解除する場合は、専用水道給水停止命令解除書（様式第21号）により行うものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第13条 法第39条第2項の規定に基づく報告の徴収は、専用水道関係書類検査通知書(様式第22号)により行うものとする。

2 法第39条第2項の規定に基づく立入検査は、専用水道立入検査実施通知書(様式第23号)により行うものとする。
(簡易専用水道設置の届出)

第14条 簡易専用水道を設置しようとする者は、当該工事に着手しようとする日の30日前までに簡易専用水道設置届(様式第24号)により市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道の記載事項変更の届出)

第15条 簡易専用水道の設置者は、工事を伴う届出事項の内容の変更をする場合は、当該工事に着手しようとする日の30日前までに簡易専用水道施設変更届(様式第25号)により届け出るものとする。

2 簡易専用水道の設置者は、工事を伴わない届出事項の内容を変更する場合は、変更した日から30日以内に簡易専用水道記載事項変更届(様式第26号)により届け出るものとする。

3 売買、譲渡又は合併等の承継により新たに簡易専用水道の設置者になった者は、承継した日から30日以内に簡易専用水道承継届(様式第27号)により届け出るものとする。

(簡易専用水道の休止又は廃止の届出)

第16条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道を休止又は廃止した場合は、休止又は廃止した日から30日以内に簡易専用水道休止(廃止)届(様式第28号)により届け出るものとする。

(給水開始前検査)

第17条 簡易専用水道の設置者は、その施設を使用して給水を開始しようとする場合、あらかじめ建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第4条第1項第3号に掲げる水質検査並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5及び建築物に設ける飲料水の配管設備及び排水のための配管設備の構造方法を定める件(昭和50年建設省告示第1597号)に適合するかどうかの施設検査を行うものとする。

2 前項の検査を行った場合は、検査結果を添えて給水を開始しようとする日の前日までに簡易専用水道給水開始前届(様式第29号)により市長に届け出るものとする。

(簡易専用水道の改善の指示等)

第18条 法第36条第3項の規定に基づく改善の指示は、簡易専用水道改善指示書(様式第30号)により行うものとする。

2 前項の指示の履行を確認したときは、簡易専用水道改善指示履行確認書(様式第31号)により行うものとする。

(簡易専用水道の給水の停止命令)

第19条 法第37条の規定に基づく給水停止命令は、簡易専用水道給水停止命令書(様式第32号)により行うものとする。

2 当該水道利用者の利益を阻害するような状況の改善が確認されたときは、簡易専用水道給水停止命令解除書(様式第33号)により行うものとする。

(簡易専用水道の報告の徴収及び立入検査)

第20条 法第39条第3項の規定に基づく報告の徴収は、簡易専用水道関係書類検査通知書(様式第34号)により行うものとする。

2 法第39条第3項の規定に基づく立入検査は、簡易専用水道立入検査実施通知書(様式第35号)により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成28年3月30日規則第18号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）第10条の規定による墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、その適正化及び墓地等と周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生及び公共の福祉の確保に寄与することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(基本原則)

第3条 墓地等を経営する者（以下「経営者」という。）及び経営しようとする者は、墓地等の経営に係る永続性及び非営利性を確保するとともに、周辺の生活環境との調和に十分配慮しなければならない。

(許可の申請)

第4条 法第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の区域及び地目
- (4) 墓地等の構造
- (5) 墓地等の管理の方法
- (6) 工事の予定期間

2 法第10条第2項の規定による変更の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更の理由
- (2) 変更の内容
- (3) 前項第1号から第3号まで及び第6号に規定する事項

3 法第10条第2項の規定による廃止の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 廃止の理由
- (2) 廃止後の処理
- (3) 第1項第1号から第3号までに規定する事項

4 第1項及び第2項の規定による申請書の提出は、第11条から第13条まで並びに第14条第2項及び第3項に規定する手続を経た後でなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならない。

- (1) 第3条に規定する基本原則に適合すること。
- (2) 第8条から第10条までに規定する基準に適合すること。
- (3) 市内における将来にわたる墓地等の需要量の見込み及び現に市内に存する墓地等の供給量に照らして適当であること。

(許可証の交付等)

第6条 市長は、第4条第1項から第3項までの規定による申請について許可をしたときは、規則で定めるところにより許可証を交付し、又は書面により通知する。

2 市長は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないよう、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(みなし許可に係る届出)

第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされるときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(墓地等の経営主体)

第8条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号（納骨堂又は火葬場を経営しようとする者にあつては、第1号から第3号まで）のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 地方公共団体
 - (2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - (3) 墓地等の経営を目的に設立された公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - (4) 共同墓地（字の区域その他市内の一定の区域に住所を有する者等のために設置された墓地をいう。以下同じ。）を永続的に経営するために形成された地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体
 - (5) 付近に利用することができる地方公共団体が経営する墓地がなく、自己又はその親族のために設置しようとする墓地（以下「個人墓地」という。）を経営しようとする者
- 2 前項の場合において、同項第2号及び第3号に掲げる者は、墓地等を経営するための十分な財産その他経済的基盤を有していなければならない。

（墓地等の設置場所の基準）

第9条 墓地等の設置場所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該経営者が所有し、所有権以外の権利が存しない土地であること。
 - (2) 墓地等の区域の境界線と公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院その他の公共的施設又は人家との水平距離が、次に定める距離以上であること。
 - ア 墓地（個人墓地を除く。）にあつては、100メートル
 - イ 納骨堂にあつては、100メートル
 - ウ 火葬場にあつては、200メートル
 - (3) 水源を汚染するおそれのない土地であること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる墓地規制区域に墓地を設置してはならない。ただし、特別の理由があり、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 市街化区域
- (2) 地区計画区域
- (3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条第11号の区域
- (4) 瀬長島

（墓地等の構造設備の基準）

第10条 墓地等の構造設備は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。ただし、土地の形状その他特別の事由により、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

（事前協議等）

第11条 第4条第1項又は第2項の申請をしようとする者（以下「申請予定者」という。）は、あらかじめ、当該墓地等の経営又は変更の計画（以下「墓地等計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

- 2 申請予定者が、前項の規定による協議を行うときは、協議書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要に応じ、沖縄県知事又は沖縄県内の市町村の長に協議書を送付し、意見を求めることができる。
- 4 市長は、第1項の規定による協議があったときは、申請予定者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

（標識の設置等）

第12条 申請予定者は、墓地等の建設予定地に接する土地又はその土地に存する建物の所有者、管理者、居住者その他の規則で定める者（以下「近隣住民等」という。）に対し、墓地等計画について周知するため、前条の協議を開始した日以後速やかに、当該墓地等計画の概要を記載した標識を当該計画地の見やすい場所に設置しなければならない。

- 2 申請予定者は、前項の規定により標識を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 3 第1項の規定による標識の設置期間は、第17条第2項に規定する検査済証の交付を受ける日までとする。

(説明会の開催等)

第13条 申請予定者は、第9条第1項第2号に規定する距離の基準について同項ただし書の適用を受ける墓地等を計画しているときは、近隣住民等に対し墓地等計画の内容について周知するため、規則で定めるところにより、説明会を開催しなければならない。ただし、個人墓地については、この限りでない。

2 前項の説明会の不参加者については、個別に説明をしなければならない。

3 申請予定者は、第1項の規定により説明会を開催したとき又は前項の規定により個別の説明を行ったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

4 市長は、前項の規定による報告があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表しなければならない。

(近隣住民等の意見の申出等)

第14条 近隣住民等は、墓地等計画に関する次の事項について、市長に意見を申し出ることができる。

(1) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から考慮すべき事項

(2) 墓地等の構造設備と周辺環境との調和に関する事項

(3) 墓地等の建設工事の方法等に関する事項

2 前項の規定による申出に正当な理由があると市長が認めるときは、申請予定者は、当該申出をした者と協議を行わなければならない。この場合において、申請予定者は、当該申出をした者の理解を得よう努めるものとする。

3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により協議を行ったときについて準用する。

(紛争の処理)

第15条 申請予定者及び近隣住民等は、墓地等計画について紛争が生じたときは、相互の立場を尊重し、自主的に解決するよう努めるものとする。

(工事の着手等)

第16条 墓地等を経営しようとする者は、第6条第1項の規定により許可証の交付を受けた後でなければ、墓地等の設置に係る工事に着手してはならない。

2 第6条第1項の規定により許可証の交付を受けた者(以下「経営許可者」という。)は、当該工事に着手するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 経営許可者は、工事が完了するまでの間、当該許可証の写しを当該工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(工事の完了等)

第17条 経営許可者は、当該工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該工事が許可した内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは検査済証を交付する。

3 経営許可者は、前項の検査済証の交付を受けた後でなければ、当該墓地等を使用してはならない。

(変更の届出)

第18条 経営者は、当該許可証の記載事項に変更が生じたときは、法第10条第2項の規定による変更の許可が必要な場合を除き、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、新たに許可証を交付する。

(経営者等の遵守事項)

第19条 経営者又は墓地等の管理者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 墓地等の区域の清潔保持及び安全の確保に努めること。

(2) 墓地等の設備が倒壊したとき又はそのおそれがあるときは、速やかに安全措置を講ずること。

(3) 経営者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに墓地等の名称、許可年月日及び許可番号を掲示すること。ただし、個人墓地については、この限りでない。

(地位の承継)

第20条 個人墓地について祭祀^シを承継した者は、経営者の地位を承継する。

2 前項の規定により経営者の地位を承継した者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、新たに許可証を交付する。

(立入調査)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、墓地又は納骨堂の経営者又は管理者の協力を得て、当該職員に当該墓地又は納骨堂に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を調査させることができる。

2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第22条 市長は、正当な理由がなくこの条例に定める手続等がなされていないと認めるときは、申請予定者に対して必要な勧告をすることができる。

(公表)

第23条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、勧告を受けた者にあらかじめその理由を書面により通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において現に法第10条第1項の規定による許可を受けて経営されている墓地若しくは納骨堂又は現に存する共同墓地若しくは個人墓地であって、第8条から第10条までの規定に適合しない部分を有するものについては、当該適合しない規定を適用しない。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例（令和5年豊見城市条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(経営許可の申請等)

第3条 条例第4条第1項に規定する申請書は、墓地等経営許可申請書（様式第1号）とし、同条第2項に規定する申請書は、墓地等変更許可申請書（様式第2号）とする。

2 条例第4条第1項及び第2項に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。ただし、審査に支障がないと市長が認めるものについては、添付を省略することができる。

- (1) 墓地等の区域の境界線からの水平距離が200メートル以内（火葬場にあつては、500メートル以内）の区域（以下「周辺区域」という。）の見取図（周辺区域に公園、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院、社会福祉施設等がある場合にあつては、これらの施設の位置及びこれらの施設（道路を除く。）から墓地等の区域の境界線までの水平距離を示したもの）
- (2) 墓地等の区域に係る登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）及び不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (3) 申請地の現況写真
- (4) 申請理由を記載した書類
- (5) 地目が農地にあつては、農業委員会の意見書の写し
- (6) 他の法令等による必要な許可等の書類
- (7) 墓地にあつては、次に掲げる図面
 - ア 造園計画図
 - イ 管理棟（管理事務所を有する建築物をいう。）の配置平面図及び立面図
- (8) 納骨堂又は火葬場にあつては、次に掲げる図面
 - ア 建物の配置平面図及び立面図
 - イ 納骨堂にあつては、納骨室又は納骨装置の設計図
 - ウ 火葬場にあつては、主燃炉の設計図
- (9) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の設置に関する議会の議決書又は予算書の写し
- (10) 宗教法人又は公益法人にあつては、次に掲げる書類
 - ア 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条第1項に規定する規則の写し又は公益法人の定款の写し
 - イ 法人の登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）
 - ウ 墓地等の管理運営に関する規則等の写し
 - エ 墓地等の経営に係る収入及び支出を記載した10年間の収支予算書
 - オ 財産目録、資金計画書、貸借対照表、収支計算書その他の財務に関する書類
 - カ 墓地等の経営管理のための組織体制、維持管理計画及び使用方法に関する経営計画書
 - キ 墓地の需要を予測した書類
 - ク 墓地等の用地の取得、造成等に関する資金計画書及び見積書
 - ケ 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用希望者数が確認できる書類
 - コ 墓地又は納骨堂にあつては、墓地又は納骨堂の使用契約約款その他これに類する書類
- (11) 認可地縁団体にあつては、次に掲げる書類
 - ア 前号ウからコまでに掲げる書類
 - イ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けたことを証する書類
 - ウ 認可地縁団体の規約の写し
- (12) 変更許可申請にあつては、墓地等の経営許可証
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(廃止許可の申請)

第4条 条例第4条第3項に規定する申請書は、墓地等廃止許可申請書（様式第3号）とする。

2 条例第4条第3項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改葬計画書
- (2) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
- (3) 地方公共団体以外の者にあつては、当該墓地等の使用者の廃止に同意する旨の署名がある書類
- (4) 墓地等の経営許可証

(許可証等)

第5条 市長は、第3条第1項又は前条第1項の申請書の提出があつた場合は、これを審査し、許可するときは墓地等(経営・変更・廃止)許可通知書(様式第4号)により、許可しないときは墓地等(経営・変更・廃止)不許可通知書(様式第5号)により通知する。

2 市長は、前項の規定により経営又は変更の許可をしたときは、条例第6条第1項の規定により、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める許可証を交付する。

- (1) 墓地 墓地経営許可証(様式第6号)
- (2) 納骨堂 納骨堂経営許可証(様式第7号)
- (3) 火葬場 火葬場経営許可証(様式第8号)

(みなし許可に係る届出)

第6条 条例第7条の規定による届出は、墓地(火葬場)みなし許可届出書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 都市計画事業の認可若しくは承認又は土地区画整理事業若しくは住宅街区整備事業の事業認可を受けたことを証する書類の写し
 - (2) 新設又は変更の場合にあつては、設計図
 - (3) 墓地の廃止の場合にあつては、改葬対象、改葬日及び改葬状況を記載した書類
- (墓地等の設置場所の基準)

第7条 条例第9条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 墓地にあつては、敷地境界線から国道、県道、河川又は湖沼までの水平距離が30メートル(火葬場にあつては、200メートル)以上離れていること。
- (2) 個人墓地にあつては、30メートル以内に墓地があること。
- (3) 宗教法人が設置する納骨堂にあつては、宗教法人法第3条に規定する境内地又は火葬場の敷地内であること。

(墓地の構造設備の基準)

第8条 墓地の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 障壁又は生垣等により囲うこと。
- (2) 通路の有効幅員を1メートル以上確保すること。
- (3) 排水設備を設け、雨水及び汚水の滞留を防止すること。
- (4) 墓石の高さ以上の樹木で植栽帯を設けること。
- (5) 敷地面積の3割以上の緑地を適正に配置すること。
- (6) 管理事務所(敷地面積が1ヘクタール以上の墓地に限る。)、給水設備、ごみ保管設備及び駐車場(墳墓数に100分の10を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)以上の駐車区画を有するもの)を設けること。
- (7) 個人墓地にあつては、敷地面積が30平方メートル以下であること。
- (8) 景観に配慮したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、個人墓地については、同項第2号、第5号及び第6号の規定は適用しない。

(納骨堂の構造設備の基準)

第9条 納骨堂の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 納骨装置には、不燃材料を用いること。
- (2) 焼骨の収蔵が確実にでき、かつ、耐火構造とすること。
- (3) 床材には、コンクリート、石その他堅固な素材を用いること。
- (4) 除湿装置を設けること。
- (5) 駐車場を設けること。
- (6) 出入口及び納骨装置は、施錠ができる構造とすること。

(火葬場の構造設備の基準)

第10条 火葬場の構造設備について、条例第10条に規定する規則で定める基準は、次に掲げる基準とする。

- (1) 容易に乗り越えることのできない障壁又は生垣等により囲うこと。
- (2) 敷地面積の2割以上の緑地を適正に配置すること。

- (3) 火葬炉には、防じん及び防臭の装置を設けること。
- (4) 灰庫を設けること。
- (5) 出入口は、施錠ができる構造とすること。
- (6) 管理事務所、待合所、便所及び駐車場を設けること。

(事前協議)

第11条 条例第11条第2項に規定する協議書は、墓地等（経営・変更）計画協議書（様式第10号）とする。

2 前項の協議書には、次に掲げるものを添付しなければならない。ただし、協議に支障がないと市長が認めるものについては、添付を省略することができる。

- (1) 標識の案
- (2) 近隣住民等への説明会開催通知文の案
- (3) 第3条第2項第1号、第2号及び第7号から第11号までに掲げる書類又は図面

3 市長は、第1項の協議書の提出があったときは、墓地等（経営・変更）計画協議回答書（様式第11号）に条例第11条第4項の規定による必要な助言及び指導の内容を記して回答する。

(近隣住民等)

第12条 条例第12条第1項に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 墓地等の計画地が属する地区の自治会の長
- (2) 墓地等の計画地が他の自治会区域内の土地に接する場合にあっては、当該他の自治会の長
- (3) 墓地等の区域の境界線からの水平距離が100メートル以内（火葬場にあつては、200メートル以内）に存する建物の所有者、管理者及び居住者

(標識の設置等)

第13条 条例第12条第1項に規定する標識（以下「標識」という。）は、墓地（納骨堂・火葬場）の計画のお知らせ（様式第12号）により作成するものとする。

2 条例第12条第2項の規定による届出は、標識設置届出書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 設置場所を明示した図面
- (2) 設置状況及び記載内容が分かる写真

(説明会等)

第14条 条例第13条第1項に規定する説明会（以下「説明会」という。）の開催に当たっては、開催日の15日前までにその旨を近隣住民等に通知し、及び10日前までに説明会開催前届出書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

2 説明会において周知する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申請予定者の名称、主たる事務所の所在地、代表者の氏名及び当該事務所の電話番号
- (2) 墓地等の名称及び所在地
- (3) 墓地等の区域及び概要
- (4) 墓地等の維持管理の方法
- (5) 工事の予定期間
- (6) 工事の方法及び安全対策の概要

3 条例第13条第2項の規定による個別の説明は、説明会の開催後14日以内に説明会の不参加者に対し、個別訪問により行わなければならない。ただし、複数回個別訪問を行ったにもかかわらず、不在等により個別の説明を行うことができなかつたときは、次項第1号に規定する書類を送付することにより、個別の説明に代えることができる。

4 条例第13条第3項の規定による報告は、説明会等実施概要書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 説明会で使用した資料
- (2) 第1項の規定により通知した書面
- (3) 前号の書面の配布状況、説明会への出欠状況及び個別の説明の状況をまとめた近隣住民等の名簿

5 市長は、前項の概要書が提出されたときは、速やかにその旨を告示するとともに、当該告示の日から30日間、その指定した場所において当該概要書を公衆の縦覧に供するものとする。

(近隣住民等の意見の申出)

第15条 条例第14条第1項の規定による申出は、意見書（様式第16号。以下「意見書」という。）により行うものとする。

2 意見書の提出は、前条第5項に規定する縦覧の期間内（説明会を開催しない場合にあっては、標識設置日の翌日から45日以内）に行わなければならない。

3 市長は、意見書の提出があった場合はその内容を確認し、正当な理由がある認めるときは、当該意見書の写しを申請予定者に送付するものとする。

4 条例第14条第3項の規定により準用する条例第13条第3項の規定による報告は、条例第14条第2項の協議を行った日から30日以内に、協議結果報告書（様式第17号）により行うものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の報告書が提出されたときについて準用する。
（工事着手届）

第16条 条例第16条第2項の規定による届出は、工事着手届出書（様式第18号）により行うものとする。
（工事完了届）

第17条 条例第17条第1項の規定による届出は、工事完了届出書（様式第19号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 完成した墓地等の写真
- (2) 地方公共団体にあつては、当該墓地等の管理条例等の写し
- (3) 地方公共団体以外の者にあつては、当該墓地等の使用料金等を定めた書類

（検査済証）

第18条 条例第17条第2項に規定する検査済証は、検査済証（様式第20号）とする。
（管理者設置届）

第19条 法第12条の規定による届出は、管理者設置（変更）届出書（様式第21号）により行うものとする。
（許可事項変更届）

第20条 条例第18条第1項の規定による届出は、許可事項変更届出書（様式第22号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可証の写し
- (2) 変更内容を証する書類

（地位承継届）

第21条 条例第20条第2項の規定による届出は、地位承継届出書（様式第23号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 許可証の写し
- (2) 登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）

（台帳）

第22条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第7条第1項に規定する帳簿は、墓地台帳（様式第24号）及び納骨堂台帳（様式第25号）とし、同条第3項に規定する帳簿は、火葬場台帳（様式第26号）とする。

（立入調査員証）

第23条 条例第21条第2項に規定する証明書は、墓地等立入調査員証（様式第27号）とする。
（公表の方法）

第24条 条例第23条第1項の規定による公表の方法は、告示その他の方法により行うものとする。
（意見陳述機会の付与）

第25条 条例第23条第2項に規定する書面は、意見陳述の機会付与通知書（様式第28号）とする。

2 前項の通知書を受けて意見を述べるときは、意見陳述書（様式第29号）により行うものとする。
（その他）

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則の廃止）

2 豊見城市墓地等の経営許可等に関する規則（平成25年豊見城市規則第1号）は、廃止する。

（豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則の一部改正）

3 豊見城市規則で定める押印の取扱いの特例に関する規則（令和4年豊見城市規則第11号）の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市附属機関の設置に関する条例（平成16年豊見城市条例第18号）第3条の規定に基づき、豊見城市公営墓地整備計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 策定委員会は、市長の諮問に応じて、豊見城市公営墓地整備計画の策定に必要な事項を調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他特に市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、豊見城市公営墓地整備計画が策定されるまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、策定委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後最初に行われる策定委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

○豊見城市墓地等検討委員会設置要項

令和5年3月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要項は、豊見城市墓地等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 検討委員会は、豊見城市墓地等の経営許可等に関する事業を円滑に実施するために設置する。

(業務内容)

第3条 検討委員会の業務内容は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 豊見城市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条第2項に規定する墓地等規制区域の指定に関すること。

(2) 墓地の許可申請に対する許可の判断に関すること。

(3) その他必要な事項

(構成員)

第4条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体の代表者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 検討委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は、市民部生活環境課において処理する。

(補則)

第10条 この事項に定めるもののほか、必要な事項は、検討委員会の会議の同意を得て委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。

(検討委員会の招集に関する特例)

2 この要項の施行後最初に行われる検討委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市公害防止条例(昭和55年豊見城村条例第26号)第20条第4項の規定に基づき、豊見城市公害対策審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は必要な資料を提出させ説明を聞くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、市民部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この規則の施行後において最初に招集される審議会の会議及び第2条第1項の規定により互選される前に招集される会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。